

# 上越市食料・農業・農村基本計画

令和8年度～令和12年度



令和8年 月 改訂

新潟県上越市

## ～ 当市が誇る農業・農村の価値と魅力が

これからも輝き続けるために ～

日本海の大海原に面し、広大な大地に広がる水田。上越市は、春には緑のじゅうたん、秋には黄金色に輝く美しい農村の景観を織り成し、中山間地域には、訪れる人々の心身を癒してくれる豊かな自然があるなど、古来より農業を基調とした農村文化を育んでまいりました。

農業・農村は、私たちが生きていく上で欠かせない食料を供給してくれます。また、その生産活動の中で、国土の保全、水源のかん養、長きにわたって形成、継承されてきた文化や伝統など、私たちの暮らしに様々な恩恵をもたらしてくれます。

しかしながら、食料・農村・農村をとりまく環境は、異常気象や国際情勢の変動などにより、世界的に食料生産が不安定化し食料の安定供給に影響を与えているほか、国内においても農業従事者の減少と高齢化などによる後継者不足の深刻化や集落の共同機能の衰退による農地の荒廃、中山間地域を中心とした鳥獣被害など、食料の安全保障に関する様々な課題に直面しています。

一方、国では令和6年5月に「食料・農業・農村基本法」の一部改正を行い食料安全保障の確保や農村の振興をはじめとする5本の柱を基本理念と位置付け、令和7年4月には、改正基本法に掲げた理念の実現に向け、「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

このような背景を踏まえ、全国をリードする食料生産基地として、力強い農業と美しく活力ある農村の実現につなげてまいりたいと考え、上越市食料・農業・農村基本条例の理念に基づき、策定から5年を経過した当市の「食料・農業・農村基本計画」を令和12年度までの5年間を見据えた計画として改定いたしました。

この基本計画を通じて、今後も当市の農業が安定的かつ持続的に営まれ、美しい田園風景を次世代へ引き継ぐことができるよう、農業政策と地域政策を両輪として推進するとともに、国、県、農業者、事業者、農業関係機関・団体等と連携を図りながら、各々の立場の責務と役割を果たしてまいります。

最後に、本基本計画の策定に当たり、貴重なご意見とご協力をいただきました食料・農業・農村政策審議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様、並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

上越市長

# 目 次

## はじめに

1 計画見直しの趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画において定める事項	2
4 計画の期間	2
5 施策の体系図	4

## 第1章 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

1 これまでの施策の評価	5
2 上越市における食料・農業・農村をめぐる情勢と課題	6
3 上越市食料・農業・農村の目指す姿	6

## 第2章 食料自給率及び農地の有効利用に関する目標

1 食料自給率	9
2 農地の有効利用	11

## 第3章 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 食 料

1 安全・安心で高品質な食料の安定供給	
(1) 持続的かつ需要に応じた計画的な米生産の推進	12
(2) 優良農地の維持と荒廃農地の発生防止	15
(3) 気候変動や自然災害に強く、食料の安定供給と品質確保を可能とする産地づくりの推進	17
2 消費者と食・農とのつながりの深化	
(2) 消費者と生産者の関係強化	19
(3) ライフステージに対応した食育の推進	21
(4) 地産地消の推進	23
(5) 食品ロスへの対応の強化	25

## 農 業

1 力強く持続可能な農業構造の実現	
(1) 新たな担い手等の確保・育成の強化	27
(2) 強い農業経営体の育成	30
(3) 地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進	32
2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化	
(1) 園芸の振興	34
(2) 畜産の振興	36
(3) 農業生産基盤の整備	38
(4) 農業現場のデジタル化・スマート農業の実践による省力化・生産コスト低減の推進	39
(5) 環境保全型農業の推進	41

## 農 村

1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保	
(1) 生活環境の整備	44
(2) 中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度の活用による生活基盤の確保	46
(3) 鳥獣被害対策の推進	48
(4) 農業経営や農村の安全・安心な暮らしの実現に向けた防災・減災対策の推進	50
2 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出	
(1) 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大	51
(2) 多様な人材の参画	54
(3) 地域ならではの特産物・特産品の開発・有利販売の促進	55

## 施策の推進に共通する事項

1 効果的・効率的な施策の推進	58
2 SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進	58
3 幅広い関係者、関係機関等との連携	59

## 参考資料

用語解説	60
上越市食料・農業・農村基本条例・審議会規則	66

# はじめに

---

## 1 計画見直しの趣旨

農業・農村は、国民生活に不可欠な食料を供給する機能のみならず、その営みを通じて、国土の保全等の役割をも果たす、まさに「国の基」と言えます。

しかしながら、国における食料・農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少、高齢化が深刻化しているとともに、食料の輸入依存度が高く、不安定な国際情勢や常態化しつつある気候変動など、様々な課題に直面しています。

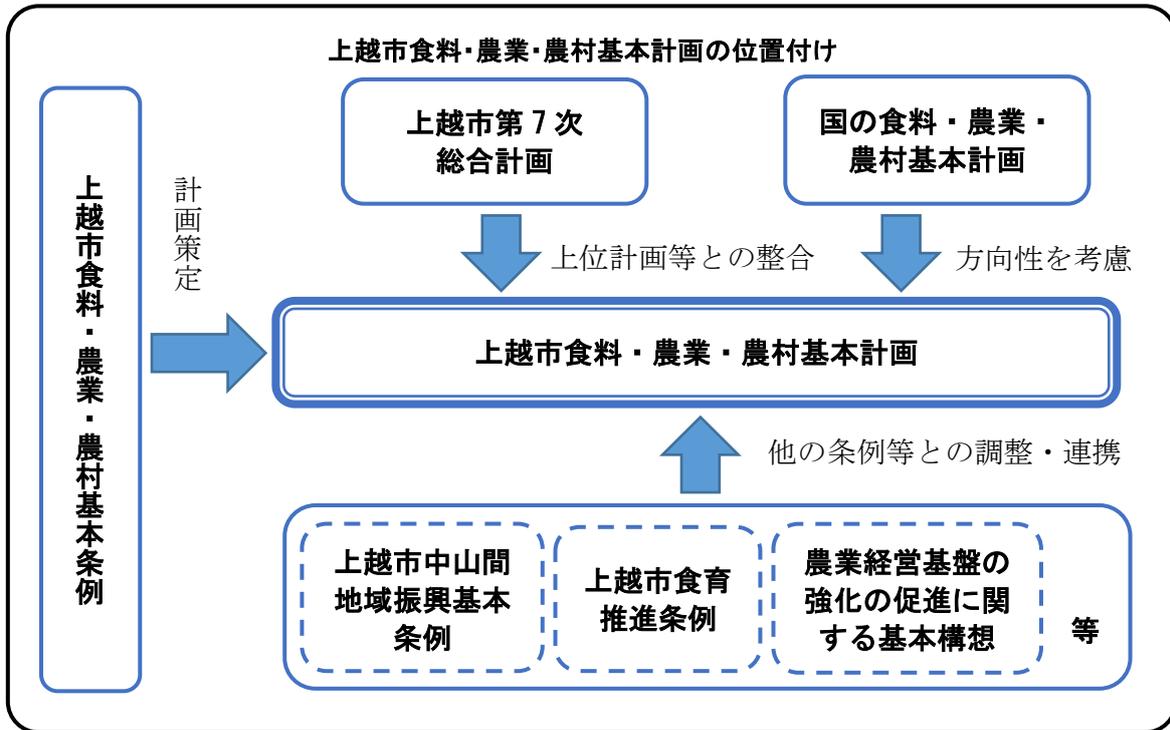
翻って、日本の食料供給基地である当市の食料・農業・農村を取り巻く環境を鑑みますと、全国有数の米生産地であることを裏付けする広大な農地、平場におけるほ場整備による農地の大区画化や農地の集積・集約化の進展、美しい棚田群、中山間地域への独自の支援体制整備など、全国に誇る大きな強みがある一方で、人口減少や高齢化が進展しており、食料・農業そのもの、また農村を維持するために必要となる担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。

また、地球環境問題に目を向けますと、温暖化により気候変動や大規模な自然災害が増加しており、とりわけ農業分野では、高温による農産物の収穫量や品質への低下、降雨量の増加等による災害の激甚化など、被害が甚大となっています。地球温暖化防止はすべての産業において取り組むべき課題であり、農業分野においても、温室効果ガスを削減し地球温暖化の防止を図るための「緩和策」と、地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処する「適応策」を一体的に推進する必要があります。

このような背景を踏まえ、今回の基本計画の見直しに当たっては、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中においても、生産現場の農業者が先を見通せる希望をもち、上越市の農業・農村を維持・振興し、受け継ぎやすい環境のまま次の世代へつないでいくことができるよう、「上越市食料・農業・農村基本条例」第2条に定める基本理念を踏まえ、食料・農業・農村の各分野について、これまでの市の取組の振り返りを行った上で、現状や課題を整理し、施策の進むべき方針をわかりやすく端的に記載するとともに、当市の状況をより多くの皆様からイメージしていただきやすいように、データやグラフなどを各項目に掲載しました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、上越市食料・農業・農村基本条例の下、当市の最上位計画である「上越市第7次総合計画」との整合性を図りつつ、国の「食料・農業・農村基本計画」を踏まえるとともに、食料や農業等に関する条例や計画、戦略等と調整・連携し、当市の食料、農業及び農村の総合的な振興を推進する計画として位置付けるものです。



## 3 計画において定める事項

上越市食料・農業・農村基本条例第8条第2項において、次のとおり規定しています。

- (1) 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食料自給率の目標
- (3) 農地の有効利用に関する目標
- (4) 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (5) その他市長が必要と認める事項

## 4 計画の期間

### (1) 計画の期間

これまでの国の食料・農業・農村基本計画は、施策の目標年度を10年後としつつ、計画については5年ごとに見直されてきました。一方、令和7年4月の見直しでは、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化等に対応するため、目標年度を計画終了年度と

同じ5年後の令和12年度とし、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしています。

一方、当市の計画は、これまで、国の食料・農業・農村基本計画と同様に、今後10年先までの施策の方向性を示すものとして計画策定、目標年度を10年後に設定しており、令和3年度に策定した前計画では目標年度を令和12年度、計画期間を令和12年度までの10年間としています。

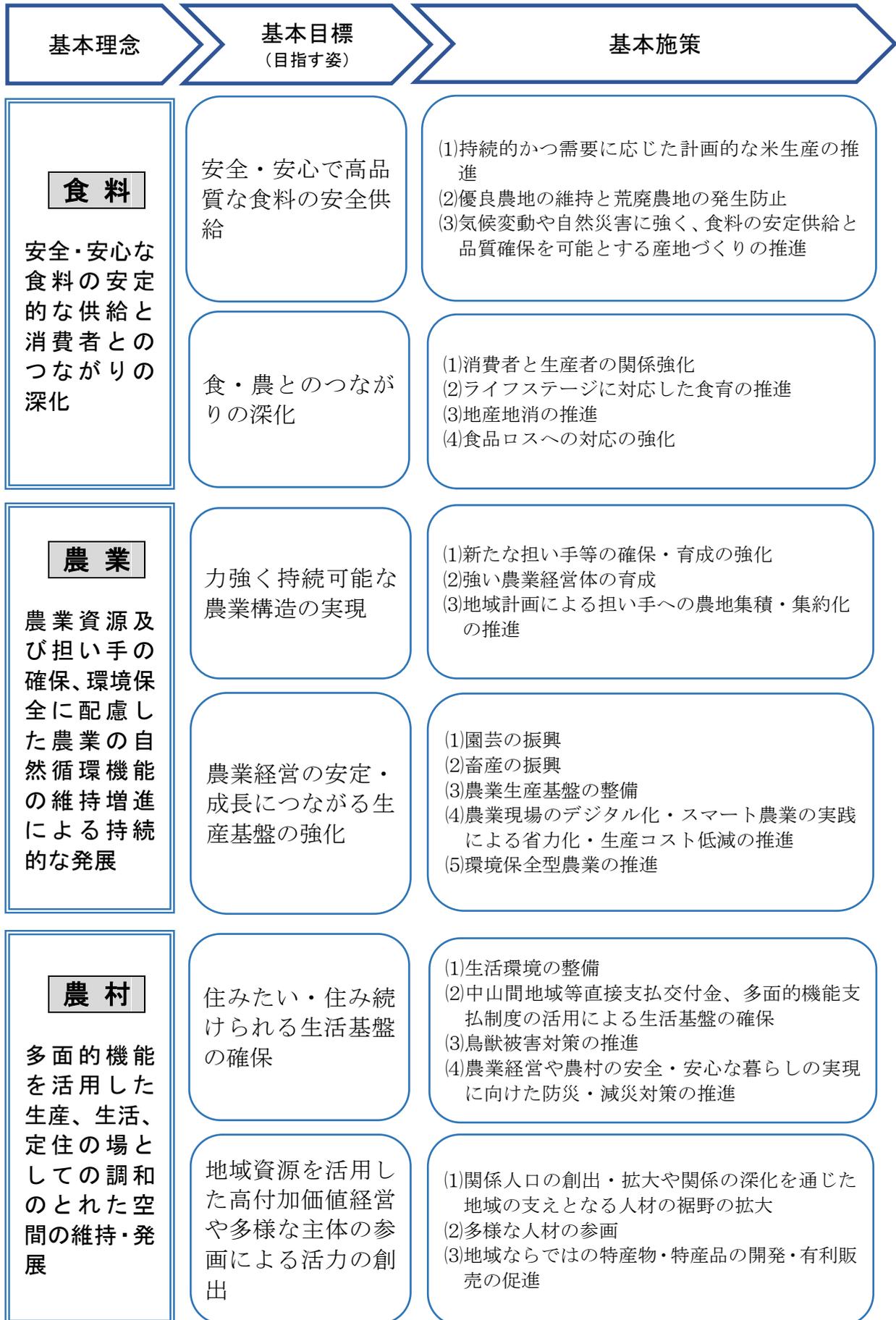
また、上越市食料・農業・農村基本条例第8条第8項では、「食料、農業及び農村をめぐる社会の情勢変化並びに施策の評価を踏まえ、おおむね5年ごと」に見直すものと規定していることから、計画は5年ごとに見直しをしています。

以上を勘案し、現在の農業情勢の変動や国の計画等の目標年度等を踏まえ、今回の計画を前計画（目標年度：令和12年度）の後期計画と捉えるとともに、令和12年度までの5年間を見据えた施策の方向性を示すものとししました。

## (2)計画の進行管理

本計画の進行管理は、実行計画である「上越市食料・農業・農村アクションプラン」で推進する具体的な施策を、毎年度、進捗状況を踏まえて見直します。

## 5 施策の体系図



# 第1章 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

## 1 これまでの施策の評価

これまでの基本計画では、上越市食料・農業・農村基本条例の目的と基本理念とに基づき、上越市農業・農村の維持・振興が図られるとともに、魅力ある産業として次世代の担い手に継承されること、そして、豊かで住みよい、環境の保全に配慮した地域社会への実現に寄与することを目指し、食料、農業及び農村に関する施策を掲げ進めてきました。

なお、前計画では、食料・農業・農村のそれぞれについて、令和12年度を目標年度とする施策指標（アウトカム指標）と、計画を実現するためのアクションプランにおいて、年度目標を定めたアウトプット指標を設定し、事業や活動の真の価値と効果を客観的に評価できるようにしています。

食料に関する施策では、農業経営の安定と持続的な発展を目指して、高品質・良食味の上越産米の安定供給と営農継続が可能な米価水準を維持するため、「需要に応じた米生産」を着実に進めるとともに、主食用米以外への作付転換や複合営農の推進、えだまめやアスパラガス等の高収益作物の産地づくり、地産地消の推進など、食料の安定供給に取り組みました。

農業に関する施策では、地域農業の持続性を向上するため、新規就農者を外部から呼び込むための取組を進めるとともに、就農後は関係機関・団体と連携して定期訪問や経営相談、営農指導を行うなど、きめ細かくサポートを行い、地域農業の将来を担う若手農業者等への支援に取り組んだほか、スマート農業や環境保全型農業、大区画ほ場整備の推進、地域計画の策定など農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化を進めました。

農村に関する施策では、特に中山間地域における農業の振興、農地維持への取組や生産意欲の減退につながる鳥獣被害対策のほか、棚田や雪などの地域資源をいかした農村振興と魅力ある特産物づくりを進めるとともに、越後田舎体験や都市生協組合員、棚田オーナー制度等の活用による都市住民との交流や、農業者の人手不足と障がい者の就労機会の創出をマッチングする農福連携に取り組みました。

これら、食料・農業・農村に関する施策を進めた結果、令和6年度で評価可能なアウトプット指標の73項目のうち38項目が達成、35項目が未達成となりました。

後期計画では、施策の評価・検証結果を踏まえ、必要に応じて施策の方向性や施策の達成度を判断する指標や取組を見直した上で、PDCAサイクルに基づき目標達成に向けて取り組みます。

## 2 上越市における食料・農業・農村をめぐる情勢と課題

当市は、平野部に比べ生産条件が不利な中山間地域を擁しており、農業従事者が減少、高齢化する中、耕作者や農地や農道、水路などの管理を担う人材の確保が困難となるなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面しています。このため、人、モノ、情報などの経営資源や農業技術が継承されなくなることによる生産基盤の脆弱化が危惧されるほか、中山間地域を中心として農業生産のみならず地域コミュニティの維持が困難になることも懸念されます。さらには、近年頻発している異常気象や自然災害等の変化に対する不安も増しています。

こうした中、食と豊かな自然環境を次世代に継承し、これからも美しく活力ある農村であり続けるためには、経営規模や平場と中山間地域といった生産条件の違い等も踏まえながら生産基盤を強化していく産業政策と、多様な主体の参画により地域の活力の創出を図る地域政策を総合的に進めていくとともに、異常気象の頻発化などへの対応として地球温暖化を緩和するため、農業生産工程等における温室効果ガスの発生抑制や、気候変動への適応策として高温耐性品種を導入するなどの対策を進める必要があります。

また、日本の主食である米の需給バランスが崩れ米価が高止まりしており、需要に応じた米の生産に取り組むとともに、農業者の再生産が可能でかつ消費者から納得をしていただく適正価格での取引が求められています。

これら課題の解決に当たっては、一層、農業者・消費者・事業者・都市住民・関係機関・団体のつながりを強化し、農業及び農村の有する価値と役割に対する市民の理解と支持を得ることが肝要と考えます。

## 3 上越市食料・農業・農村の目指す姿

私たちは、先人たちが築き守り抜いてきた伝統と技術に裏付けられた、当市の食料、農業及び農村を次世代へ継承していかなければなりません。

そのためには、「産業政策」と「地域政策」の相乗効果を発揮させていくとともに、環境負荷の低減と生産力向上を両立させるための新たな生産技術等を取り入れていくことがより一層重要となることから、これまで以上に食料、農業及び農村が有する多面的な価値とその役割の大切さ、そして農業・農村の生産基盤の脆弱性に対する市民の理解と共感が何より重要となってきます。

この市民の理解や支持こそが、農業者のやりがいと誇りを高め、当市農業のブランド力の向上とともに新たな担い手確保に向けた当市の魅力向上につながり、ひいては当市の農業・農村を強く持続可能とするものと確信しています。

以上のことを踏まえ、本計画では次のとおり施策を講じていくこととします。

## (1) 食料

高齢化や生活スタイルの変化に伴う食の外部化・簡便化の進展等を踏まえ、消費者や実需者ニーズの多様化・高度化への対応を進めつつ、食料自給率の向上に貢献するため、全国に誇れる持続的かつ安定的な食料供給基地として、安全・安心で高品質な食料の需要に応じた計画生産を目指します。

また、市民一人一人が自らの健康に関心を持って食を選びとっていく力を身につけることや、食生活の多様化、世代の特性等を踏まえた食育を推進するとともに、地域内で生産された農産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、学校給食等への活用、農産物直売所等での販売や各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、地域内で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を促進します。

あわせて、食品ロスについて広く市民の理解を深めるとともに、日常生活で取り組める施策を展開していきます。

## (2) 農業

引き続き当市の農業が成長産業として持続的に発展していくためには、主要作物である米の価格の安定に向けて需要に応じた生産を継続するとともに、担い手たる農業者の意欲と誇りを一層醸成し、その気運を次世代に継承していくとともに、新たな農業後継者の獲得に向けて、当市の農業とまちの魅力を市内外へ広く発信し、当市での生活や就農したときのイメージを具体的に描けるようにしていく必要があります。

さらに、新たな担い手の確保に向けた方向性として、平場については大規模化する経営体への雇用就農や親元就農を推進します。一方、担い手・後継者不足が深刻な中山間地域については、農村の維持という観点から、親元就農や雇用就農はもちろんのこと、地域の新たな担い手として独立自営就農なども視野に入れ、半農半X、U I J ターン者、農業分野に参入する企業などの多様な担い手の確保に重点を置きます。

これらの担い手の確保に対しては、市の独自制度のほか、国の制度等を活用し移住・定住に向けた支援なども活用し取組を進めます。

また、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、経営感覚を持った人材が活躍できるよう、担い手の育成・確保を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化や農業生産基盤の整備、スマート農業の推進など、持続可能かつ足腰の強い農業経営を目指す取組を強化していきます。

あわせて、トレンドを捉えた需要に応じた米生産や園芸、畜産等との複合経営、特色ある農産品の産地づくりなどを通じて、農業者の所得向上を推進していきます。

### (3) 農村

農村は、食料供給を担うという側面に加え、「国土保全」、「水源かん養」、「自然環境保全」などの多面的機能を発揮する場であるという特徴があります。農村では、農業生産活動と生活が密接に結びついており、この一体性が、「多面的機能」と「地域コミュニティ」を支える基盤となっています。

耕地面積が広い当市には、多くの農村部が存在しており、中でも中山間地域においては、棚田や豊富な雪解け水、山菜、郷土料理、伝統芸能など、様々な地域資源や伝統文化が存在し、また、これらの地域資源は共同作業や相互扶助の文化が根付く中で地域に継承されています。

一方、農村部は、少子化や高齢化が進み、農地の荒廃、集落の存続が危ぶまれる状況が広がりつつあることから、農村の維持・振興に向けた取り組みを進め、こうした流れに歯止めをかけることが必要となります。

このため、市内外からの多様な主体の参画により地域の活力の創出を図る地域政策を総合的に進めていき、人材を確保できるよう取り組みます。

また、中山間地域を中心とした農村では、イノシシを中心とした鳥獣被害が深刻化・広域化していることから、地域と関係機関・団体が連携した被害対策を戦略的に展開していくとともに、捕獲した鳥獣をジビエとして有効活用していきます。

このように、地域資源を最大限活用し、地域の活動の活性化につなげながら地域の農業の価値と魅力を高めていくことで、農業・農村の維持・振興を図ります。

## 第2章 食料自給率及び農地の有効利用に関する目標

### 1 食料自給率

食料自給率とは国内の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標であり、国は食料の安全保障を評価する観点で供給熱量（カロリー）ベースの食料自給率と、農業の経済活動を評価する観点で生産額ベースの食料自給率などの目標を示しています。

#### ■ 本計画における食料自給率・目標

本計画では国の供給熱量（カロリー）ベースの食料自給率と同様の考え方のもとで算出することとします。

これにより、国や県の食料自給率と比べ、当市がどの程度食料の自給ができているかを示すことが可能となり、その食料自給率の高さが明確になることで、市内生産のポテンシャルの高さを示すことができ、市民へ安心感をもたらすとともに、そのことが市内農林漁業者の自信と意欲の創出にも寄与するものと考えます。

項目	現状(R5)	目標(R12)
市の食料自給率(カロリーベース)	106%	128%

#### 【参考】

新潟県(カロリーベース) <sup>※1</sup>	117%(概算値)	—
国(カロリーベース) <sup>※1</sup>	38%	45%
上越市試算方式自給率 <sup>※2</sup>	46%	50%

※1 【資料：農林水産省 HP ([https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/zikyu\\_10.html](https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/zikyu_10.html))】

※2 市内の生産量が市内全体の消費量を上回っている品目（米）の過剰分をカットし、食料自給率の試算から除外しています。市内で生産される特定の作物に限定した供給と消費のバランスを示した参考指標となります。

≪参考≫市内の水田における作物別生産面積の推移

(単位:ha)

作物	2年産	3年産	4年産	5年産	6年産
主食用米	11,146	10,506	10,257	10,447	10,724
加工用米	456	590	593	541	512
備蓄用米	41	85	29	15	56
飼料用米	175	772	1,025	886	560
米粉用米	190	188	210	134	112
輸出用米	81	92	98	95	117
その他新規需要米	31	29	35	51	79
麦	1	1	1	5	8
大豆	386	373	340	318	249
そば	184	176	174	183	169
えだまめ等※	75	75	79	78	91
飼料作物	20	15	15	12	11
その他野菜	30	13	32	13	13
計	12,816	12,915	12,888	12,778	12,701

※ 「等」は、ブロッコリー・カリフラワー・キャベツ

【資料:上越市農業再生協議会】

## 2 農地の有効利用

農地の有効利用に関する目標は、上越市食料・農業・農村基本条例第8条第5項により、前項に規定する食料自給率の目標が達成できるよう、農地の確保、積極的な水田の活用等について目標値を定めるものとしていることから、これまでのすう勢を踏まえ、荒廃農地の発生防止・解消に関連する施策の効果を織り込みつつ、新たに数値目標を設定します。

### ■ 耕地面積の見通し、延べ作付面積及び耕地利用率

項目	現状(R6)	目標(R12)
耕地面積(A)	16,300ha	16,000ha
うち田の面積(B)	15,300ha	15,300ha
水田の活用による作付面積(C)	12,701ha	12,701ha
耕地(田)利用率(C/B)	82.9%	82.9%

【資料：作物統計(耕地面積)、上越市農業再生協議会(水田の活用による作付面積)】

# 第3章 食料、農業及び農村に関し総合的かつ 計画的に講ずべき施策

## 食料

### 1 安全・安心で高品質な食料の安定供給

#### (1) 持続的かつ需要に応じた計画的な米生産の推進

##### 現 状

- 当市の耕地面積の約94%は田であり、また、重粘土質であることから、主食用米に限らず、加工用米や飼料用米、新市場開拓用米、稲WCSなどの非主食用米（輸出用米、飼料用米、加工用米等）と合わせた水稻の生産が農地利用の大部分を占めています。
- 主食用米については、高品質・良食味の上越産米の安定供給とともに、営農継続が可能な米価水準を維持するため、「需要に応じた生産」を進めています。
- 非主食用米については、将来を見据えた販路の拡大や異常気象による品質低下、米価下落等のリスクへの対応として、全ての生産者に作付けを推進するものの、輸出用米については令和6年産の作付面積が全体の1%程度（117ha）にとどまっています。
- 米の需給情勢は、令和5年産以降、米価がこれまでにない高水準で推移しているため、令和7年産の主食用米の作付面積が拡大し供給量が増加する一方、備蓄用米の放出や短粒種の輸入増加による比較的安価な米の市場流通などもあり、主食用米の需給見通しが不透明な状況にあるほか、主食用米への作付転換により非主食用米の生産量が減少するなど、水稻全体で混乱が生じています。
- 国は、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るため、水田活用の直接支払交付金をはじめとする水田政策を令和9年度から根本的に見直す検討を進めています。

##### 課 題

- 全国に誇れる食料供給基地として、引き続き「需要に応じた生産」や「安全・安心で高品質な米の生産」に努めるとともに、「営農継続が可能な体制づくり」を進めることが食料の安定供給を目指す上で重要となります。
- 米価が下落の可能性も視野に入れ、安定した農業所得を確保できる非主食用米の生産維持・拡大に向けて、水田活用の直接支払交付金をはじめとする国や県の補助金・交付金を最大限に活用する必要があります。

○国の米輸出量は増加傾向にあり、近年最高を記録していますが、当市においては取り組んでいる農業者が少ないことから、主食用米の供給過剰による米価下落等のリスクに対応するため、輸出の取組を進めていく必要があります。

### 施策の方向性

○市場から求められる産地であり続けるため、関係機関・団体と連携し、米の栽培技術や需給に関する情報などを生産者へ提供し、高品質・良食味の上越米の生産維持による食料の安定供給に努めるとともに、非主食用米も含めた生産量確保を進めます。

○販路拡大のほか、生産管理の見える化、従業員の自主性や職場環境の安全性向上にもつながるGAP認証の取得を推進します。

○輸出用米の取組に関しては、将来的な米の需給バランスを考慮した販路多角化・リスク分散の方策のひとつと捉え、農業者・農業団体・行政等の連携による、生産と販路の拡大を推進します。

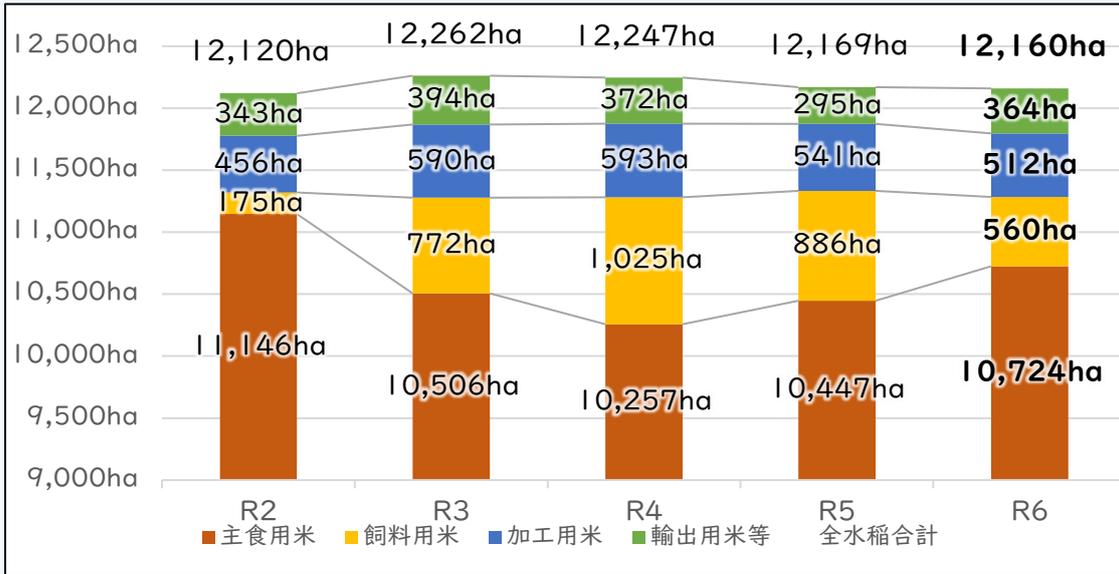
### 施策目標

指 標	現状(R6)	目標(R12)
全水稻※作付面積	12,160ha	12,204ha
主要品種※一等米比率	91.7%	95.0%
コシヒカリ食味ランク	A	特A
GAP 認証取得農場数	6	11
輸出用米作付面積	117ha	180ha

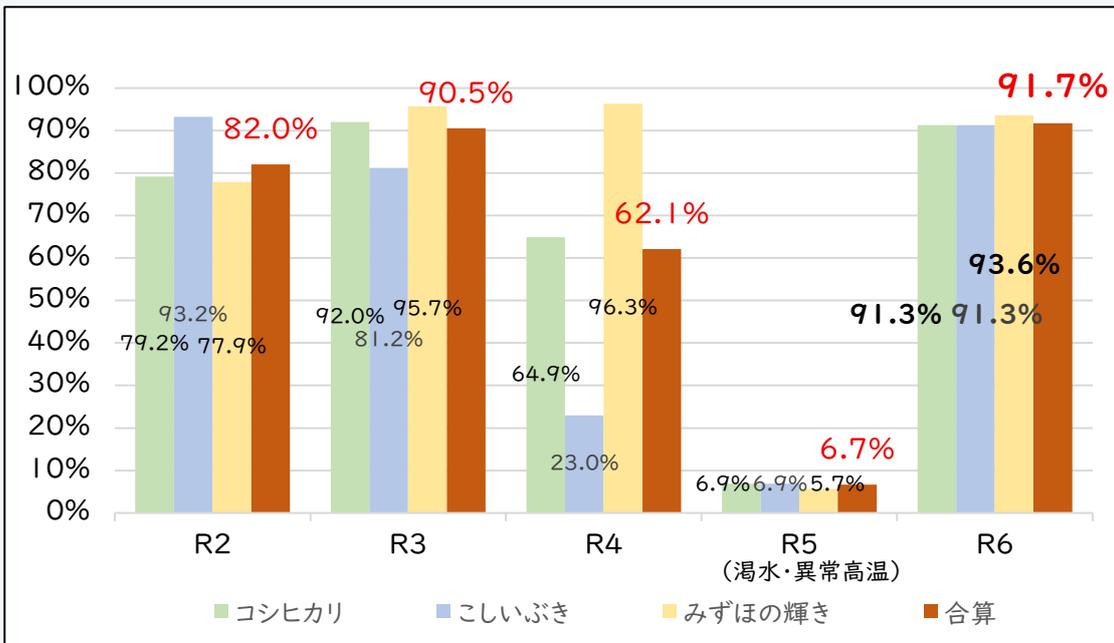
※全水稻は、主食用米と非主食用米を合計した面積

※主要品種は、コシヒカリ・こしいがき・みずほの輝き

●全水稲作付面積の推移



●主要品種一等米比率の推移



●コシヒカリ食味ランク

項目	R2	R3	R4	R5	R6
コシヒカリ(上越地区)	特A	特A	特A	A	A

【資料:(一財)日本穀物検定協会 食味ランキング】

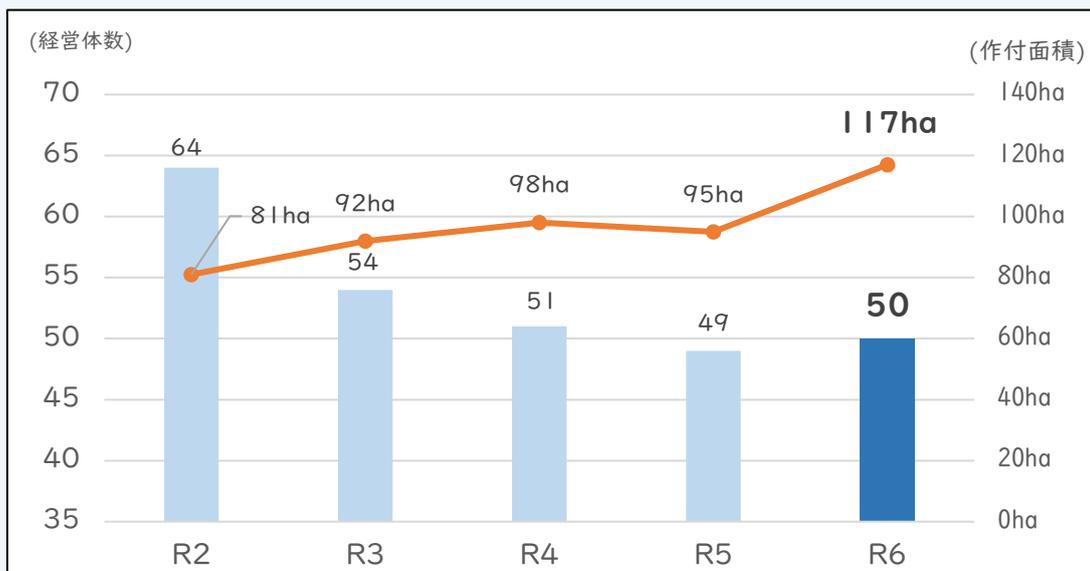
●GAP認証取得農場数

項目	R2	R3	R4	R5	R6
GAP 認証取得農場数*	6	5	6	6	6

※各年度末時点での農場数

【資料:新潟県】

## ●輸出用米の作付面積と経営体数の推移



## (2) 優良農地の維持と荒廃農地の発生防止

### 現 状

- 農産物の生産に不可欠な優良農地は、農業従事者の減少や高齢化、地域の過疎化の進行により年々減少しています。あわせて非農業的需要の増大等に伴い、さらに減少することが予想されます。
- 市内耕地面積の約 4 割を占める中山間地域では、稲作を中心とした農業が営まれており、昼夜の寒暖差や豊富な雪解け水により高品質・良食味の上越米の産地を形成しています。
- 中山間地域は、傾斜地に不整形かつ狭小な棚田が数多く点在しており、平場に比べて草刈りなどの管理作業に手間がかかるほか、その年の降雨量や降雪量などの気象状況によっては、安定した水量が確保できないなど、厳しい生産条件も影響し、水田として維持し続けることが困難となっています。
- 国は、食料安全保障の確保等の観点から、中山間地域直接支払制度や農地の集約化等への支援制度を含む水田政策を令和 9 年度から根本的に見直す作業を進めています。

## 課 題

- 引き続き、食料供給基地としての役割を果たしていくためには、担い手への農地の集積・集約化や農地の適正かつ効率的な利用を促進することにより、優良農地を維持確保していく必要があります。
- 農業が継承されない、または、担い手に集積されない農地については、荒廃農地等にならないために農地保全に向けた取組を進める必要があります。
- 荒廃農地の発生を防止するため、生産条件が不利な農地においては、手間やコストを抑えることができる、そばなどの作物への転換を促し、農地の保全や有効活用を進めるとともに、所得の確保につながる高付加価値化農業の実践により、担い手や後継者の確保に努める必要があります。

## 施策の方向性

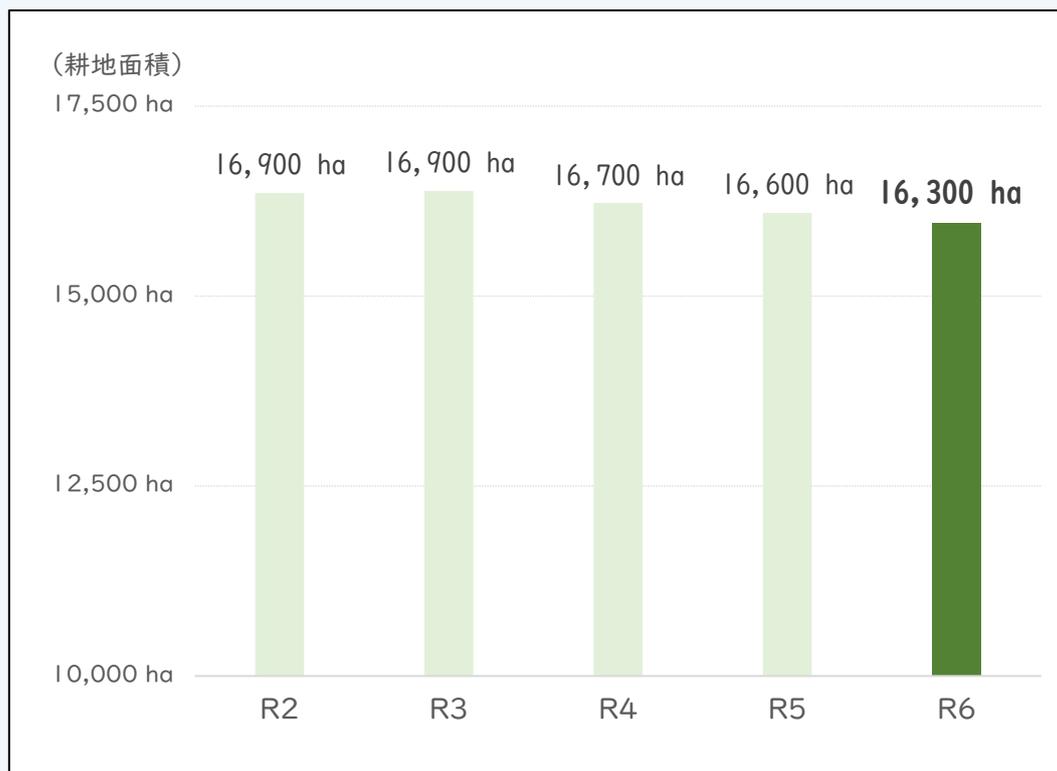
- 計画的な土地利用を図るため、法に基づき農業振興地域制度を適切に運用し、優良農地の確保と適正かつ効率的な利用を推進します。
- 農地中間管理事業による農地の集積・集約化や中山間地域等直接支払交付金を活用した農地保全の取組の促進により、荒廃農地の発生防止に向けた対策を進めます。
- 中山間地域における農業生産活動を継続するため、担い手や後継者の確保に向けた取組を推進します。
- 農業生産活動の継続や農地の維持を図るため、農業の専門的な知見を有する元気な農業づくり推進員による地域への指導・助言を継続して実施します。

## 施策指標

項 目	現状(R6)	目標(R12)
耕地面積	16,300ha	16,000ha

【資料:作物統計(耕地面積)】

### ●耕地面積の推移



### (3) 気候変動や自然災害に強く、食料の安定供給と品質確保を可能とする産地づくりの推進

#### 現 状

- 近年、極端な渇水や高温、また豪雨、豪雪等の影響により、米などの耕種分野や畜産分野での被害が激甚化・頻発化する傾向にあります。
- 国では、自然災害時であっても被害を最小限に抑え、農業経営を継続できるよう「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」の策定を促しています。これとあわせ、市では、当市特有の大雪災害への備えとして「大雪災害のリスクに備えるためのチェックリスト」の作成を併せて促しています。
- 家畜伝染病については、ヨーネ病等の慢性疾病のほか、豚熱（CSF）や高病原性鳥インフルエンザが国内で継続的に発生しています。また、令和6年にランピースキン病が発生したことを受け、国では、まん延防止対応、ワクチン接種の推進、農家の経営支援などを進めています。
- イネカメムシや、トマトギバガなど、県内では発生していないものの国内ではこれまで見られなかった害虫が発生しているほか、県内においてもサツマイモ基腐病の発生が報告されています。

## 課題

- 異常気象の発生による農作物等の収穫量の減少や等級の低下、家畜伝染病の発生による生産量の甚大な低下は、農業者等の経営へのダメージだけではなく、市内、国内の食料の安定供給への影響も懸念されます。
- 異常気象や家畜伝染病等の脅威から農作物等への影響を最小限に留めるため、農業者、関係機関・団体、行政それぞれが予防対策や被害軽減に向けた取組を実施する必要があります。
- 家畜伝染病及び病害虫に関する最新の情報を収集し、予防対策及び発生時の対処方法とともに、いざというときに対応できる体制の構築をあらかじめ進める必要があります。
- 災害への備えの意識を高めるとともに、当市特有の大雪などの自然災害に備える必要があります。

## 施策の方向性

- 自然災害による農業経営へのダメージを軽減できる対策を、効果的な時期に農業者に周知します。とりわけ、地球の温暖化により今後も恒常的に夏の異常高温が見込まれるほか、小雪や降雨の影響による水不足の発生が懸念されることから、作期の分散や高温耐性品種の選定などの高温対策や、番水、利用時間の調整、間断灌水などの節水対策等を周知する必要があります。
- 小雪による春の水不足やフェーンなど、予見可能な自然災害については、気象情報を注視しながら県やJAとの連携により様々な情報媒体を活用し、農業者に周知を図ります。
- 異常気象や新たな病害虫が発生した場合においても、農業関係機関・団体と連携して生産現場の情報を迅速に把握するとともに、被害の予防及び軽減に必要な支援や情報提供を速やかに行い、農作物及び畜産物の安定供給に努めます。
- 市内の農業者が自然災害を原因とした廃業や規模縮小、復旧の遅延による市場からの評価の低下を招かないよう支援します。
- 農業保険や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）などの農業セーフティネットへの加入を促すなど、災害に対する意識を啓発します。

## 施策指標

指標	現状(R6)	目標(R12)
主要品種※一等米比率	91.7%	95.0%

※主要品種は、コシヒカリ・こしいがき・みずほの輝き

【資料:えちご上越農業組合】

## 2 消費者と食・農とのつながりの深化

### (1) 消費者と生産者の関係強化

#### 現 状

- 消費者の食材に対する「安全・安心」や「新鮮さ」、「地産地消」へのニーズが高いためから生産者の顔が見える農産物直売所の売上は増加傾向にあります。
- 市内生産者のうち、自ら農産物の販路拡大などに取り組む生産者が増加しつつあります。
- ふるさと納税の寄附額の約7割が農林水産物であり、返礼品として米などの農産物を求める寄附者が多くなっています。
- 当市の食と農の魅力を体感できる取組として、親子食農体験や棚田オーナー制度、都市生協組合員等の消費者と生産者との産地交流を実施しています。

#### 課 題

- 小規模な直売所は、情報発信力が弱い傾向にあり、イベントや旬の農産物の商品情報が市内外の消費者へ届きづらいことから積極的な情報発信を行う必要があります。
- 農村の活性化や農業・農村に対する消費者の理解促進とともに、更なる農産物の販路拡大を図るため、消費者・食品関連事業者等と生産者をつなぐ取組や生産者の販売力を強化する取り組みを進めていく必要があります。
- 当市には様々な魅力的な農産物等があることから、ふるさと納税制度を活用し、米にとどまらず、くびき牛・くびき和牛や果樹、野菜などについてもその魅力を全国に発信する必要があります。
- 地場産農産物の需要拡大や有利販売を促進するため、引き続き、これまで実施している農業体験などの交流を通じて、当市の食と農の魅力を発信していく必要があります。

## 施策の方向性

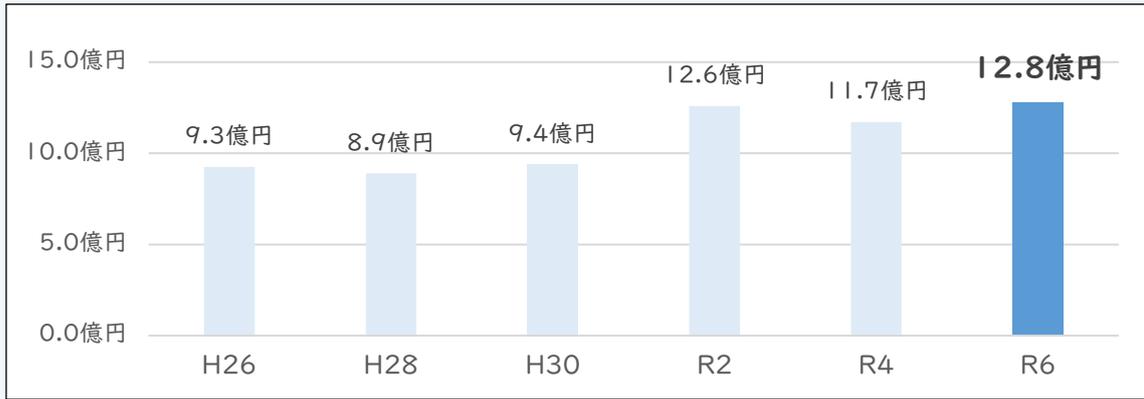
- 上越直売所祭りの開催のほか、上越産農産物等に関する SNS での発信やマスコミへの情報提供など、積極的な情報発信を行うことにより、市内外の消費者から市内農産物直売所にお越しいただき、市内農産物直売所の利用拡大と販売額の向上につなげます。
- 農業者が行う首都圏マルシェへの出店やインターネット販売などのマーケティング活動を支援し、農業者と大消費地の消費者とを直接つなぐことにより、農業者の販路拡大、所得向上につなげます。
- ふるさと納税を活用し、魅力的な農産物の返礼品を増加させることにより、上越市産の農産物を周知し、当市への寄附額の増加に加えて農産物の販路拡大につなげます。
- 都市生活協同組合との農業体験や、棚田オーナー制度を活用した地域と首都圏をはじめとする消費者との交流を通じ、農業者と消費者のつながりを強化することにより、消費者からは農業の理解の深化や農村の活性化とともに、地場産農産物等の需要の拡大と有利販売を促進します。

## 施策指標

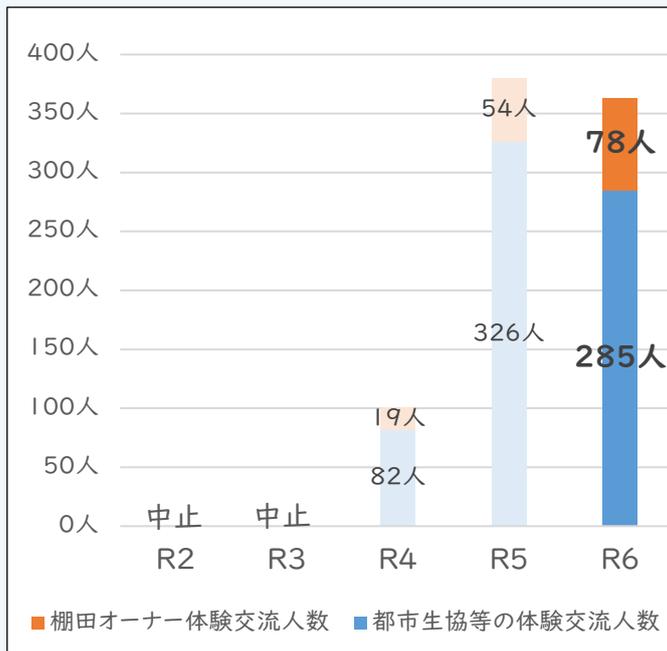
項目	現状(R6)	目標(R12)
農産物直売所販売額※	12 億 7,664 万円	13 億円
都市生協での上越産農産物・農産加工品の販売額	3 億 6,846 万円	4 億 9,300 万円

【資料：※令和 6 年新潟県農産物直売所調査結果(調査は隔年実施)、農村振興課集計データ】

●農産物直売所販売額の推移



●都市生協等体験交流人数の推移



※R2・R3 は感染症対策のため体験交流を中止

▲都市生協等体験交流の様子

(1) ライフステージに対応した食育の推進

現 状

- 当市は、海、山、大地など豊かな自然と多様な食材を有し、学校・家庭・地域単位での食や農に関する体験を行うことができるなど、子どもから大人まで食に触れる機会があります。
- 乳幼児期・学童期には、給食や農業体験を通じ、食に関する基礎知識や郷土料理に触れる機会のほか、望ましい食習慣を身につける取組が行われています。
- 青年期・成人期では、健康的な食生活や親から子へ望ましい食生活を伝える取組が進められています。

## 課 題

- 乳幼児期・学童期は食習慣形成の重要な時期となりますが、一定数の子どもで朝食の欠食が見られる現状を踏まえ、学校や地域と連携して望ましい食習慣を身に付ける機会を充実させる必要があります。
- ライフスタイルの多様化や家庭環境の変化に伴い、若い世代を中心に食育への関心や実践が不十分であり、食の自己管理能力や健全な食習慣の定着に課題があります。
- 豊かな自然と独自の食文化に恵まれていますが、世代を超えて健全な食生活を定着させる取組や、郷土料理を継承し次世代につなげていくことが課題となっています。

## 施策の方向性

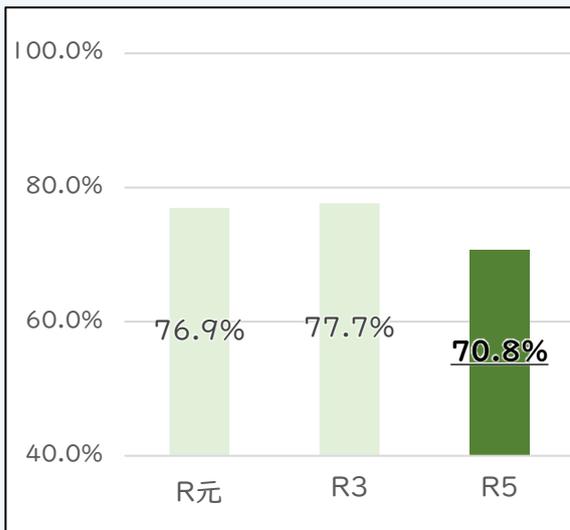
- 市民一人ひとりの「食」への関心が高まり、各ライフステージにおいて食育が実践されるよう取り組みます。
- 学校・家庭・地域が連携し、子どもから大人までが食の知識や習慣を身につけ、郷土の食文化を理解するとともに、食や農業への関心を広げ、次世代へつなげる取組を推進します。

## 施策指標

指 標	現状(R5)	目標(R12)
食育に関心を持っている市民の割合(食育市民アンケート)	70.8%	90.0%

【資料:食育市民アンケート】

### ●食育の関心度の推移



▲食育啓発イベントでの料理教室の様子



▲高校生向け食育講座(ちまきの結び方)

## (2) 地産地消の推進

### 現 状

- 農産物直売所の利用促進や、プレミアム認定店をはじめとする地産地消推進の店による地場産農産物の利用や消費者への提供などにより、地産地消の意識が浸透しつつあります。
- 学校給食においては、米飯はすべて上越産米を使用しているほか、野菜についても地場産農作物の使用を進めています。また、農作物の生産過程や食の大切さ、当市の農産物への理解を深めることを目的に、市内小学校では、総合学習の時間において水稻や野菜栽培の農業体験活動や生産者との交流活動を行っています。

### 課 題

- 地産地消に関しては、価格や利便性を優先する消費者も多いことから、市内外を問わずより多くの方に地産地消の取組を知ってもらう機会を設ける必要があります。
- 当市は、降雪により露地野菜の生産期間が限られていることに加え、異常気象等による天候不順などの影響もあり、学校給食や農産物直売所、青果物市場に安定した品質や数量の青果物を通年で供給することが困難な状況にあります。
- 学校への地場産農産物の納品における流通の仕組みや確保できる生産者数が異なるなど、学校給食用野菜の使用率を高めるための地域それぞれの課題を洗い出し、対応策

を検討する必要があります。

### 施策の方向性

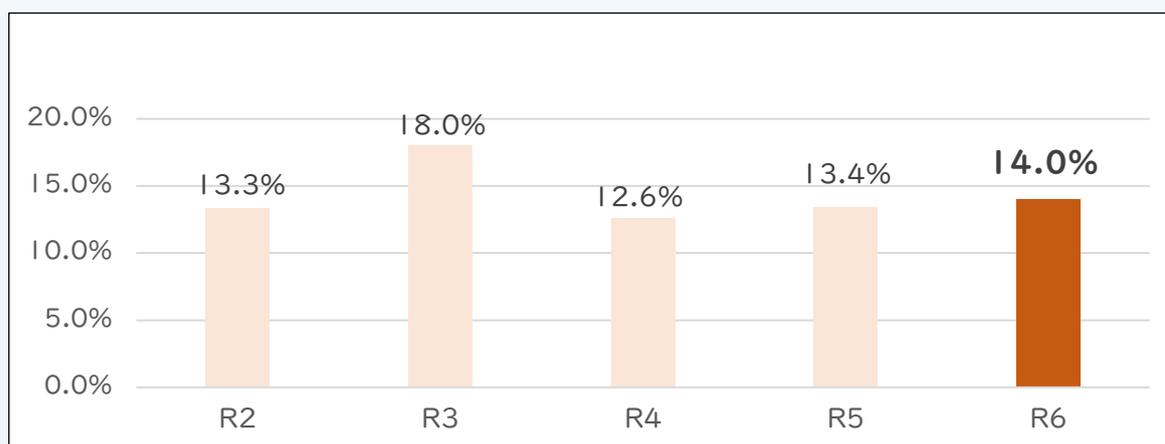
- 地場産農産物の安定供給体制を構築するための一環として、上越産品を積極的に取り扱う小売店や飲食店などの「地産地消推進の店」及び「地産地消推進の店プレミアム認定店」の増加に向けた取組を推進します。
- 関係機関・団体と連携し、学校給食における品目別の地場産農産物の必要量、市内での生産状況、気象条件や当地における生育適期等を勘案した供給可能時期、流通の仕組みなどの現状を把握・共有し、生産と供給の仕組みの中から改善の検討を行い、対応可能なことから実践することで、学校給食への地場産農産物の使用率の向上を目指します。

### 施策指標

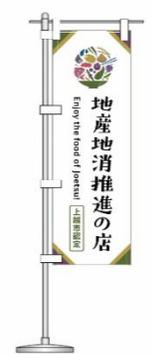
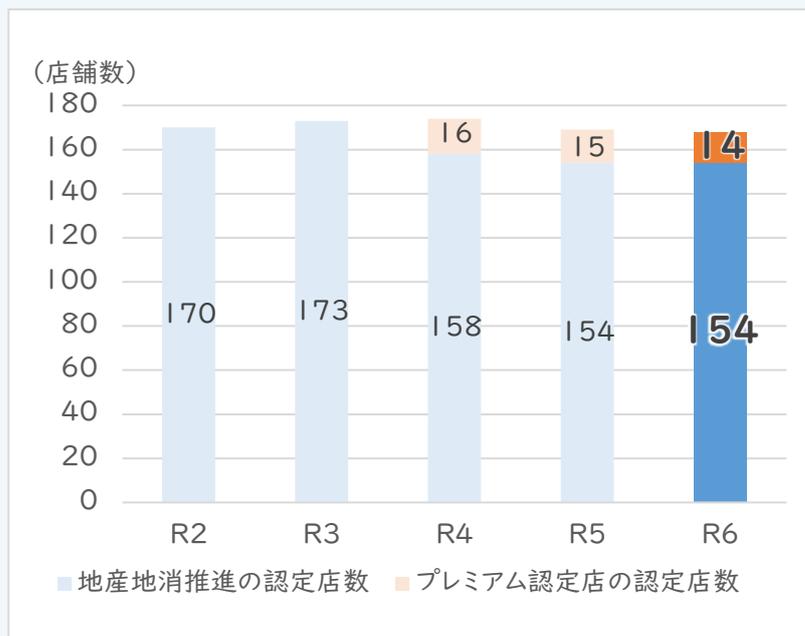
指標	現状(R6)	目標(R12)
学校給食への地場産野菜の使用率	14.0%	18.0%
地産地消推進の認定店数	168 軒	188 軒

【資料:教育総務課集計データ】過去5年で最も使用率の高いR3年度の水準(18.0)を目標として設定

#### ●学校給食への地場産野菜の使用率



## ●地産地消推進の認定店数の推移



▲地産地消推進の店の販促資材

## (4) 食品ロスへの対応の強化

### 現 状

- 当市では、早くから生ごみの分別収集を実施し、また、生産段階から規格外農産物の活用を促進するための6次産業化の推進や宴会時の「20・10運動」の呼びかけなど、食品ロス削減に向けた啓発活動を展開しています。
- 食品ロス削減の取り組みを強化するため、令和7年2月に「上越市食品ロス削減推進計画」を策定しました。
- 当市の家庭系食品ロスの発生量は、市民一人あたり約10kg/年であり、全国値（約19kg/年）と比べて大幅に少ない水準にあります。
- 国では、令和4年度の事業系食品ロス量が236万トンとなり、令和12年度の当初目標（273万t）を前倒しで達成しました。

### 課 題

- 食品ロス問題への認知は進んでいるものの、食品ロス削減の必要性を理解し、日常生活での実践行動につなげる市民の意識醸成を図る必要があります。
- 国が事業系食品ロスについて、新たな令和12年度目標（219万トン）を掲げる中、納品期限の緩和などの食慣習の見直し、外食における食べきり推進など、事業者による取組を広げるために、市として啓発・情報発信等を実施し、事業者の自主的な取組を支援する必要があります。

## 施策の方向性

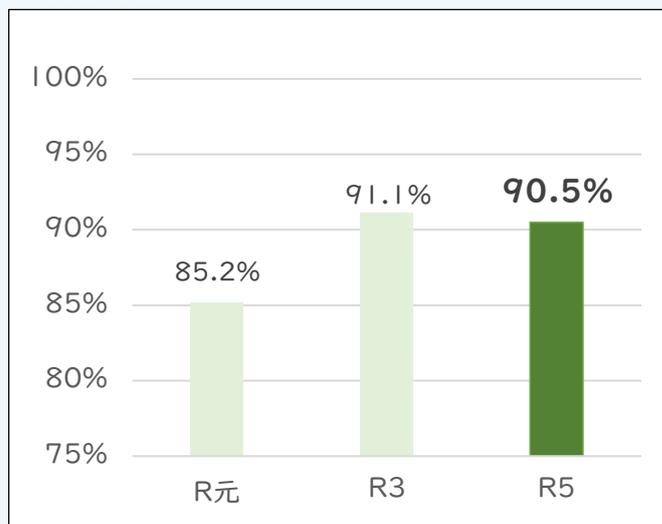
- 市民一人ひとりが食品ロスの課題を理解し、日常生活の中で食べ物を大切にする意識と行動が根付くよう取り組みます。
- 家庭・農業者・事業者・地域が連携し、食品ロス削減に向けた取組を広げ、地域全体で「もったいない」の精神を共有しながら、資源が循環する社会の実現を推進します。
- 食品ロス削減に関する情報を誰にでも届け、自分の立場でできることを考え行動に移せる環境づくりを推進します。

## 施策指標

指標	現状(R5)	目標(R12)
食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合(食育市民アンケート)	90.5%	92.6%

【資料:上越市食育市民アンケート】

### ●食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合



▲「20・10 運動」啓発リーフレット

# 農 業

## 1 力強く持続可能な農業構造の実現

### (1) 新たな担い手等の確保・育成の強化

#### 現 状

- 少子化や高齢化の進行により、農業の担い手不足が進行しています。特に中山間地域では深刻化しており、農業はもとより、農村を維持する担い手の確保が困難な状況となっています。
- 当市の新規就農者数は、年平均 20 人以上となっており、その内訳は、法人などへの雇用就農が 75%、親元就農が 17%、独立自営就農が 8%となっています。
- 就農者の定着を図るため、国・県の支援制度を活用するとともに、農業用機械購入費の補助などの市独自の支援も行っております。
- 就農イベント等への出展やおためし農業体験の実施により、認定新規就農者など、農業を支える多様な人材の確保と育成を進めています。
- 若年層や都市住民の中には農業や地方での暮らしに関心を持つ方も増えており、SNS 等を活用した情報発信が重要になっています。

#### 課 題

- 農業の維持・活性化を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。
- 就農希望者が当市農業に対し、興味・関心を高め、その後の就農につなげるため、より多くの就農希望者に当市の農業や支援制度等を広く周知し認知度を高める必要があります。
- 新規就農者は、栽培技術や経験、経営ノウハウが不足していることから、経済的に不安定になりやすい状況にあります。
- 担い手の高齢化や後継者不足が進む中、地域の農業を支える担い手の育成を進めるとともに、市内外の農業者以外の多様な人材が、農業や農村の維持・発展の重要性を認識すること、また、これらに関わる機会の創出や関わりやすい仕組みづくりが必要です。
- 農業の魅力や可能性を効果的に発信し、市内はもとより、市外・県外からの関心を高めることで、新たな関わり手や担い手を呼び込む取組が求められています。

## 施策の方向性

- 親元就農、新規参入及び農業法人等への就業等、農業内外からの幅広い新規就農者の確保に積極的に取り組むほか、中山間地域では、農村の維持という観点から、地域の新たな担い手として独立自営就農なども視野に入れ、地域おこし協力隊制度の活用や半農半X、U I J ターン者、農業分野に参入する企業などの多様な担い手の確保を図ります。
- 当市への就農のきっかけ作りとして、就農イベントへの出展などにおける情報発信や農業体験等の取組を継続するほか、イベント時の相談対応や農業大学校などとの意見交換等を参考に、より効果的な周知方法の検討を進めます。
- 農地等の資源が次世代の担い手に確実に継承されるよう、就労条件や農作業安全等の雇用環境の整備や家族経営協定の締結を促進することで、雇用就農や親元就農など、後継者の確保に向けた環境整備に努めます。
- 就農希望者が農業における基礎的な知識と技術を身につけた上で就農し、経営の安定と継続が図られるよう、関係機関・団体と連携し、就農相談から就農、経営定着まで段階に応じたきめ細やかな支援に取り組むと共に、研修の場や研修体制の確保に向けた検討を進めます。
- 営農に関する悩みなどを相談しやすい環境を整えるため、若手農業者同士の交流や仲間づくりなどに取り組みます。
- 消費者が農業の価値と魅力への理解を深めることにより、農業者が誇りと意欲を高め、発展的な将来展望を描く環境づくりを推進します。
- SNSなどを活用し、農業や農村の魅力、地域の暮らしを発信することで、多様な人材が農業に関心を持ち、関わる機会を拡大します。

## 施策指標

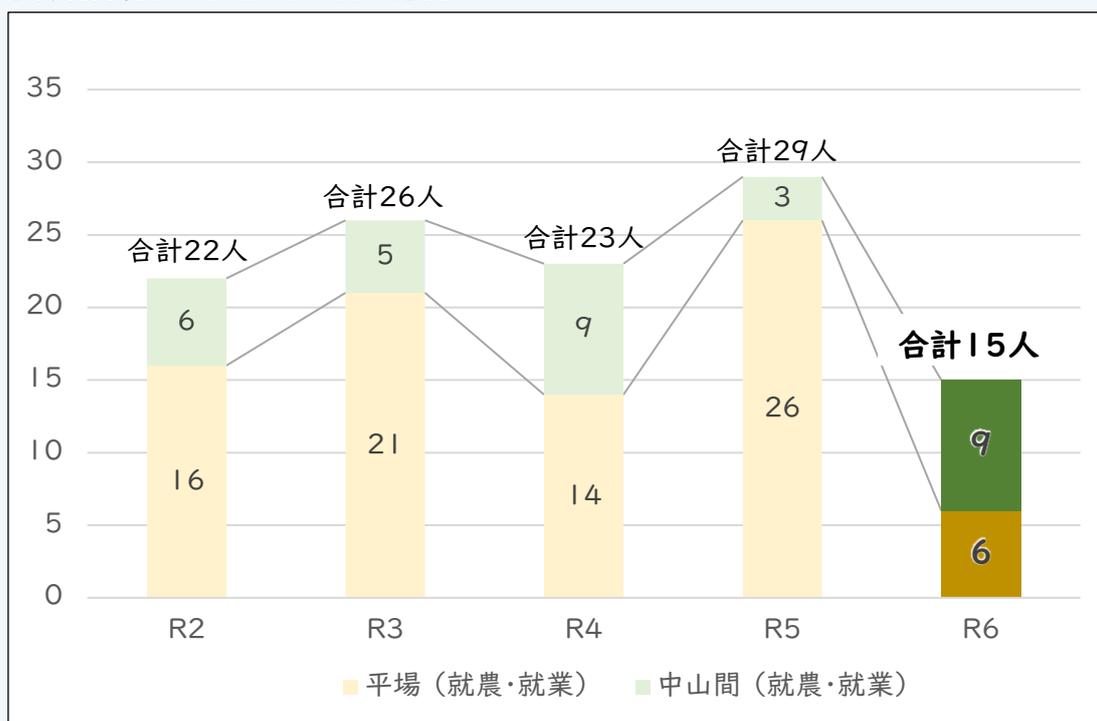
指標	現状(R6)	目標(R12)
新規就農者の年間確保数	15人	35人

【資料：農政課集計データ】

●新規就農者の推移 (R2～R6)

	合計	男	女	就農形態			出身地		
				就業	就農	うち親元就農	県外	県内他市町村	市内
R2	22人	18人	4人	17人	5人	3人	2人	5人	15人
R3	26人	21人	5人	22人	4人	2人	2人	3人	21人
R4	23人	18人	5人	20人	3人	3人	5人	2人	16人
R5	29人	19人	10人	17人	12人	10人	3人	2人	24人
R6	15人	13人	2人	10人	5人	1人	4人	1人	10人
合計	115人	89人	26人	86人	29人	19人	16人	13人	86人
(割合)	-	(77%)	(23%)	(75%)	(25%)	(17%)	(14%)	(11%)	(75%)

●新規就農者の平場と中山間の比較



## (2) 強い農業経営体の育成

### 現 状

- 当市の令和 6 年度の認定農業者数は 746 経営体であり、減少傾向にありますが、ほ場整備や経営の大規模化の進展等に伴い、担い手への農地集積率は 76%になっています。
- 農地集積による経営規模の拡大や雇用による労働力の確保などを図るため、認定農業者のうち 167 経営体が法人化しています。一方で、高齢化や後継者不足により離農や農事組合法人の解散に伴い、農業法人数は令和 2 年をピークに減少しています。
- 65 歳以上の農業就業人口の割合が、平成 2 年から平成 27 年の 25 年間で 36.4%から 71.6%まで上昇し、農業従事者の高齢化が一段と進行しています。特に中山間地域においては、担い手・後継者不足が深刻化しています。

### 課 題

- 経営継続に不安を持つ集落営農型法人では、持続可能な法人経営や運営改善が急務となっています。
- 米価の大幅な変動や肥料、物流費等の物価高騰による生産コストの上昇など、この先の見通しが不安定な状況となっています。
- 今後の社会情勢の変容や米価、資材価格が見通せない状況にあることから、生産コストの低減や労働力の軽減に向けた取り組みを一層進め、所得の確保に努める必要があります。

### 施策の方向性

- 持続可能な農業構造への転換に向け、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、生産現場における人手不足等や生産コストの上昇に対応するため、地域に合った法人間の連携やスマート農業機械を利用した作業代行等の定着を促進します。
- 上越市担い手育成総合支援協議会及び関係機関・団体と連携し、経営の改善や発展に欠かせない経営管理能力の向上に資する研修会等を開催し、様々な状況に対応できる強い経営体を育成します。
- 生産性向上に資する基盤整備を契機とした担い手への農地の集積・集約化と合わせ、スマート農業の推進による生産コストの低減及び法人化の推進により経営体質の強化を図り、雇用就農を促進するとともに、将来の経営者となりうる担い手を育成します。
- 中山間地域においては、これらの取組と合わせ、地域の農業の将来を話し合う場などを通じて、地域おこし協力隊など地域外の人材や農福連携などによる多様な担い手の確保

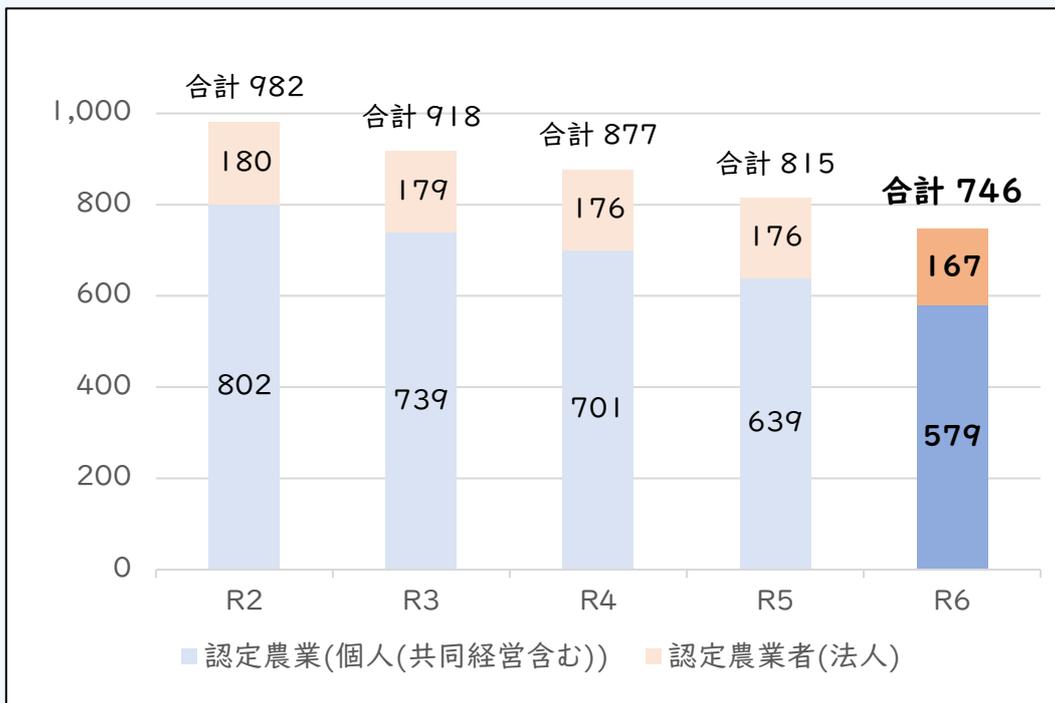
に努めるとともに、特色のある農産物や農産加工品の高付加価値化により所得を確保し、農業生産活動の継続を目指します。

施策指標

指標	現状(R6)	目標(R12)
法人数(認定農業者)	167 法人	173 法人

【資料:農政課集計データ】

●認定農業者の推移



▲認定農業者等を対象とした研修会の様子

## (2) 地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進

### 現 状

- 人口減少や高齢化により、農業従事者が減少し、特に中山間地域は高齢化の進行や後継者不足が顕著であり、農地の維持管理が年々難しくなっています。
- 国では、目指すべき将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化する「人・農地プラン」について、より実効性を高め、地域内外からの農地の受け手を幅広く確保し、農地の集積・集約化の取組を加速化させるため、令和6年度に「地域計画」として法定化しました。
- 当市では、地域で農業者等による協議の場を開催し、その地域における将来の農業の在り方や、10年後の農地の担い手を落とし込んだ目標地図を含めた「地域計画」を令和7年3月に策定しました。

### 課 題

- 今後も人口減少に伴う農業者の減少が想定され、農地の受け手となる担い手の役割がこれまで以上に重要となることから、地域計画に基づき担い手への農地の集積・集約化を進める必要があります。
- 策定した地域計画は、策定して終了ではなく、地域の農業を将来へ継続させていくため、内容をより集積・集約化が図れるよう地域での協議を重ね、必要に応じた見直しを行うなど、より良い将来像の実現を目指していく必要があります。

### 施策の方向性

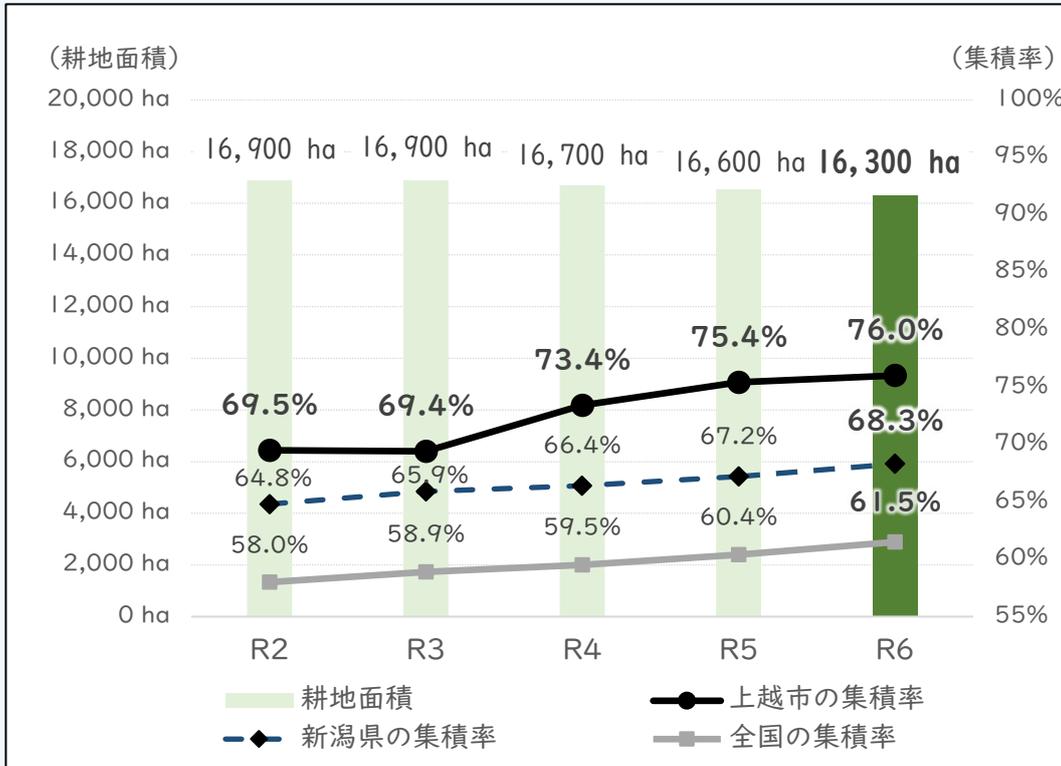
- 地域農業を将来へ継続するため、農業者等による協議の場を開催し、地域の意見を取りまとめ合意形成を図るとともに、継続的な見直しにより地域計画のブラッシュアップに取り組んでいきます。
- 農地中間管理機構や県、JA及び土地改良区等の関係機関・団体と連携し、農地中間管理事業を有効に活用することで、担い手への農地の集積・集約化を進めます。
- 国の補助事業の活用を促しながら、大区画ほ場整備等を推進し、意欲ある経営体の育成を進めます。

### 施策指標

指 標	現状(R6)	目標(R12)
農地集積率	76.0%	90.0%

【資料：作物統計(耕地面積)】

●農地集積状況の推移



## 2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

### (1) 園芸の振興

#### 現 状

- 収益力の高い魅力的な産品の産地づくりに向けて、上越市農業再生協議会の「水田収益力強化ビジョン」に基づき、大豆やそばのほか、土地利用型の園芸作物の作付けを進めています。
- JAが主体となり、生産拡大と販売の仕組みの強化、集出荷貯蔵体制の整備などによる上越産えだまめのブランド力の向上と所得の確保に努めています。また、上越地域農業振興協議会では、ほ場整備に伴う園芸導入の推進などにより、「ブロッコリー」、「ねぎ」、「アスパラガス」を重点品目とし、令和14年度には販売売上額を現状の3割増とする目標を立て取組を推進しています。
- 市内では、中山間地域の斜面や水田を利用して、醸造用ぶどうが8.9ha栽培されており、豪雪地域という自然条件と向き合いながら、良質なぶどうの栽培やワイン製造にも取り組んでいます。

#### 課 題

- ほ場の大半が重粘土質であり、園芸品目の栽培には厳しい土壌条件であることから、排水対策を徹底する必要があります。
- 水稲とえだまめとの複合経営を推進してきたことから、えだまめの作付面積は着実に増加していますが、収量及び品質の確保が課題となっています。
- 高齢化や担い手不足を理由に離農を選択する農業者も多く、園芸の担い手の確保・育成が急務となっています。
- 園芸品目の導入の際は、生産された作物が販売に結び付くように、直売所など販売先を見据えた上で、それぞれの経営方針に見合った品目や品種、作付時期等を選択し、販売戦略に基づく取組を意識して進める必要があります。
- 所得確保に向けて、規格外品の有効活用を図る必要があります。

#### 施策の方向性

- 関係機関・団体と連携して農業者へ排水技術を周知し、園芸作物の安定生産に不可欠なほ場の排水対策の徹底に努めます。
- 水田の効率的な利用の促進や水稲との作業の重複回避、労力軽減に向けた取組として、えだまめとキャベツ等の組み合わせによる二毛作を推進するほか、定植や収穫等の作業における園芸用機械と集出荷選果施設の活用を促進します。

○新たな園芸の担い手の確保・育成にあたっては、関係機関・団体が連携し園芸品目導入に向けた普及啓発を推進するとともに、導入希望者や新規参入者には園芸参入塾・園芸教室による技術習得支援や、品目選定、生産基盤の整備等に係る情報提供を行うなど受入体制の構築等を進めます。

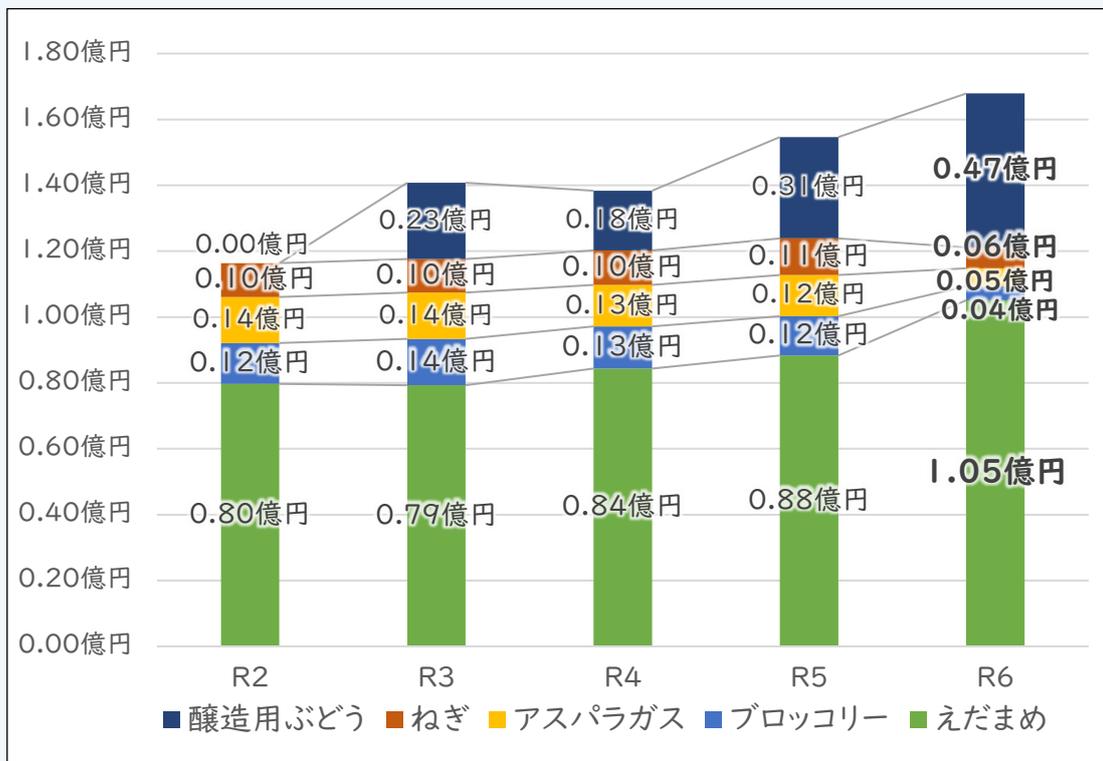
○農産物の販売促進に向け、地産地消推進の店へ情報発信を行い、ニーズにあった農産物を提供する取組を推進するほか、直売所と農業者が連携し年間予定・イベントなどの情報共有の強化を図るとともに、直売所の認知度向上と消費喚起を促すため、広域イベントの開催を通じて、農産物の消費拡大の取組を推進します。

**施策指標**

指標	現状(R6)	目標(R12)
水田を活用したえだまめの作付面積	72.8ha	102.8ha

【資料：上越市農業再生協議会】

**●園芸作物販売額の推移**



※R7 からの 8 年間最重点品目とされる「えだまめ」「ブロッコリー」「アスパラガス」「ねぎ」と果樹振興の観点から「醸造用ぶどう」を選定(地域園芸振興プラン参考)

※販売額は、上越市、妙高市の合計



▲きゅうり出荷指導会の様子



▲園芸塾「加工用ぶどうコース」の様子

## (2) 畜産の振興

### 現 状

- 当市の畜産業は、酪農・肉用繁殖牛・肉用肥育牛・採卵鶏が中心であり、市内外へ安全・安心な畜産物を供給しています。
- 市内畜産物の消費拡大に向け、地産地消推進の店の認定店やプレミアム認定店などが、くびき牛を使用したメニューを提供しているほか、市でも観光パンフレット「上越物語」に上越名産品として「くびき牛」を掲載するなど、地産地消の推進や認知度の向上を図っています。
- 骨格の強化、体力づくり、畜産農家の労力軽減を目的として、畜産農家は夏から秋にかけて牛を笹ヶ峰牧場に放牧しています。
- 令和7年3月に上越地域クラスター協議会において、飼育規模の拡大や自給飼料の生産・利用拡大等を進めるため、「上越地域畜産クラスター計画」を策定しました。
- 小規模で家族経営的な農家を中心に高齢化や後継者不足により離農が進む一方、法人の従業員や農家子弟が就農するなど明るい兆しがあります。

### 課 題

- 世界的な社会情勢の変容により、飼料価格や電気価格が高止まりしていることに加え、枝肉価格が低調に推移しており、農業経営を圧迫しています。
- 畜産農家の減少は、地域全体の雇用や経済活動の縮小のほか、市内で生産された牛や牛乳、卵が手に入らなくなることで、地域の飲食店や関連産業が影響を受け、地域全体の魅力の低下が懸念されます。
- 水田を活用し、稲WCSの生産を進めていますが、依然として輸入飼料への依存度が高くなっています。

## 施策の方向性

- 畜産農家の経営コストに対する支援等を通じて、市内畜産物を安定的に供給します。また、市内畜産物を使用した料理を飲食店で提供することで、特産品としての認知度を高めます。
- 耕種農家と畜産農家が連携し、畜産農家から排出される堆肥を農作物の生産に利用することで、肥料費の削減や土壌の改良を図ります。一方で、耕種農家で生産した飼料作物などを畜産農家に供給し、飼料費の削減、輸入飼料への依存を減らし持続可能な農業を目指します。

## 施策指標

指標		現状(R6)	目標(R12)
市内で飼養されている家畜の頭羽数	乳用牛頭数	127頭	142頭
	肉用牛頭数	518頭	642頭
	養鶏数	398,873羽	370,523羽

【資料:現状(R6)新潟県家畜生産実態調査、目標(R12)畜産クラスター計画】

### ●市内畜産数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
乳用牛頭数	177	144	140	140	127
肉用牛頭数	509	527	547	559	518
養豚頭数	1,805	1,594	0	0	0
養鶏数	370,914	353,180	364,326	363,356	398,873



▲笹ヶ峰牧場に放牧した牛

### (3) 農業生産基盤の整備

#### 現 状

- 当市では、県営経営体育成基盤整備によりほ場整備を実施し、ほ場の大区画化・汎用化と合わせ、担い手への農地利用集積を一体的に進め、水田経営における低コスト化を推進しています。

#### 課 題

- 農業者の減少や高齢化等が進行する中、農業生産における基礎的な資源である農地や農業用水を、良好な状態で次世代へと継承を図ることが喫緊の課題となっています。

#### 施策の方向性

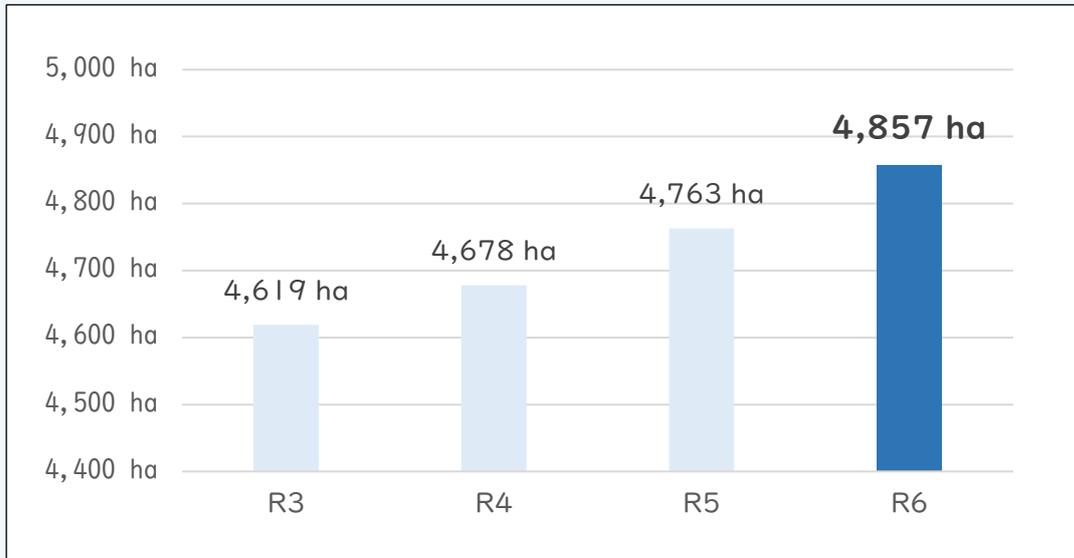
- 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農業の競争力を強化するため、農地中間管理機構との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進します。
- 自動走行農機やICT水管理等のスマート農業化など農業構造や営農形態の変化に対応した農業生産環境の整備を推進します。
- 中山間地域においては、生産及び維持管理コストの低減と担い手の確保に向けて、水路及びほ場等の整備を推進します。

#### 施策指標

指 標	現状(R6)	目標(R12)
1ha 区画以上のほ場整備面積	4,857ha	5,157ha

※ほ場整備の事業主体:新潟県

### ●ほ場整備面積の推移（1ha 区画以上）



▲県営経営体育成基盤整備事業(木島地区 着手前)



▲県営経営体育成基盤整備事業(木島地区 着手後)

## (4) 農業現場のデジタル化・スマート農業の実践による省力化・生産コスト低減の推進

### 現 状

- 人口減少に加え、農業者の高齢化による法人の解散や離農等により、労働力不足が深刻となっており、地域農業の維持や農地の荒廃が懸念されています。
- とりわけ平野部では、担い手への農地の集積により大規模化が進む一方で、急速に増拡大する経営規模に対応できるだけの設備や人員の確保、農地の集約による作業の効率化が実現できていない状況にあります。
- 中山間地域では、労働力不足が深刻であり、農地の荒廃化にとどまらず、農業・農村の維持が懸念されています。
- 令和元年度、国の「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」に採択されたことを契機として、農作業の効率化・省力化や生産コストの低減などの効果のほか、経験に頼らない農業の実現による後継者の確保等が期待できるスマート農業技術の導入を推進

しています。

- 令和6年度、市が実施したアンケート調査における「スマート農業機械導入・活用する経営体の割合」は18.4%となっています。

### 課題

- 市のアンケート調査によると、スマート農業機械を導入しない理由として「導入コストが高い」、「スマート農業機械の操作が不安」などが挙げられています。
- 農作業の効率化・省力化に向けて、スマート農業機械を活用したV溝乾田直播栽培やドローンによる散播など、育苗を必要としない水稻の栽培技術を進めていますが、雑草や鳥害対策のほか、初期投資と技術習得の難しさ、収量の不安定さなどの課題を解決する必要があります。
- 中山間地域農業の維持・発展に向けて、中山間地域における農作業の効率化・省力化が可能な農業用ドローンやラジコン草刈り機などのスマート農業機械の共同利用や、これらの機械を有するコントラクターなどへ作業委託等を推進する必要があります。

### 施策の方向性

- スマート農業技術の普及拡大に向け、実演見学会を開催するとともに、農業者が国・県の補助事業を活用してスマート農業機械等が導入できるようサポートを行い、スマート農業機械の導入促進を図ります。
- スマート農業技術の導入により生産コストの低減が図られるよう、関係機関・団体との連携を強化し、栽培技術の向上に資する農業者向けの研修や情報共有を進めます。

### 指標施策

指標	現状(R6元)	目標(R12)
大区画化ほ場でスマート農業技術を活用した場合の60kg当たりの米生産コスト	10,253円	9,500円
スマート農業機械導入・活用する経営体の割合	18.4%	30.0%

【資料(生産コスト):生産コストは上越市スマート農業実証プロジェクトの実績、収量は作物統計調査の新潟県収量実績(ふるい目1.85mm)を基に算出、(スマート機器導入割合):上越市実施アンケート】

●大区画化ほ場でスマート農業技術を活用した場合の 60kg当たりの米生産コスト

R2	R3	R4	R5	R6
9,390 円	10,147 円	9,555 円	10,415 円	10,253 円

※生産コストは上越市スマート農業実証プロジェクトの実績、収量は作物統計調査の新潟県収量実績(ふるい目 1.85mm)を基に算出



▲アシスト機能付直進トラクターによる V 溝乾田直播

▲自動給水栓による給水

●スマート農業機械導入・活用する経営体の割合

R2	R3	R4	R5	R6
—	15.6%	16.7%	16.7%	18.4%

※R3～R5 は市主催のドローン実演会参加者アンケート調査、R6 は認定農業者へのアンケート調査等から算出

(5) 環境保全型農業の推進

現 状

- 国では、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、令和 4 年度に「環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下、「みどりの食料システム法」と表記）」を施行し、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を進めています。
- みどりの食料システム法に基づき、県と県内全 30 市町村が共同で「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下、基本計画と表記）」を策定しました。県では、基本計画を踏まえて農業者が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定（みどり認定）を行い、認定を受けて環境負荷低減に取り組む農業者を「にいがたエコファーマー」と呼び、その活動を支援しています。令和 6 年度において、当市の「にいがたエコファーマー」の認定数は 2 件となっています。
- 国では、令和 9 年度を目標として、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、新た

な環境直接支払交付金の創設に向けた検討を行っています。

- 当市では、将来にわたり持続可能な農業の実現に向け、自然環境と調和のとれた農業生産を推進しています。
- （環境保全型農業直接支払交付金制度の）令和6年度環境保全型農業の取組面積は県内トップの約790haであり、このうち有機栽培の取組面積は60haとなっています。

### 課 題

- 地球温暖化が進むと、これまでと同様の作物や品種の栽培が困難になることも想定されることから、将来にわたる持続可能な農業の実現に向けて、農業者に対し農業生産における環境負荷低減の必要性を周知する必要があります。
- 環境負荷低減を図る持続的な生産体系への転換を進めるには、生産コストや労力に見合った農産物価格となる販路の確保や、転換に必要な機械設備への支援や作付け誘導策が必要です。
- とりわけ、有機栽培は雑草対策が課題であり、新規取組者や生産規模の拡大が進まない大きな要因と言えます。

### 施策の方向性

- 農業者に環境保全型農業を推進する意義を周知するとともに、環境保全型農業直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用を促し、化学合成農薬や化学肥料の使用を慣行栽培よりも5割以上低減する栽培に取組む経営体数と面積の拡大を目指します。
- 有機農業に取り組む人材の確保に向けて、関係機関・団体との連携を強化するとともに有機栽培を実践している農業者の協力を仰ぎ、普及や技術指導の充実を図ることにより、有機農業の取組面積の拡大を目指します。
- 消費者に対し、環境保全型農業がもたらす環境負荷低減などの効果を広く周知するとともに、それによって生産される安全・安心な農産物の生産工程や価値を理解する機会を創出します。

施策指標

指標	現状(R6)	目標(R12)
環境保全型農業に取り組む面積	790ha	885ha
うち多面的機能支払交付金 <sup>※1</sup> の取組面積	—	292ha
うち環境保全型農業直接支払交付金 <sup>※2</sup> の取組面積	790ha	593ha
うち有機農業の取組面積	60ha	120ha

※1 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する制度

※2 化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する制度

【資料:環境保全型農業直接支払交付金制度実績】

●環境保全型農業直接支払交付金の制度活用により環境負荷低減に取り組んだ面積



# 農 村

## 1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保

### (1) 生活環境の整備

#### 現 状

- 市内耕地面積の約4割を占める中山間地域では、食料生産を担う棚田が各所に存在しています。
- 先人の知恵や努力により築き上げられてきた自然豊かな棚田の景観や、棚田と結び付いた独特の伝統文化などは、まさに日本の原風景であり、国が認定する「つなぐ棚田遺産」などを契機として、棚田が持つ価値や魅力が再認識されています。
- こうした棚田を魅力ある地域資源のひとつに位置付け、そこから生み出される「棚田米」の販売促進活動の強化に加え、関係人口や交流人口の創出に向けた取組として、「棚田マップ」や「棚田カード」を配布するなど、棚田を市内外に積極的に発信しています。
- 市内の各指定棚田地域振興協議会の計画を取りまとめ、「上越市指定棚田地域振興活動計画」として一本化させ、中山間地域等直接支払交付金などを活用しながら、棚田地域振興の特色ある取組が展開されています。
- 中山間地域の維持・振興を図るため、元気な農業づくり推進員を設置し、地域の課題解決に向けた話し合いを促すことにより、農地利用や地域農業の方向性を定めた「将来ビジョン」を作成し、その実現に向けた取組をサポートするとともに、県が主導で進めているビレッジプラン2030に参画し、地域に寄り添い取組を支援しています。

#### 課 題

- 棚田を守り続けてきた農業者の高齢化や過疎化の進行により、棚田の荒廃のみならず地域の存続自体が危ぶまれています。
- 「将来ビジョン」の実現に向けて、地域主体の取組みへ移行できるよう支援を継続する必要があります。

#### 施策の方向性

- 棚田地域における農地保全のほか、棚田を核とした地域振興活動の取組を積極的に支援します。
- 棚田の保全やその周辺集落の維持・振興を図るため、関係団体等の連携により地域の様々な取組を支援します。
- 地域主体の自立した取組を継続するため、農用地保全や地域資源の活用、生活支援等を

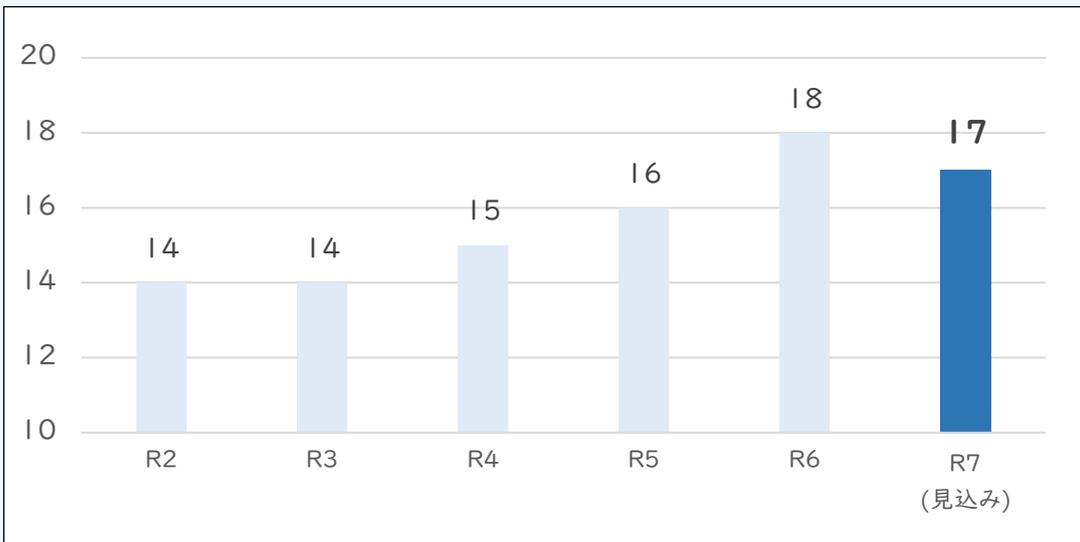
相互に絡ませ複数の集落機能を補完する「**農村型地域運営組織（農村RMO）**」の立ち上げや取組の充実を推進します。

施策指標

指標	現状(R6)	目標(R12)
棚田地域振興協議会の組織数	18 協議会	18 協議会

【資料：上越市指定棚田地域振興協議会 構成組織数】

●棚田地域振興協議会組織数の推移



※令和6年度末に1協議会が解散したため、令和7年度は1協議会減を見込んでいる。



▲「上越市棚田米」PR 動画宣伝用シール



▲棚広新田の棚田(牧区)

## (2) 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の活用による生活基盤の確保

### 現 状

- 当市の基幹産業である稲作は、平野部の大規模なほ場整備に伴う効率的な生産が太宗を占める一方、中山間地域では、傾斜地に不整形かつ狭小な棚田が各所に存在しており、生産条件の格差が見られます。
- 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金を活用し、集落等の取り決め（協定）に基づく農業生産活動等の継続を支援しています。
- 担い手や自身の高齢化等に伴う耕作の継続に課題を抱え、農用地面積が少ない小規模集落協定では、中山間地域等直接支払交付金（1期5年）の制度の変わり目で活動の廃止を決断する割合が多くなってきています。
- 農村地域では、多面的機能支払交付金を活用し、地域が共同で農地を守ることにより、多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）が発揮されています。

### 課 題

- 平野部に比べて畦畔管理に手間がかかるほか、安定した水利が確保できないなど、不利な生産条件や農業者の高齢化により、農業生産活動の継続が困難となってきています。
- 共通の課題を有する小規模な集落協定同士の連携や農業者と非農業者など、地域内外を問わない多様な組織等が参画するための体制づくりを進めることにより、農用地の保全及び農村環境の維持を図る必要があります。
- 農村地域の高齢化や人口減少等により、活動組織の構成員の減少や事務作業の負担による役員の手不足、さらに活動のマンネリ化などが相まって、活動の継続を断念する組織が増加することが考えられ、地域の共同活動によって支えられている多面的機能に影響を及ぼす恐れがあります。

### 施策の方向性

- 中山間地域等直接支払交付金の体制整備単価交付要件となる「ネットワーク化活動計画」の作成を進め、農用地の保全及び農村環境の維持を目指します。
- 市域の農地の7割を超えて実施している多面的機能支払交付金を活用した活動について、組織の事務作業の負担軽減と計画的な施設の長寿命化を図るため、隣接する組織同士で連携して活動する広域化を推進します。加えて、取組未実施地区について、取組面積拡大のための制度周知に努めます。
- 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の積極的な活用により、集落内外

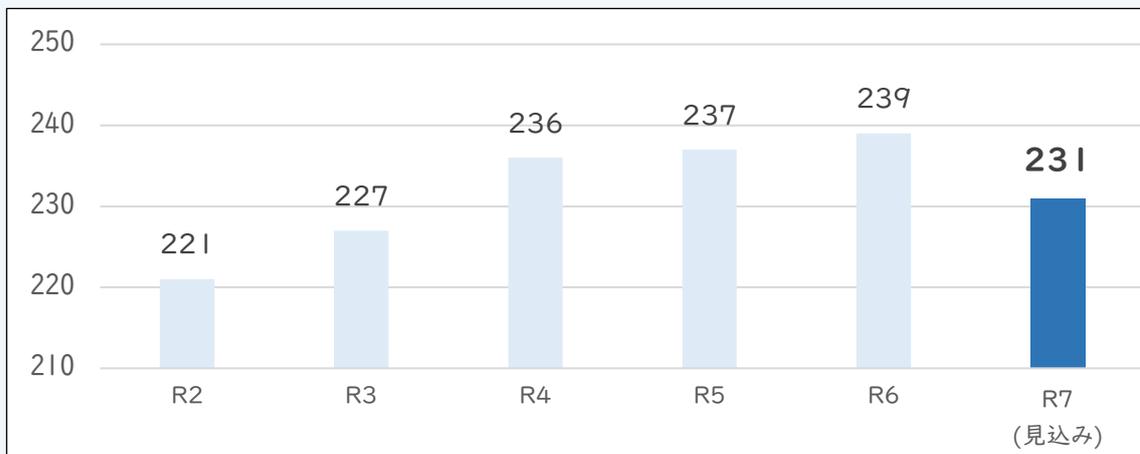
の組織や非農家などの多様な主体の参画の下で、活動組織の広域化や人材の確保を図ります。

施策指標

指標	現状(R6)	目標(R12)
中山間地域等直接支払交付金取組集落数	239 集落※	239 集落
多面的機能支払交付金(農地維持支払)取組面積	12,298ha	13,004ha

【資料:農村振興課集計データ】

●中山間地域等直接支払交付金取組集落数の推移

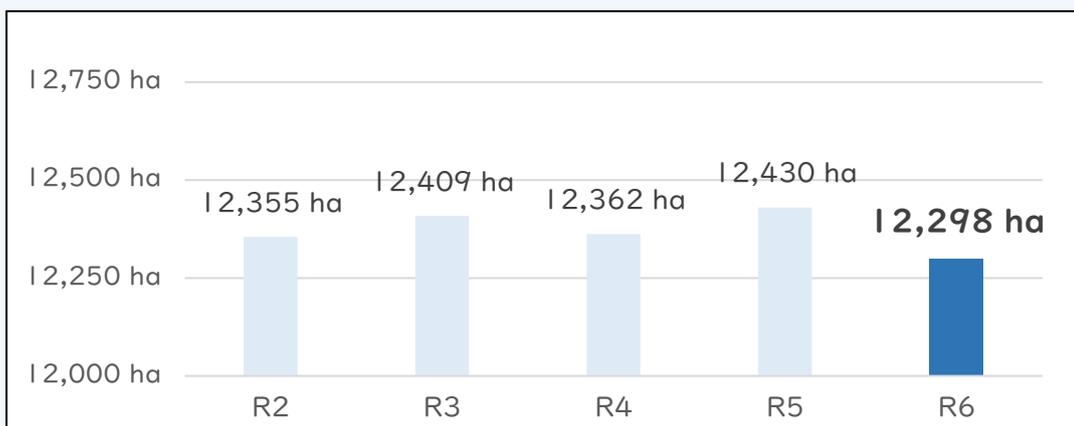


▲棚田地域振興活動加算を活用した買い物支援 (大島区)



▲生産性向上加算を活用したドローンの導入 (高土区)

●多面的機能支払交付金取組面積の推移



### (3) 鳥獣被害対策の推進

#### 現 状

- 野生鳥獣による農作物被害は、令和5年度に全国で約164億円と依然として高い水準にあり、営農意欲の減退、耕作放棄の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしています。
- イノシシを中心とした農作物被害が続く中、市やJA、NOSA Iなどの関係機関・団体が構成する上越市鳥獣被害防止対策協議会では、「鳥獣が出没しにくい環境づくり」、「電気柵による侵入防止」、「加害個体の捕獲」を対策の3本柱として推進するとともに、「鳥獣捕獲の担い手の確保・育成」、「ジビエの利活用推進」に取り組み、農作物被害の早期根絶に向けて総合的な鳥獣被害対策を進めています。

#### 課 題

- 「鳥獣が出没しにくい環境づくり」については、集落ぐるみで行うことにより効果が発揮されることから、農業者以外の市民を巻き込み、かつ、継続的に取り組む必要があります。
- 「電気柵による侵入防止」については、柵を適切な方法で設置するとともに、設置後の下草刈り等の維持管理により侵入防止の効果が維持されることから、設置者に対して正しい維持管理方法を継続的に指導していく必要があります。
- 「加害個体の捕獲」については、実施隊やサポート隊によるグリーンシーズンにおける捕獲活動を強化するほか、今後10年先を見据えた際、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化が見込まれることから、効率的・効果的な捕獲活動をより一層進めるとともに、若年層を中心とした新たな人材を確保・育成する必要があります。

#### 施策の方向性

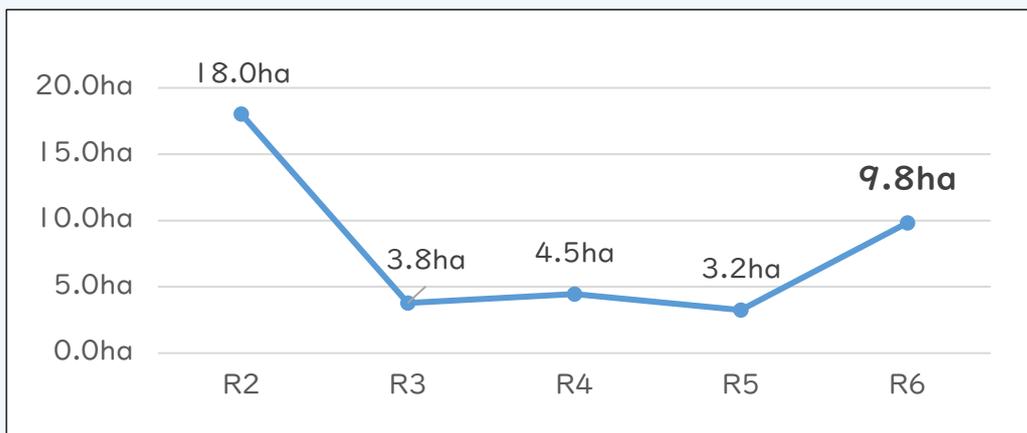
- 野生鳥獣による農作物被害を根絶させるため、集落ぐるみで鳥獣を寄せ付けない環境づくりに取り組めるよう支援します。
- 侵入防止柵が適切に維持管理されるよう、農業者等に対して適切な指導に継続的に取り組みます。
- 効率的かつ効果的に加害個体を捕獲できるよう、ICT等を活用したスマート捕獲を展開するとともに、新たな捕獲従事者の確保に引き続き取り組みます。
- 捕獲された個体をジビエとして利活用することを推進し、地域が生み出す貴重な食材として市民の認知向上と普及の拡大に取り組みます。

施策指標

指標	現状(R6)	目標(R12)
イノシシによる水稲被害面積	9.8ha	0ha

【資料:農村振興課集計データ】

●イノシシによる水稲被害面積の推移



▲集落環境診断



▲侵入防止柵設置の実地研修会

#### (4) 農業経営や農村の安全・安心な暮らしの実現に向けた防災・減災対策の推進

##### 現 状

- 近年、頻発化、激甚化する豪雨や地震等の災害に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水化等ハード対策の推進に合わせ、ハザードマップ作成による地域住民への啓発活動等ソフト対策を実施しています。
- 平成 30 年 7 月に発生した豪雨災害を踏まえ、国が見直した新たな基準により再選定された防災重点ため池について、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(令和 2 年法律第 56 号)に基づき、防災・減災対策の優先度が高いため池から、集中かつ計画的に防災工事(老朽化及び耐震・豪雨対策)を実施しています。
- 農業用水としての用途がなくなった防災重点ため池は、地元関係者の協議により、ため池を廃止し災害を未然に防止しています。

##### 課 題

- 防災工事(老朽化及び耐震・豪雨対策)が必要な防災重点ため池数が多いことから、周辺の状況や被害の影響度を確認した上で、関係機関や地元関係者と協議を行いながら事業を進める必要があります。

##### 施策の方向性

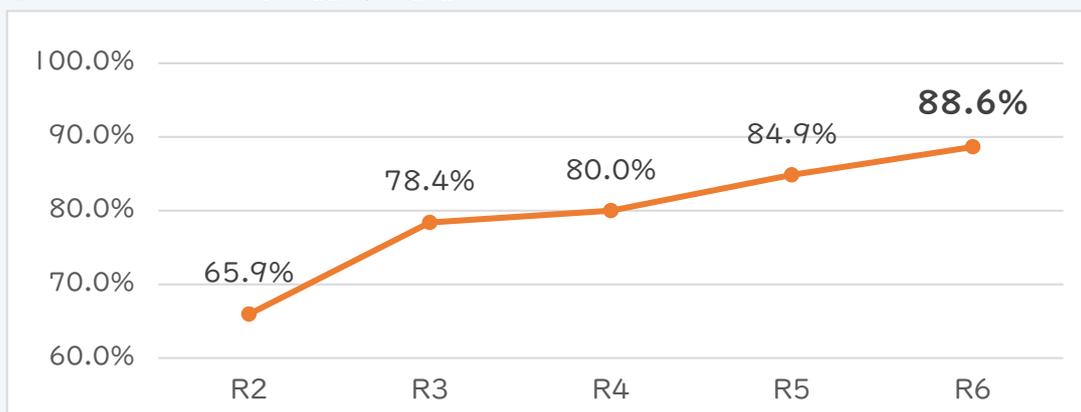
- 防災重点ため池のハザードマップを令和 9 年度までに全て作成します。
- 現在、事業化されている地区のため池防災工事の早期完了を目指し、新潟県と連携を図り、防災減災対策を推進します。
- 利用されていない防災重点ため池は、地元関係者と協議を行ったのち、速やかに廃止工事を行い、災害を未然に防止します。

##### 施策指標

指 標	現状(R6)	目標(R12)
ハザードマップ作成による防災・減災対策を実施した防災重点ため池の割合	91.4%	100.0%
事業中の防災重点ため池の防災工事(事業中10地区)の完了地区数	0地区	10地区

※ ため池防災工事の事業主体:新潟県

### ●ハザードマップ作成の進捗率の推移



▲県営防災重点農業用ため池緊急整備事業  
(大久保地区 着手前)



▲県営防災重点農業用ため池緊急整備事業  
(大久保地区 完了後)

## 2 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出

### (1) 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大

#### 現 状

- 都市生協組合員等と生産者の体験交流を市内外で実施し、農業体験を通じて商品を知っていただくとともに、生産者のこだわりや思いを伝えながら、上越産農産物の周知を実施しています。
- 平成11年度から実施している「越後田舎体験事業」において関東圏などの小・中学校を中心に受入れ、様々な体験の提供を通じて、日々の生活の中で忘れがちな「自然への配慮」、「人への思いやり」、「生きることの大切さ」や自然と自然、自然と人、人と人など、さまざまなつながりの大切さをありのままの自然や暮らしなどを「ほんもの体験」として伝えてきています。
- 近年では、海外の一般旅行客など、学校団体以外の受入れがみられます。また、年間を通じて、体験を提供するインストラクターやホームステイの受入れ家庭を募集しています。

## 課 題

- 都市生協組合員等と農業者との体験交流については、地域が限定された取組となっていることから市内全域にわたる取組へと発展するよう都市生協等への働きかけが必要です。
- 全国的に学校数・生徒数が減少していることに加え、教育旅行などの行き先が多様化していることなどを背景に、近年の上越市内での受入れ人数は、減少傾向にあります。
- 越後田舎体験の受入れ側の課題として、食物アレルギーへの対応やホスピタリティの向上、言語対応が挙げられ、これらが受入れ家庭の負担増につながっています。

## 施策の方向性

- 都市生活協同組合との農業体験などの交流を拡充するとともに、農業体験の地域を広域化し、農業者と消費者のつながりを強化することにより、農産物等の需要の拡大と有利販売の促進を行います。
- 越後田舎体験事業の事務局を務める上越観光コンベンション協会や市内の各地区協議会と連携し、学校等のニーズに沿った受入れ態勢の整備や体験プログラムの磨き上げを支援するほか、情報発信の強化、営業活動の拡充を図ることで、当事業への参加（受入れ）人数の**安定的な確保に努めます**。

## 施策指標

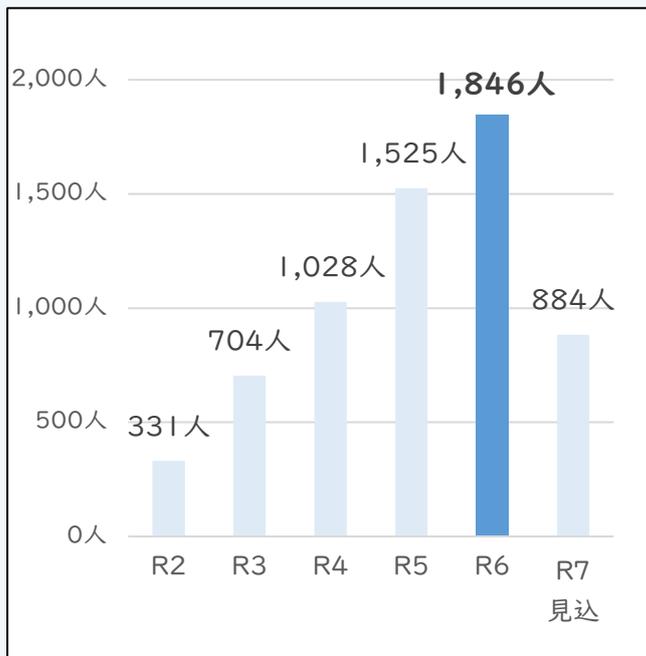
指 標	現状(R6)	目標(R12)
都市生協組合員等の体験交流人数	363人	380人
越後田舎体験参加(受入れ)人数	1,846人	1,500人

●都市生協等体験交流人数の推移



※R2・R3 は感染症対策のため体験交流を中止

●越後田舎体験参加(受入れ)人数の推移



※R7年度の参加人数が減少したのは、大阪・関西万博の影響と推察される。



▲越後田舎体験の様子

## (2) 多様な人材の参画

### 現 状

- 人口減少や高齢化、過疎化の進行により、農業及び農村の維持が困難な地域が生じています。
- 農福連携は、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性があり、市内でも取組が進められています。
- 短期労働力の確保に向け、スマートフォンなどのアプリケーションソフトなどを活用した農業者と短期労働希望者のマッチングの取組が市内でも徐々に行われています。
- 家族経営協定の締結や法人化を契機とした役員への登用など、市内において女性の農業分野への参画が進みつつあります。

### 課 題

- 新規就農者の確保と合わせ、障害の有無や年齢・性別等に関係なく、より多くの方の農業や農村への関心を高める取組を進める必要があります。
- 農福連携やアプリケーションソフトを活用したマッチングの取組は、農業への関わりに向けた有効な手段の一つと考えることから、農業分野とあわせ、社会福祉など関係する各種団体・組織等への周知や農業者、福祉作業所それぞれにおけるニーズの把握をすすめることにより取組の拡大を図る必要があります。
- 農業が若者や女性にも選ばれる職業になるよう、職場環境や労働環境を整える法人等を増加させていくことが必要です。

### 施策の方向性

- 農福連携の認知度の向上と普及拡大に向け、県やJ A、社会福祉にかかわる組織・団体などと連携し、制度周知と取組の横展開を進めます。
- 農業者へアプリの活用を促すとともに、より多くの方から農業に関心を持ってもらうために一般の方にも広く周知を行い、新たな農業人材の発掘と労働力の確保を図ります。
- 若者や女性などが活動しやすい環境づくりや継続的な雇用に向け、新規就業者の雇用先や従業員を雇用する意向がある農業法人等を対象に、職場環境や労働環境などの把握を進めるとともに、働きやすい環境の整備に向けて、研修会など様々な機会を通じて取組事例や支援制度の紹介などを行います。
- 若手農業者や女性農業者を対象とした研修会や意見交換等への参加を促進し、課題や優良事例の共有及び仲間づくりを推進します。

- 農業に関する知識や経験の豊富な高齢者が、地域農業の維持・発展を支える「担い手」として活動することにより、社会参加や健康増進を通じた生きがい創出を図ります。

### 成果指標

指標	現状(R6)	目標(R12)
農福連携の受入農業経営体数	30 経営体	42 経営体
農福連携延べ作業人数	2,047 人	4,000 人

【資料:上越市および上越地域振興局聞き取り結果から作成】

#### ●上越市ワーキングネットワークによる農福連携の取組

上越市内で障がい者等の自立を支援する事業所が連携して農福連携に取り組んでいます。障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。



▲受入先での作業の状況

### (3) 地域ならではの特産物・特産品の開発・有利販売の促進

#### 現 状

- 当市の農業者のうち、農産加工に取り組む経営体数の割合は、全体の約3%にとどまっています。
- 当市の農業生産においては、雪を利用した天然の冷蔵庫である「雪室」や「雪下野菜」の生産など、古くから雪国の地域特性をいかした取組が継承されています。
- 地場産農産物や農産加工品の販売促進の取組として、昭和61年から継続的に取り組んでいる都市生協との産直事業取引では、味噌やもち、ジャムのほか、切り干し大根をはじめとした乾燥加工品を都市生協組合員へ販売しています。

## 課題

- 農業者等の所得向上と雇用確保による農業経営の安定化を図るため、6次産業化の取組を進める必要があります。
- 地域特性である雪を活用した農産物の販売力強化のため、雪室や雪下野菜の販売に取り組む農業者を増やす必要があります。
- 都市生協への安定的な出品を継続するため、体験交流などを通じた地場産農産物の周知に加え、消費者のニーズに合わせた農産加工品の開発・生産を進める必要があります。

## 施策の方向性

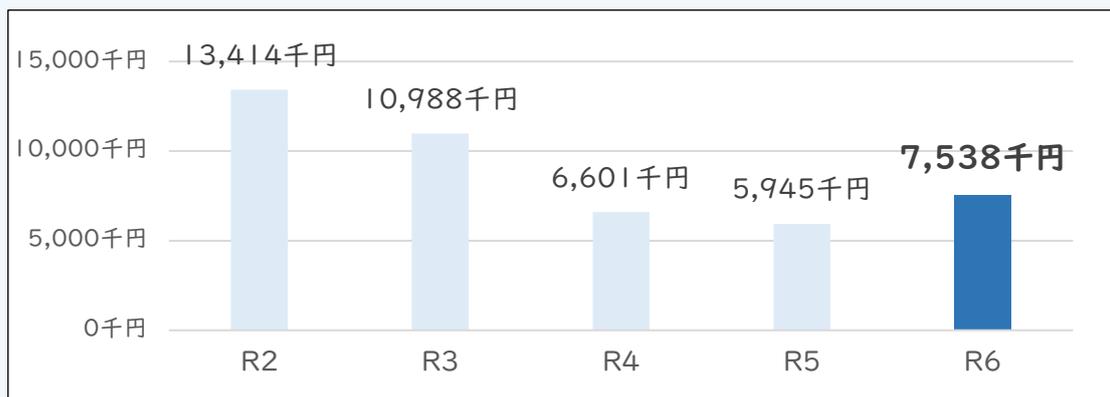
- 農業者等に6次産業化の取組に向けた周知を行うとともに、農産加工に必要な機械・設備の導入または施設改修にかかる経費の支援、農産物を使用した新商品開発などにかかる農商工連携の取組を支援します。
- 雪室や雪下野菜など地域特性を活かした農産物の高付加価値化・ブランド化を付加することで農業者の所得向上につながることを周知していきます。
- 都市生協などの大消費地における販路拡大のほか、消費者のニーズに対応した農産加工品の開発・生産に向けた取組を支援し、消費者への周知を進めることで生産者から消費者・食品関連事業者への直接販売など販路の多様化を図り、安定的な所得や雇用の確保を図ります。

## 施策指標

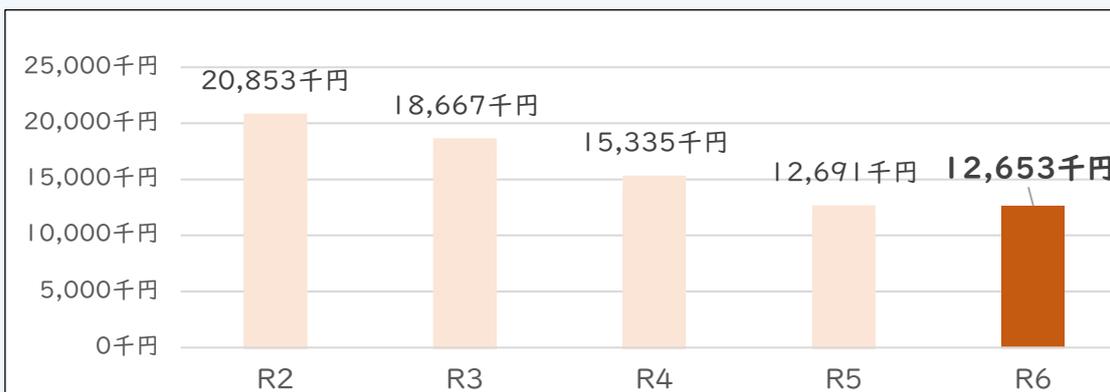
指標	現状(R6)	目標(R12)
農産物の加工に取り組む経営体 <sup>※</sup>	83件(R2)	90件
雪下・雪室野菜の販売額	7,538千円	8,000千円
都市生協での農産加工品の販売額	12,653千円	13,000千円

【資料:※農業センサス 2020、農村振興課集計データ】

●雪下・雪室野菜の販売額の推移



●都市生協での農産加工品の販売額の推移

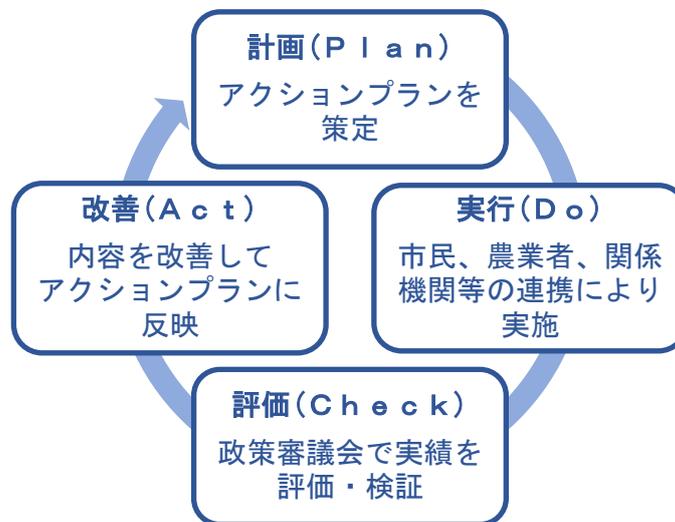


# 施策の推進に共通する事項

## 1 効果的・効率的な施策の推進

この基本計画に基づき推進する施策については、実効性を高めるため、重点的に進める施策を示し、年次的な取組内容を明確にした、分かりやすく具体的な実行計画として「上越市食料・農業・農村アクションプラン」を策定します。このアクションプランは、施策の評価・検証を実施し、必要に応じ施策内容の見直しを行い、翌年以降の施策の改善に反映していく、いわゆるPDCAサイクルの考え方により進捗管理を行います。

図 2:PDCA サイクルの考え方



## 2 S D G s に貢献する環境に配慮した施策の推進

自然資本や環境に立脚した食料・農業・農村分野は、S D G s が目指す経済・社会・環境の統合的向上において果たす役割が非常に大きく、他産業に率先してS D G s の実現に貢献することが求められています。

その中で、農業生産活動は、自然界の物資循環をいかしながら行われ、環境と調和した持続可能な農業の展開は重要なテーマとなります。食料・農業・農村分野においては、経済・社会・環境の諸課題に総合的に取り組み、環境に配慮した生産活動を積極的に推進する必要があります。また、農村を含めた地域においては、持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

このことから、N P O、民間企業、消費者、関係機関等と連携して、農業を担う人材の育成や、農業の成長産業化、農業における環境保護など、様々な分野におけるS D G s の実現に貢献していくこととします。

### 3 幅広い関係者、関係機関等との連携

食料、農業及び農村に関する施策を着実に実施するためには、農業者はもとより、消費者、事業者、国、県及び関係団体等と十分な連携を図ることが必要になります。また、当市関係課等による分野横断的な連携・取組が必要となることから、適切な役割分担の下、地域農業の発展に向け施策を総合的かつ計画的に推進します。

あわせて、厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、目的に応じた施策の選択と集中的実施を行い、様々な観点からコスト縮減に取り組み、効果的な施策を実施します。

## (1) 計画本編 (五十音順)

用語	掲載ページ	解説
<b>あ</b>		
稲WCS (稲発酵粗飼料)		稲の実が成熟する前に、実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料。(WCSは、Whole Crop Silage の略)
親元就農		農業を営む実家の家業を受け継ぐ形で農業に従事すること。
<b>か</b>		
環境保全型農業		農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
供給熱量		国民に対して供給される総熱量。供給熱量は、流通段階も含めて廃棄された食品や食べ残された食品も含まれている。
高収益作物		米などの主食用作物と比べて、面積当たりの収益性が高い作物。(主に、野菜、花き・花木、果樹など)
高付加価値化農業		農産物の単なる販売だけでなく、加工、体験、観光などの要素を組み合わせることで、農業全体の収益性と魅力を高める農業。
高病原性鳥インフルエンザ		高病原性鳥インフルエンザ(Highly pathogenic avian influenza: HPAI)は、A型インフルエンザウイルスの感染による家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥)の病気のひとつ。
耕地面積		農作物の栽培を目的として利用されている土地の面積。
荒廃農地		現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
<b>さ</b>		
作期の分散		複数の異なる作付け時期(作期)を組み合わせることで、作業を年間の特定の期間に集中させず、分散させること。
集落営農型法人		集落単位で組織された農業法人。(地域内の農地を集積・共同利用し、機械や施設の効率的な利用、作業の共同化などを通じて、農業経営の効率化と所得向上を目指す)
収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)		米・麦・大豆などの販売収入が、標準的な収入額を下回った場合に、その差額の9割を国費と農業者の積立金で補填する制度。

用語	掲載ページ	解説
食の外部化・簡便化		共働き世帯や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況や、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品、総菜、弁当といった「中食(なかしょく)」の提供や市場の開拓等に進展が見られている動向の総称。
食品ロス		本来食べられるにも関わらず、廃棄されてしまう食品。
新規需要米		飼料用米、米粉用米(米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途)、稲発酵粗飼料用稲、醸造用米、輸出用米等。
水田収益力強化ビジョン		地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物生産の設計図となるもの。
水田政策の見直し		国では水田政策を令和9年度から根本的に見直しを行う。 (水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換するなど)
水田の涵養		森林などが雨水や雪解け水を地中にゆっくりと浸透させ、貯蔵し、時間をかけて河川や地下水に供給する働き。
スマート農業		ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。
全水稻		主食用米と非主食用米(輸出用米、飼料用米、加工用米等)を合計した面積。
<b>た</b>		
多面的機能支払交付金		農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対して、交付する交付金。
多様な人材		都市からの移住者や兼業農家、定年退職後の再就農者、外国人労働者、女性、高齢者、障がい者など、人手不足の解消や農業の発展のために労働力として期待されている方々。
短粒種		ほぼ円形に近く、粒が小さくて短いジャポニカ種の米。
地域おこし協力隊制度		都市部から過疎地域などへ移住した人を自治体が「協力隊員」として委嘱し、地域課題の解決や活性化を支援してもらう制度。
地域計画		地域の農業の将来像を「誰が」「どのように」農地を利用していくのかを、地域の農業者や関係機関が話し合っ決めて計画。
地産地消		地域の農林水産物の利用を促進することにより、国産の農林水産物の消費を拡大する取組。
地産地消推進の店		上越産品を積極的に取り扱う小売店・飲食店などを「上越市地産地消推進の店」に認定。
中山間地域等直接支払交付金		中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者等に対して交付する

用語	掲載ページ	解説
		交付金。
独立自営就農		親などから継承するのではなく、個人が新たに経営者として農業をはじめること。
土地利用型作物		大規模な農地を利用して生産される作物のこと。米、麦、大豆などの穀物、枝豆や長ネギ、大根など。
な		
認定新規就農者		新たに農業を始める人が作成する「青年等就農計画」を市町村が認定した農業者のこと。
認定農業者		農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。
ネットワーク活動計画		中山間地域における農業生産活動の継続と農地・農村の保全を図るため、地域内外の多様な主体が連携・協働するネットワーク体制づくりを進めるもの。
農業振興地域制度		「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を保全するとともに、総合的かつ計画的に農業の振興を図るための制度。
農業保険		農業者の経営努力では避けられない自然災害や農産物の価格低下などによって売上が減少した場合に、その減少分の一部を補償する保険。
農地		耕作の目的に供される土地(農地法第 2 条より)
農地集積率		国の作物統計における耕地面積に占める認定農業者の経営面積の割合。
農地の集積・集約化		農地の「集積」とは、農地を所有し、または借り入れること等により、利用する面積を拡大すること。 農地の「集約化」とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。
農地中間管理機構		農地の分散状態を解消し、農地の集積・集約化を進めるための仕組みとして、平成 26 年に創設された農地の中間的な受け皿。
農地中間管理事業		農地を貸したい農家(出し手)から、農地中間管理機構が中間的な受け皿となって借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手(受け手)に貸し付ける事業。
農福連携		障がいのある人等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
は		
人・農地プラン		集落・地域が抱える人と農地に関する問題の解決に向け、今後の地域農業の在り方などを話し合いにより決める地域農業の未来の設計図となるもの。

用語	掲載ページ	解説
プレミアム認定店		地産地消をより推進するため、認定している地産地消推進の店の中で、地産地消の取組が一定の基準を超え、かつ上越産品のおいしさや魅力を積極的に発信する店を「プレミアム認定店」として認定
米価下落等のリスクへの対応		「収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)」や「収入保険」といった保険制度の活用、生産面では農地集約、スマート農業の導入などによる経営を安定させる取組。
防災重点ため池		決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「ため池」。
防災重点農業用ため池		農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある「ため池」。
<b>や</b>		
有利販売		出荷や価格など、生産者側の意向が反映できる販売方法。
優良農地		一団のまとまりある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって、生産性が向上した農地等良好な営農条件を備えた農地。
<b>ら</b>		
ランピースキン病		牛や水牛に感染するランピースキン病ウイルスが原因の感染症で、皮膚に結節(しこり)ができるのが特徴。

用語	掲載ページ	解説
<b>B</b>		
BCP		自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手法などをあらかじめ取り決めておく計画。(BCPとは、Business Continuity Plan の略)
<b>C</b>		
CSF(豚熱)		豚(とん)コレラウイルスによって引き起こされる豚やイノシシの伝染病。(CSFとは、Classical swine fever の略)
GAP (ギャップ)		農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。 (GAPは、Good Agricultural Practice の略)
RMO (アールエムオー)		地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。(RMOとは地域運営組織、Region Management Organization の略)
<b>I</b>		
ICT		情報処理および通信技術の総称。 (ICTとは、Information and Communication Technology の略)
<b>S</b>		
SDGs (エスディーズ)		平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和 12 年を期限とする国際社会全体の開発目標。 (SDGsは、Sustainable Development Goals の略) また、SDGs 実施指針には、日本が取り組む SDGs に対して 8 つの優先課題が定められています。 (People 人間) 1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現 2 健康・長寿の達成 (Prosperity 繁栄) 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

用語	掲載ページ	解説
		(Planet 地球) 5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 (Peace 平和) 7 平和と安全・安心社会の実現 (Partnership パートナーシップ) 8 SDGs 実施推進の体制と手段
SNS		登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。 (SNSは、Social Networking Service の略)

# 上越市食料・農業・農村基本条例

平成12年3月24日

条例第1号

改正 平成15年9月30日条例第37号

平成21年3月27日条例第12号

平成26年9月30日条例第63号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第6条）

### 第2章 基本的な施策

#### 第1節 施策の基本方針（第7条・第8条）

#### 第2節 食料に関する施策（第9条—第11条）

#### 第3節 農業に関する施策（第12条—第17条）

#### 第4節 農村に関する施策（第18条—第21条）

#### 第5節 農業に関する団体への支援（第22条）

### 第3章 上越市食料・農業・農村政策審議会（第23条—第26条）

### 附則

農業は、私たちのいのちとくらしの原点であり、農村は、人と自然が豊かな触れ合いを保ちながら共生することができるかけがえのない場である。

私たちのまち上越市は、北と南の植生が交わり、ほとんどの作物が生育可能な広大な農地を有している。しかし、その農地が有効に活用されておらず、私たちが消費する食料の多くは他の地域に依存し、さらには、本来、自然の循環機能をいかした環境にやさしい産業である農業において、稲わら、家畜糞尿、食物残さなどの有機物資源が十分に活用されていない。

人口、食料、そして環境問題が地球的規模で課題となっているこんにち、私たちは、いま一度、地域の農業を見つめ直し、農業を魅力あるものとして、将来の世代に継承していかなければならない。

今こそ私たちは、有機栽培を中心とした環境にやさしい循環型の、持続的に発展する農業を確立し、地域内での自給を基本とした安全な食料の安定的な供給の下、都市機能と農村の持つ自然環境が調和する「みどりの生活快適都市」にふさわしいまち、いわば農都市の形成を図ることを決意し、新たな理念の下に、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、食料、農業及び農村のあり方についての基本理念を定め、並びに市、農業者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、食料、農業及び農村に関する基本的な施策等を定めることにより、豊かで住みよい、環境の保全に配慮し持続的に発展する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (食料、農業及び農村のあり方についての基本理念)

第2条 食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることにかんがみ、地域内での自給を基本とし、全国的な食料自給率の向上及び不測の事態への対応にも貢献することを目標に、安全な食料を安定的に供給することにより、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

2 農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保されるとともに、地球環境保全（上越市環境基本条例（平成8年上越市条例第41号）第2条第2項に規定する地球環境保全をいう。）に配慮した農業の自然循環機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「法」という。）第4条に規定する自然循環機能をいう。以下同じ。）が維持増進され、かつ、持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、市の将来都市像とするみどりの生活快適都市にふさわしいものとなるよう、農村の持つ多面的機能（法第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）を活用した生産、生活及び定住の場として調和のとれた空間とならなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるときは、国及び県と連携するとともに、国及び県に対して施策の提言を積極的に行うように努めるものとする。

### (農業者等の責務)

第4条 農業者及び農業に関する団体は、自らが安全な食料の安定的な供給及び農村におけるまちづくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に積極的に取り組むように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

### (市民の責務)

第5条 市民は、農都市の形成を目指すまちの住民であることを認識し、日常生活において地域で生産された食料を中心として消費するように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、農都市の形成を目指すまちにおいて事業活動を行っていることを認識し、食料を使用するときは、地域で生産された食料を中心として使用するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

## 第2章 基本的な施策

### 第1節 施策の基本方針

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、食料、農業及び農村に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 安全な食料を安定的に供給すること。
- (2) 地域で生産された食料による健康的な食生活の推進を図ること。
- (3) 農地、農業用水その他の農業資源を確保し、及び整備すること。
- (4) 農業の担い手を育成し、及び確保すること。
- (5) 農業の自然循環機能を維持増進すること。
- (6) 契約栽培の推進等により生産者と消費者の連携を図ること。
- (7) 農村における計画的な土地利用の促進及び農村の住環境の整備を図ること。
- (8) 都市と農村との交流を促進すること。
- (9) 農村における国際交流及び農業による国際協力の推進を図ること。
- (10) 森林及び水産資源の保全に関する施策との連携を図ること。
- (11) 隣接する地方公共団体等と連携し、一体的な産地の形成及び地域間の交流を図ること。

(基本計画)

第8条 市長は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食料自給率の目標
- (3) 農地の有効利用に関する目標
- (4) 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構すべき施策
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 基本計画は、施策の効果を評価できるように定めるものとする。

4 第2項第2号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、市内における

農産物の自給率をおおむね7割以上とするとともに、市内の農業生産及び食料消費に関する指針となるように、可能な限り品目別の目標値を定めるものとする。

- 5 第2項第3号に掲げる農地の有効利用に関する目標は、まちづくりの観点からの計画的かつ効率的な土地利用の促進に資することを旨とし、前項に規定する食料自給率の目標が達成できるように、農地の確保、積極的な水田の活用等についての目標値を定めるものとする。
- 6 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ上越市食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 8 市長は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化並びに施策の評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。
- 9 第6項及び第7項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。

## 第2節 食料に関する施策

(食料の安全性の確保等)

第9条 市は、市民が安心して消費できるように食料の安全性の確保及び品質の改善を図るため、品質に関する認証制度の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、農業者及び農業に関する団体が遺伝子組換えその他の先端技術を利用する際には、食料の安全性が確保され、及び環境に及ぼす影響等について配慮されるように必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、事業者が遺伝子組換えその他の先端技術が利用された食料を使用し、及び取り扱う際には、市民の健康に及ぼす影響等について配慮され、及び消費者の合理的な選択が行われるように必要な施策を講ずるものとする。

(流通の活発化)

第10条 市は、食料自給率の向上及び食料の安定的な供給を図るため、朝市の活性化、契約栽培の推進その他流通の活発化に必要な施策を講ずるものとする。

(食品産業の健全な発展)

第11条 市は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、食品産業と農業、流通、試験研究機関等との連携に必要な施策を講ずるものとする。

## 第3節 農業に関する施策

(自然循環機能の維持増進等)

第12条 市は、循環型で持続的に発展する農業を確立するため、有機栽培農法の推進、輪作体系の確立、環境の保全に貢献する作物の栽培の推進その他農業の自然循環機能の維持増進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全の重要性にかんがみ、農業による環境への負荷（上越市環境基本条例第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。）の低減を図るため、農薬の使用縮減の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（担い手の育成及び確保等）

第13条 市は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）その他農業経営に意欲のある農業者が農業の中心的役割を担うような農業構造を確立するため、誇りを持って農業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるように必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、社会の変化に対応できる多様な農業の担い手の育成及び確保を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 市が参画し、又は関与する農業の経営体の設置及びその活動の推進

(2) 農業経営の法人化の推進

(3) 家族農業経営の活性化及び集落を基礎とした農業経営の推進

(4) 新たに就農しようとする者への支援

(5) 都市住民が農業を体験し、及び農業に参加する取組の推進

(6) 農村における女性の地位の向上を基本とした女性の農業経営への参画の推進

(7) 高齢者が生きがいを持って農業に携わることができる環境整備の推進

（農地の確保等）

第14条 市は、市内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、計画的かつ効率的な土地の利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、作業効率及び地力が高く、汎用利用が可能な優良農地の確保を図るため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、市街地にある農地が防災及び環境の保全に果たす役割の重要性にかんがみ、その保全その他必要な施策を講ずるものとする。

（生産の振興及び調整）

第15条 市は、食料の安定的な供給に必要な農業生産の確保及び振興を図るため、高速交通施設、港湾施設等を活用した産地化の推進及び農業に関する団体と連携した全国的な調整による適地適産の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、食料自給率の向上を図るため、大豆栽培等による積極的な水田の活用及び地域内調整の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（研究及び技術開発の推進）

第16条 市は、関係機関等との連携を強化し、地域の特性をいかした農業並びに食品の加工及び流通に関する研究及び技術開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(農業経営の安定)

第17条 市は、農産物の価格の著しい変動等が認定農業者、新たに就農しようとする者等の農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、産地化の推進を図るべき作物の栽培、新たな農業技術の導入等による収量、価格等の不安定さが農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

第4節 農村に関する施策

(農村の総合的な振興)

第18条 市は、市内の秩序ある土地の利用並びに良好な景観の保全及び創造に配慮しつつ、農業集落排水及び並木道の整備等地域の特性に応じた農村における快適な生活環境の整備その他農村の総合的な振興に必要な施策を講ずるものとする。

(良好な定住の場の形成)

第19条 市は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成10年法律第41号)第3条第1項の規定により定めた基本方針にのっとり、農村における良好な定住の場の形成を図るため、人と自然が共生できる優良な住宅の建設の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(良好な交流の場の形成)

第20条 市は、都市住民及び次代を担う子どもと農村との交流の機会を増進するとともに、市民が農業及び農村に対する理解と関心を深め、自然を守り、はぐくんでいく基盤の整備を図るため、山里自然公園、市民農園等の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等への支援)

第21条 市は、中山間地域等(法第35条第1項に規定する中山間地域等をいう。)の多面的機能の確保を図るため、適切な土地利用の調整及び生産調整における地域内調整に配慮し、農業生産活動が持続的に行われるようにするための支援その他必要な施策を講ずるものとする。

第5節 農業に関する団体への支援

第22条 市は、農業に関する団体が基本理念の実現に資することができるように、その組織の効率化の支援その他農業に関する団体の健全な発展を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第3章 上越市食料・農業・農村政策審議会

(設置)

第23条 食料、農業及び農村に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、上越市食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、食料、農業及び農村に関し市長に意見を

述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する25人以内の委員をもって組織する。

- (1) 農業者
- (2) 消費者
- (3) 事業者
- (4) 都市住民
- (5) 農業に関する団体の職員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験者
- (8) 公募に応じた市民
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第25条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第26条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年条例第12号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

平成12年3月24日

規則第4号

改正 平成17年3月31日規則第31号

平成22年3月31日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市食料・農業・農村基本条例（平成12年上越市条例第1号）に定めるもののほか、上越市食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第4条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第5条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、農業政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第31号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第11号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## 上越市食料・農業・農村基本計画

令和8年3月 改定

発行：新潟県上越市

編集：新潟県上越市農林水産部農政課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL 025-526-5111 FAX 025-526-6114

URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>



上越市農業なびは  
こちらから

**令和 8 年度**  
**上越市食料・農業・農村アクションプラン**  
(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 8 年 月

新潟県上越市

# 上越市食料・農業・農村アクションプランの策定

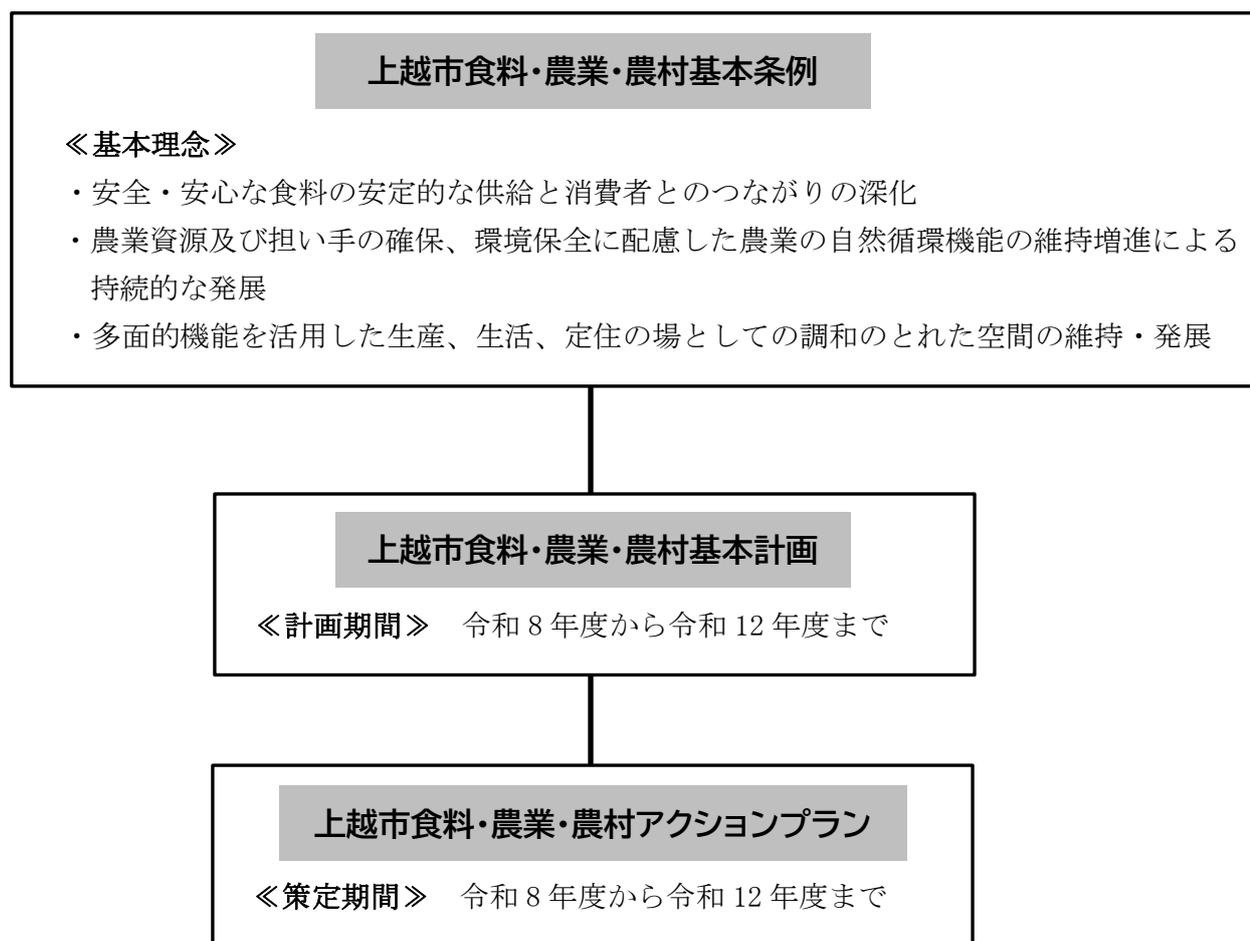
## 1 アクションプラン策定の目的

上越市では、上越市食料・農業・農村基本条例の基本理念を実現するため、上越市食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、食料、農業及び農村に関する各種施策を推進しています。

この基本計画に基づく施策の実効性を高めるため、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間（5 年間）に、重点的に進める施策について、年次的に取り組む内容を具体的に示した実行計画（アクションプラン）を策定しました。

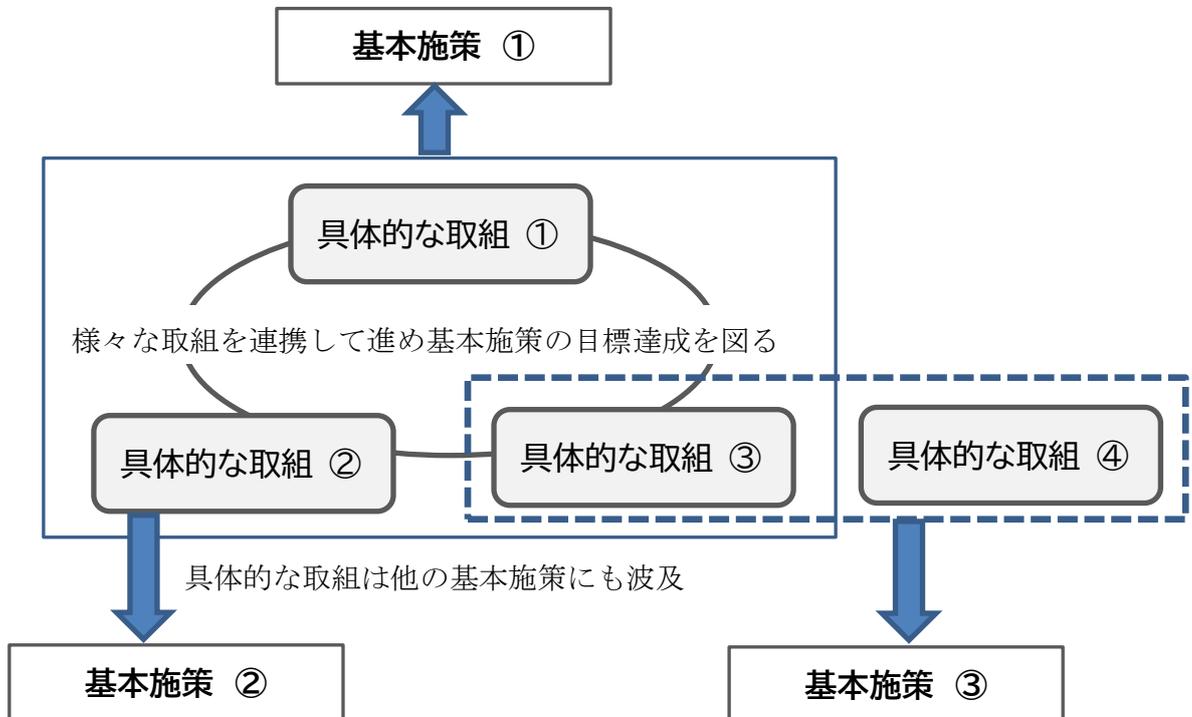
このアクションプランでは、基本計画の施策指標を「アウトカム指標（成果指標）」、アクションプランの具体的な取組を可能な限り「アウトプット指標（事業実施に直接関連する指標）」として落とし込み、アクションプランの目標の達成が、基本計画の施策指標の達成につながり、基本施策が達成されるよう設定しています。

### <アクションプランの位置付け>



## <基本施策と具体的な取組の関係(イメージ)>

アクションプランの具体的な取組は、1つの基本施策だけでなく他の基本施策にも波及することから、複数の基本施策に関連する事業は【再掲】と表記しています。

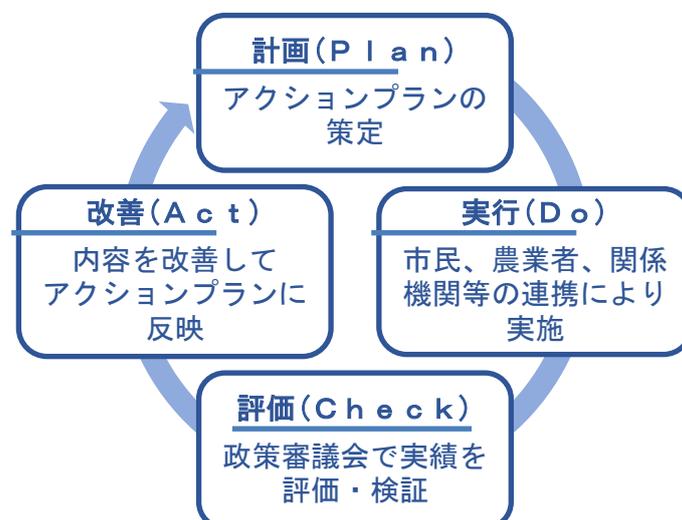


## 2 アクションプランに掲げる事業の進捗管理

アクションプランの実効性を高めるため、毎年、各事業の実績や進捗状況を的確に把握・評価し、その成果や反省を次年度の事業に活かします。

また、これらを確実に実行し、5年ごとに行うアクションプランの見直しに反映します。

## <PDCAサイクルによる評価・検証>



### 3 基本目標別の施策(アクションプラン)

#### 食料 安全・安心な食料の安定的な供給と消費者とのつながりの深化

基本目標 1 安全・安心で高品質な食料の安全供給	
基本施策 (1) 持続的かつ需要に応じた計画的な米生産の推進 (P7)	
アクションプラン:	① 選ばれる米づくり ② 国際水準GAP認証制度の推進 ③ スマート農業の推進 ④ 米の需給情報の提供 ⑤ 上越産農産物の輸出の推進
基本施策 (2) 優良農地の維持と荒廃農地の発生防止 (P10)	
アクションプラン:	① 地域計画の推進及び農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化 ② 中山間地域元気な農業づくり推進員等によるきめ細かな活動支援
基本施策 (3) 気候変動や自然災害に強く、食料の安定供給と品質確保を可能とする産地づくりの推進 (P12)	
アクションプラン:	① 異常気象に負けない米づくり ② 農業版BCP(事業継続計画)の作成・周知 ③ 病虫害の発生防止 ④ 家畜伝染病の発生防止
基本目標 2 消費者と食・農とのつながりの深化	
基本施策 (1) 消費者と生産者との関係強化 (P15)	
アクションプラン:	① 農産物直売所と消費者とのつながりの強化 ② 上越産農産物等の情報発信 ③ 首都圏等への農産物等の販売促進 ④ 農産物等のインターネット販売の促進 ⑤ 都市生協組合員等との体験交流
基本施策 (2) ライフステージに対応した食育の推進 (P19)	
アクションプラン:	① 食育啓発イベントの実施 ② 食育の啓発
基本施策 (3) 地産地消の推進 (P21)	
アクションプラン:	① 学校給食用野菜の生産・供給の拡大 ② 上越市地産地消推進の店を通じた地産地消の推進
基本施策 (4) 食品ロスへの対応の強化 (P23)	
アクションプラン:	① 食品ロス削減に向けた取組の推進

# 農業

農業資源及び担い手の確保、環境保全に配慮した農業の自然循環機能の維持増進による持続的な発展

## 基本目標 1 力強く持続可能な農業構造の実現

基本施策 (1) 新たな担い手等の確保・育成の強化 (P24)

- アクションプラン：① 新規就農イベント等での勧誘  
② おためし農業体験の推進  
③ 就農希望者の受入体制の強化  
④ SNS等を活用した上越市農業の魅力の発信

基本施策 (2) 強い農業経営体の育成 (P27)

- アクションプラン：① 法人間連携の推進及び集落営農法人等の経営継続に向けた支援  
② 大区画ほ場整備を契機とした法人の設立

基本施策 (3) 地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進 (P29)

- アクションプラン：① 地域計画の推進及び農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化【再掲】

## 基本目標 2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

基本施策 (1) 園芸の振興 (P30)

- アクションプラン：① 地域最重点品目の面積拡大

基本施策 (2) 畜産の振興 (P31)

- アクションプラン：① 子牛の導入に対する支援  
② 耕畜連携の推進

基本施策 (3) 農業生産基盤の整備 (P33)

- アクションプラン：① 大区画ほ場整備の推進

基本施策 (4) 農業現場のデジタル化・スマート農業の実践による省力化・生産コスト低減の推進 (P34)

- アクションプラン：① スマート農業の推進

基本施策 (5) 環境保全型農業の推進 (P35)

- アクションプラン：① 環境保全型農業の推進

**農村**

多面的機能を活用した生産、生活、定住の場としての調和のとれた空間の維持・発展

**基本目標 1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保**

## 基本施策 (1) 生活環境の整備 (P36)

アクションプラン：① 棚田地域振興協議会の運営  
② 棚田と棚田地域の魅力等の発信

## 基本施策 (2) 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の活用による生活基盤の確保 (P38)

アクションプラン：① 中山間地域元気な農業づくり推進員等によるきめ細かな活動支援  
② 中山間地域農業の課題共有と、その解決・改善に向けた取組の推進  
③ 多面的機能支払交付金の推進  
④ 多面的機能支払交付金活動組織の広域化

## 基本施策 (3) 鳥獣被害対策の推進 (P41)

アクションプラン：① 鳥獣が出没しにくい環境づくりの推進  
② 侵入防止柵の整備  
③ 加害個体の捕獲  
④ 効率的・効果的な捕獲活動の推進  
⑤ 有害鳥獣捕獲の担い手の確保・育成  
⑥ ジビエの利活用促進

## 基本施策 (4) 農業経営や農村の安全・安心な暮らしの実現に向けた防災・減災対策の推進 (P45)

アクションプラン：① ため池ハザードマップの作成  
② ため池防災工事の実施

**基本目標 2 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出**

## 基本施策 (1) 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大 (P47)

アクションプラン：① 都市生協組合員等との体験交流【再掲】  
② 首都圏等への農産物等の販売促進【再掲】  
③ 越後田舎体験事業の推進

## 基本施策 (2) 多様な人材の参画 (P50)

アクションプラン：① 農福連携の認知度の向上のための取組の推進

## 基本施策 (3) 地域ならではの特産物・特産品の開発・有利販売の促進 (P51)

アクションプラン：① 6次産業化の取組支援  
② 雪室の貯蔵効果をいかした農産物等の高付加価値販売の促進、雪下・雪室野菜の販売促進  
③ 都市生協組合員等との体験交流【再掲】

## 4 アクションプランの推進に対する関係者の責務・役割

基本計画に基づくアクションプランは、次の関係者が連携して事業を推進します。

### (1) 上越市の責務

- ・基本条例の趣旨の浸透を図るため市民への理解促進と合意形成を図る。
- ・基本条例に基づく基本計画にのっとり、食料・農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施する。
- ・施策を講ずるときは、国及び県と連携を深めながら、効果的な事業を実施する。
- ・農業者、農業関係団体及び事業者との連携を進め、地域の総合的な調整を図る機能を担う。

### (2) 農業者・農業関係団体の役割

- ・農業者及び農業に関する団体は、自らが安全な食料の安定的な供給及び農村におけるまちづくりの主体としての役割を担う。
- ・農業経営を継続・発展させながら、地産地消や地域内自給率の向上に資するため、食料の安定生産に努める。
- ・持続性の高い循環型農業の生産方式に取り組み、生産過程の透明性を確保し、安全な食料の生産に努める。

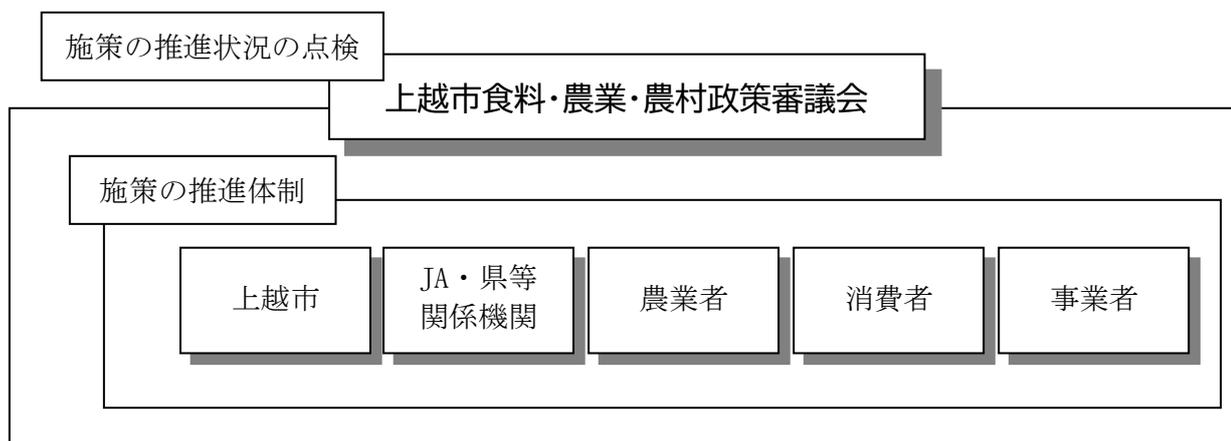
### (3) 市民の役割

- ・健康的な食生活の基である生産現場との各種交流会、農業行事等に参加するなど、食料、農業への理解と提言に努める。
- ・市民は農業都市の住民として、食品残さの循環利用や地域で生産された安全な食料への理解を深め、環境にやさしい日常生活を心がける。

### (4) 事業者の役割

- ・事業活動を行うに当たっては、食料の安全性に関心を持ち、農産物の地域内流通、地域内消費の促進に取り組むことに努める。
- ・農産物を使用する立場から、地域の特色を活かした農産物の生産、流通体制の改善などにつながる食料、農業についての各種提案に努める。

### <アクションプランの推進体制>



## 1 安全・安心で高品質な食料の安定供給

### ◆基本施策

(1) 持続的かつ需要に応じた計画的な米生産の推進

### ◆施策指標(アウトカム指標)

指 標	現状(R6)	目標(R12)
全水稻※作付面積	12,160ha	12,204ha
主要品種※一等米比率	91.7%	95.0%
コシヒカリ食味ランク	A	特A
GAP 認証取得農場数	6	11
輸出用米作付面積	117ha	180ha

※全水稻は、主食用米と非主食用米を合計した面積

※主要品種は、コシヒカリ・こしいぶき・みずほの輝き

### ◆具体的な取組

取組項目	① 選ばれる米づくり <b>【農政課:農業生産振興係】</b>				
取組内容	<p>○市場から求められる高品質・良食味の上越産米の安定生産に向けて、上越地域米づくり基本理念(上越地域米「未来へつなぐ食と農」連絡会)に基づき、県及び JA 等の関係機関と連携して、栽培技術情報を生産者へ提供する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○高品質・良食味の上越産米の安定生産に向けて、栽培管理の徹底や有機質肥料を活用した土づくりを始めとした栽培技術等を、県及び JA 等の関係機関・団体と連携して、生産者へ情報提供する。</p> <p>○持続可能な地域農業を実現するため、県及び JA 等の関係機関・団体と連携して、作業の省力化や生産コスト低減に関する農業技術情報を収集し、生産者に提供する。</p>				
取組の効果	○市場から選ばれる米づくりを進めることにより、持続可能な高品質・良食味米の産地を実現する。				
目 標 値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	栽培技術情報の発送回数 8回	栽培技術情報の発送回数 8回	栽培技術情報の発送回数 8回	栽培技術情報の発送回数 8回	栽培技術情報の発送回数 8回
実 績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② 国際水準 GAP 認証制度の推進【農政課:農業生産振興係】				
取組内容	<p>○県及びJA等の関係機関と連携して、食品の安全や自然環境の保全、生産者の労働安全などの取組が、将来的に持続可能な農産物の供給の実現につながることを農業者に周知するとともに、国際水準 GAP 認証取得事業補助金の活用を促し、農業生産活動の適正な工程管理を推進する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○有機農業研修会や上越市 GAP 認証取得事業補助金の活用促進等を通じて、国際水準GAP認証の重要性や支援制度について周知、取得を推進する。</p>				
取組の効果	○国際水準 GAP 認証の取得に取り組むことにより、生産管理の見える化や農業生産活動に潜むリスクの軽減を図るとともに、消費者・実需者が求める食品の安全や農業所得の安定・向上につながる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	GAP認証の周知 年4回	GAP認証の周知 年4回	GAP認証の周知 年4回	GAP認証の周知 年4回	GAP認証の周知 年4回
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	③ 米の需給情報の提供【農政課:農業生産振興係】				
取組内容	<p>○作付計画策定前に国・県の主食用米の在庫状況や米価の推移等のほか、水田活用の直接支払交付金等の各種補助制度について、関係機関と連携して、生産者へ情報提供する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○令和8年産米の生産方針等を認定方針作成者に情報提供するほか、水田活用の直接支払交付金等の補助制度の活用を促し、需要に応じた米生産に取り組む。</p> <p>○国の水田政策の見直しを注視するとともに、安定した農業所得を確保できる非主食用米の生産維持に向けて、関係機関・団体と検討する。</p>				
取組の効果	<p>○需要に応じた米生産により、適正な生産量の確保につながる。</p> <p>○国や県等の補助制度を活用し、安定した農業所得を確保する。</p>				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	主食用米 生産面積 11,218ha	主食用米 生産面積 11,118ha	主食用米 生産面積 11,018ha	主食用米 生産面積 10,918ha	主食用米 生産面積 10,767ha
	非主食用米 生産面積 1,048ha	非主食用米 生産面積 1,148ha	非主食用米 生産面積 1,248ha	非主食用米 生産面積 1,348ha	非主食用米 生産面積 1,437ha
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	④ 上越産農産物の輸出の推進【農村振興課:販売促進係】				
取組内容	<p>○上越産農産物の新たな市場の開拓、経営のリスク分散に向けて、水田活用の直接支払交付金等を活用し、輸出用米の生産を推進する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○上越市輸出用米研究会(事務局:上越市農業再生協議会)が主体となり、県及びJA等の関係機関・団体と連携し、海外における日本産の米の需要などに関する情報収集、販路拡大に必要な取組の検討及び推進を行う。</p>				
取組の効果	○海外に販路を拡大することにより、経営基盤が強化され、農業所得の向上につながる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	輸出用米研究会 参加農業者数 6団体	輸出用米研究会 参加農業者数 7団体	輸出用米研究会 参加農業者数 8団体	輸出用米研究会 参加農業者数 9団体	輸出用米研究会 参加農業者数 10団体
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

# 1 安全・安心で高品質な食料の安定供給

## ◆基本施策

(2) 優良農地の維持と荒廃農地の発生防止

## ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現状(R6)	目標(R12)
耕地面積	16,300ha	16,000ha

## ◆具体的な取組

取組項目	① 地域計画の推進及び農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化 【農政課：農地利用調整係】				
取組内容	<p>○「地域計画」を推進するとともに、県及び農業委員会、JA などの関係機関・団体と連携して、農地中間管理事業の活用促進に向けた周知を図り、担い手への農地の集積・集約化を促進する。</p> <p>&lt;令和 8 年度 of 取組内容&gt;</p> <p>○令和 6 年度に策定した「地域計画」について、適宜、農業者等による同計画の実現に向けた話し合いを行う協議の場を開催するとともに農業委員会が農業者等の意向を把握し作成した目標地図の素案を基に地域の実情に応じた地域計画の見直しを行う。</p> <p>○農業委員会などと連携し、農地中間管理事業の適切な運用を通して、地域計画に基づき担い手への農地集積、担い手間の利用権の交換による農地集約化に取り組む。また、農地中間管理事業や事業実施を交付要件とする国の補助金の周知を行う。</p>				
取組の効果	○担い手への農地の集積・集約化を推進することにより、経営基盤の強化と生産コストの低減が図られるとともに、次世代に向けた優良農地の保全につながる。				
目標値	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	集積・集約化が進んだ目標地図を作成した地区 1 地区	集積・集約化が進んだ目標地図を作成した地区 1 地区	集積・集約化が進んだ目標地図を作成した地区 1 地区	集積・集約化が進んだ目標地図を作成した地区 1 地区	集積・集約化が進んだ目標地図を作成した地区 1 地区
実績	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度

取組項目	② 中山間地域元気な農業づくり推進員等によるきめ細かな活動支援 【農政課:担い手育成係・農村振興課:中山間地域農業係】				
取組内容	○中山間地域の農地の保全や農業者の所得向上に向けて、中山間地域等直接支払交付金や中山間地域振興作物生産拡大事業、緊急消雪促進対策事業などに取り組むとともに、中山間地域の農地を保全する中核を担う農業振興公社や法人組織等への経営指導を行う。 ＜令和8年度の取組内容＞ ○中山間地域等直接支払交付金第6期対策における新たな「ネットワーク化活動計画」の作成が円滑に進むよう、集落協定への指導・助言などを積極的に行い、協定に基づく農業生産活動や共同取組活動を引き続き支援する。 ○中山間地域等直接支払交付金の対象農用地等へのそば・山菜等の振興作物の栽培について指導・助言する。 ○担い手育成協議会や関係機関・団体と連携し、生産組織や農業者等への農業経営に関する指導、助言を行う。				
取組の効果	○農業生産条件が不利な状況にある中山間地域において、農業生産活動を維持することで、多面的機能の確保と農地の保全が図られる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	全集落協定における「ネットワーク化活動計画」の作成支援 (他地域との連携や地域内組織等の参画をコーディネート)				「ネットワーク化活動計画」に基づく活動の実施
	ネットワーク化活動計画」の作成進捗率 40%	ネットワーク化活動計画」の作成進捗率 60%	ネットワーク化活動計画」の作成進捗率 80%	ネットワーク化活動計画」の作成進捗率 100%	
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

# 1 安全・安心で高品質な食料の安定供給

## ◆基本施策

(3) 気候変動や自然災害に強く、食料の安定供給と品質確保を可能とする産地づくりの推進

## ◆施策指標(アウトカム指標)

指標	現状(R6)	目標(R12)
主要品種※一等米比率	91.7%	95.0%

※主要品種は、コシヒカリ・こしいぶき・みずほの輝き

## ◆具体的な取組

取組項目	① 異常気象に負けない米づくり【農政課・農業生産振興係】				
取組内容	<p>○県及びJA等の関係機関・団体と連携し、気候変動や自然災害等に関する情報の把握に努め、フェーン現象や台風等の異常気象等の発生が予想される場合は、速やかに注意喚起を行う。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○県及びJA等の関係機関・団体と連携し、気候変動の予測を踏まえた栽培管理等の情報を適期に提供する。</p> <p>○異常気象等の発生が予想される場合は、認定農業者メーリングリスト等を活用し、速やかに注意喚起を行う。</p>				
取組の効果	○定期的な栽培技術情報の提供に加え、気候変動予測による栽培管理情報を適期に行うことにより、高品質米の安定した生産につながる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	栽培技術情報の発送回数 8回	栽培技術情報の発送回数 8回	栽培技術情報の発送回数 8回	栽培技術情報の発送回数 8回	栽培技術情報の発送回数 8回
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② 農業版 BCP(事業継続計画)の作成・周知 <b>【農政課:農業生産振興係】</b>				
取組内容	<p>○市内農業者が自然災害を原因とした廃業や規模縮小、復旧の遅延により市場からの評価を損なわないようにするため、農業版 BCP(事業継続計画)作成の重要性を広く周知し、作成を促す。</p> <p>&lt;令和 8 年度の取組内容&gt;</p> <p>○大雪災害に備えるためのチェックリストを加えた上越市農業版 BCP を市ホームページや農業者向けのメール配信により周知する。</p> <p>○農業者向け研修会等の機会を捉えて農業版 BCP を周知する。</p>				
取組の効果	○自然災害等が発生した場合でも、市内農業者がリスクに対する備えや意識を持つことで、農地や農作物の被害を最小限に抑え、強い農業経営体の構築につながる。				
目標値	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	各種研修会での周知周知回数 年 2 回	各種研修会での周知周知回数 年 2 回	各種研修会での周知周知回数 年 2 回	各種研修会での周知周知回数 年 2 回	各種研修会での周知周知回数 年 2 回
実績	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度

取組項目	③ 病害虫の発生防止 <b>【農政課:農業生産振興係】</b>				
取組内容	<p>○NOSAI及び県等の関係機関・団体と連携し、病害虫の発生状況を調査するとともに、発生状況を踏まえた防除技術を生産者へ情報提供する。</p> <p>&lt;令和 8 年度の取組内容&gt;</p> <p>○上越市病害虫防除協議会において、病害虫の発生予察調査を実施し、その結果や対応策としての防除技術情報について、関係機関と連携し農業者に周知する。</p>				
取組の効果	○病害虫の発生状況や防除技術情報を周知することにより、農作物への被害を防止し、良質な農作物の生産につながる。				
目標値	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	予察調査実施及び周知回数 各 5 回	予察調査実施及び周知回数 各 5 回	予察調査実施及び周知回数 各 5 回	予察調査実施及び周知回数 各 5 回	予察調査実施及び周知回数 各 5 回
実績	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度

取組項目	④ 家畜伝染病の発生防止 【農政課:農業生産振興係】				
取組内容	<p>○県及びJA等の関係機関・団体と連携して、家畜伝染病などの発生状況や防疫対策を情報提供するとともに、伝染病予防注射に要する経費を支援する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○県及びJA等の関係機関・団体と連携して、家畜伝染病の発生情報や防疫対策に関する情報を生産者へ周知する。</p> <p>○衛生的な生産基盤を確保するため、伝染病予防注射に要する経費を支援する。</p>				
取組の効果	○家畜伝染病の発生状況や防疫対策を周知することにより、衛生面での意識が高まり、家畜伝染病の発生を抑止し、畜産経営の安定につながる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	家畜伝染病の発生件数 0件	家畜伝染病の発生件数 0件	家畜伝染病の発生件数 0件	家畜伝染病の発生件数 0件	家畜伝染病の発生件数 0件
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 2 消費者と食・農とのつながりの深化

### ◆基本施策

#### (1) 消費者と生産者との関係強化

### ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
農産物直売所販売額※	12 億 7,664 万円	13 億円
都市生協での上越産農産物・農産加工品の販売額	3 億 6,846 万円	4 億 9,300 万円

※新潟県農産物直売所調査結果(調査は隔年実施)

### ◆具体的な取組

取組項目	① 農産物直売所と消費者とのつながりの強化 <b>【農村振興課・販売促進係】</b>				
取組内容	<p>○市内の農産物直売所や、その取扱商品に関する消費者へのPRを継続的に行う。</p> <p>＜令和8年度の取組内容＞</p> <p>○市内農産物直売所と連携して、「上越直売所祭り」を開催し、市内農産物直売所の利用促進を行う。</p>				
取組の効果	○事業を契機に、消費者から農産物直売所の魅力を体感してもらうことで、農産物直売所の利用拡大・販売額向上につながる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	参加者数 250人	参加者数 255人	参加者数 260人	参加者数 265人	参加者数 270人
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② 上越産農産物等の情報発信【農村振興課:販売促進係】				
取組内容	<p>○上越産農産物等の消費者へのPR、販売促進及び市内農産物直売所への誘客を図るため、上越産農産物等に関する情報発信を強化する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○上越産農産物等をPR・販売促進するイベント、市内の実需者と農業者等をつなぐ事業など<b>の取組や、</b>上越産農産物等に関する情報を市ホームページへの掲載、Facebook や YouTube 等のSNSでの発信、マスコミへの情報提供のほか、市内の農産物直売所等へのパンフレット配付・設置、学校給食における「上越野菜」の日の実施などあらゆる機会を活用し、積極的に発信する。<b>なお、発信にあたっては、農産物の美味しさや新鮮さ、安全・安心といった食品としての魅力はもとより、栄養価や環境への配慮、生産者の思いなど、消費者の視点にたった情報とする。</b></p>				
取組の効果	○農産物直売所の利用促進が図られるとともに、生産者の販路拡大、所得の向上につながる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	市 Facebook の情報発信回数 36回	市 Facebook の情報発信回数 36回	市 Facebook の情報発信回数 36回	市 Facebook の情報発信回数 36回	市 Facebook の情報発信回数 36回
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	③ 首都圏等への農産物等の販売促進 【農村振興課:販売促進係】				
取組内容	<p>○首都圏等の大消費地に向けた販売促進活動を支援する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○首都圏マルシェや商談会、販売促進イベントへの参加など、意欲ある農業者等が自ら取り組む販売促進活動を支援する。</p> <p>○農業者等が行う営業活動や広告宣伝など、農林水産物等のマーケティング活動に必要な経費の一部を支援する。</p> <p>○ふるさと納税制度を活用し、ふるさと納税寄附者の需要が高い米にとどまらず、当市の様々な魅力ある農産物等を全国の消費者にPRする。</p>				
取組の効果	<p>○上越産品が首都圏等の消費者の目に継続的に触れる環境が生まれる。</p> <p>○生産者が消費者や実需者のニーズを直接把握し、ニーズに基づく農産物や加工品の生産ができ、生産者の所得向上につながる。</p> <p>○ふるさと納税制度を通して、当市や当市の農産物等の知名度向上や価値、魅力をPRすることにより、来訪者の増加や農産物等の需要拡大につながる。</p>				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	農産物等のマーケティング活動支援事業を活用し首都圏等への販売に新たに取り組む農業者数1事業者	農産物等のマーケティング活動支援事業を活用し首都圏等への販売に新たに取り組む農業者数1事業者	農産物等のマーケティング活動支援事業を活用し首都圏等への販売に新たに取り組む農業者数1事業者	農産物等のマーケティング活動支援事業を活用し首都圏等への販売に新たに取り組む農業者数1事業者	農産物等のマーケティング活動支援事業を活用し首都圏等への販売に新たに取り組む農業者数1事業者
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	④ 農産物等のインターネット販売の促進 【農村振興課:販売促進係】				
取組内容	<p>○意欲ある農業者等が取り組むインターネットを活用した販売促進活動への支援を行う。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○専門家を講師に招き、ネットショップにおける広告方法や SNS の活用方法などを学ぶ講座を開催する。</p> <p>○インターネット販売などに関する課題や悩み等を解決するため、専門家による個別相談会を開催する。</p> <p>○マーケティング活動支援事業補助金により、農業者等が自ら行う営業活動や広告宣伝等を支援する。</p>				
取組の効果	<p>○利用が急増しているネット販売への農業者、事業者の参入が増える。</p> <p>○市内農産物等の販売拡大及び販路開拓につながる。</p> <p>○適正希望販売価格の確立、生産者の所得向上につながる。</p> <p>○ふるさと納税の登録事業者及び登録商品数が増加し、ふるさと納税の寄附額の増加につながる。</p>				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	インターネットショッピングモールへの新規出店農業者数 1事業者	インターネットを活用し、新たに販売促進に取り組む農業者数 1事業者	インターネットを活用し、新たに販売促進に取り組む農業者数 1事業者	インターネットを活用し、新たに販売促進に取り組む農業者数 1事業者	インターネットを活用し、新たに販売促進に取り組む農業者数 1事業者
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	⑤ 都市生協組合員等との体験交流 【農村振興課:販売促進係】				
取組内容	<p>○都市生協組合員等との農作業体験交流やオンライン交流を行う。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○都市生協組合員と農業者等との顔の見える関係が維持できるようオンライン交流会を含めた産地交流事業を実施する。</p>				
取組の効果	○首都圏への販路拡大に向け、都市生協等を通じ、交流することにより、当市の優れた農産物や農産加工品等の需要拡大と有利販売の促進が期待できる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	体験交流回数 10回	体験交流回数 10回	体験交流回数 10回	体験交流回数 10回	体験交流回数 10回
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 2 消費者と食・農とのつながりの深化

### ◆基本施策

(2) ライフステージに応じた食育の推進

### ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R5)	目 標(R12)
食育に関心を持っている市民の割合 (食育市民アンケート)	70.8%	90.0%

### ◆具体的な取組

取組項目	① 食育啓発イベントの実施【農政課:農業総務係】				
取組内容	<p>○市民が日常の「食」を身近に考え、健康的で持続可能な食生活を実践できるよう、地産地消や食品ロス削減、郷土料理の継承をテーマとした食育啓発イベントを実施する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○これまで市単独で実施してきたイベントを見直し、JA直売所との連携による季節ごとの試食イベント(年2回)や、教育委員会主催の関連イベント「学び愛フェスタ」への出展を通じて、無関心層・子ども世代・保護者層など幅広い層への効果的な情報発信を行う。</p>				
取組の効果	<p>○食体験など楽しみながら「食」を学ぶことにより、食への関心が高まる。</p> <p>○買い物客や子ども・保護者など多様な層に対し、自然な形で食育を啓発できる。</p>				
目標値	令和8年度 食育啓発イベントの実施回数 3回/年	令和9年度 食育啓発イベントの実施回数 3回/年	令和10年度 食育啓発イベントの実施回数 3回/年	令和11年度 食育啓発イベントの実施回数 3回/年	令和12年度 食育啓発イベントの実施回数 3回/年
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② 食育の啓発【農政課:農業総務係】				
取組内容	<p>○第4次上越市食育推進計画に基づき、全市民運動として食育を推進するため、年間を通じて、ホームページやSNS等で食育に関する情報を発信し、食育の「実践」の定着に向けた取組を強化する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○市ホームページや料理レシピサイト「クックパッド」、Instagramで栄養や健康、食文化、市内食育関係団体の事業などの情報を発信する。</p> <p>○家庭などで実践できる郷土料理や旬の食材を使用した料理の紹介のためのレシピをクックパッドに掲載する。</p>				
取組の効果	<p>○若年層から家庭・地域へと広がる形で食育の実践が定着する。</p> <p>○年間を通じてホームページやSNS等で情報発信することにより、市民の食育への関心が高まる。</p>				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	食育情報の 発信回数 4回以上/月	食育情報の 発信回数 4回以上/月	食育情報の 発信回数 4回以上/月	食育情報の 発信回数 4回以上/月	食育情報の 発信回数 4回以上/月
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 2 消費者と食・農とのつながりの深化

### ◆基本施策

#### (3) 地産地消の推進

### ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
学校給食への地場産野菜の使用率	14.0%	18.0%
地産地消推進の店(認定店)	168 軒	188軒

### ◆具体的な取組

取組項目	① 学校給食野菜の生産・供給の拡大 <b>【農政課:農業生産振興係】</b>				
取組内容	<p>○学校給食における地場産野菜の使用率の向上を図るため、園芸作物の生産拡大を支援するとともに、安定した供給体制を維持する。</p> <p>&lt;令和8年度取組内容&gt;</p> <p>○学校給食野菜の生産者や供給に携わる関係者と課題を共有するとともに、課題の解決を前進させるための検討を行う。</p> <p>○地場産野菜の生産量を確保するため、生産者や関係者と連携しながら、園芸作物の生産拡大を図る。</p>				
取組の効果	○学校給食で地場産野菜を使用することにより、子供たちが地域の自然や農業への理解を深め、より深く郷土愛を育むことにつながる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	生産者や関係機関との情報共有・課題検討会議の開催	生産者や関係機関との情報共有・課題検討会議の開催	生産者や関係機関との情報共有・課題検討会議の開催	生産者や関係機関との情報共有・課題検討会議の開催	生産者や関係機関との情報共有・課題検討会議の開催
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② 上越市地産地消推進の店を通じた地産地消の推進 【農村振興課:販売促進係】				
取組内容	<p>○上越製品の生産及び消費拡大、郷土における食文化の継承並びに食料自給率の向上を図るため、上越産品を積極的に取り扱う市内の小売店・飲食店などを「地産地消推進の店」「プレミアム認定店」に認定し、地産地消推進キャンペーンなどの事業を実施する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○地産地消推進の店の新規募集を行うとともに、地産地消推進の店を市ホームページやInstagramに掲載して、市民や観光客に向けて地産地消推進の店の周知を行う。</p> <p>○地産地消推進の店と協力して、上越産品の生産及び消費拡大につながるキャンペーンを実施する。</p> <p>○地産地消推進の店ロゴマークを活用したPRを促進する。</p>				
取組の効果	○地産地消推進キャンペーンなどの事業を実施することで、上越産品を市民や観光客へ周知するとともに、市内の小売店・飲食店等の地産地消に対する理解が深まり、認定店の増加や上越産品の生産及び消費の拡大につながる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	事業実施回数 1回/年	事業実施回数 1回/年	事業実施回数 1回/年	事業実施回数 1回/年	事業実施回数 1回/年
	地産地消推進 キャンペーン 参加店舗数 41店舗	地産地消推進 キャンペーン 参加店舗数 42店舗	地産地消推進 キャンペーン 参加店舗数 43店舗	地産地消推進 キャンペーン 参加店舗数 44店舗	地産地消推進 キャンペーン 参加店舗数 45店舗
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 2 消費者と食・農とのつながりの深化

### ◆基本施策

#### (4) 食品ロスへの対応の強化

### ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R5)	目 標(R12)
食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合(食育市民アンケート)	90.5%	92.6%

### ◆具体的な取組

取組項目	① 食品ロス削減に向けた取組の推進【農政課:農業総務係】				
取組内容	<p>○市民・事業者・生産者が一体となって食品ロス削減に取り組むため、全体的な啓発と行動促進を図る。市独自の「宴会時の食べ切り運動(20・10 運動)」を継続して広報紙や市ホームページ、SNS 等で周知し、外食時や家庭での食べ残し削減を呼び掛ける。</p> <p>&lt;令和 8 年度取組内容&gt;</p> <p>○「宴会時の食べ切り運動(20・10 運動)」など、食品ロスの取組を広報紙や市ホームページ&lt;SNS 等で周知する。</p> <p>○食育関係団体や庁内関係課と連携し、食育実啓発イベント等のイベントにおいて、市民に対し食品ロス削減に向けた取組を紹介する。</p> <p>○6次産業化や農商工連携等の推進により、規格外農産物の加工や販売など生産段階での食品ロス削減につながる取組事例を、SNS や農業者向け説明会などで情報発信する。</p>				
取組の効果	○食品ロス削減に向けた市独自の施策である「宴会時の食べ切り運動(20・10 運動)」のほか、家庭や事業者における食品ロス削減の取組を呼び掛けることにより、食品ロス削減を認識し、意識した行動につながる効果が期待できる。				
目 標 値	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	啓発回数 3 回/年以上	啓発回数 3 回/年以上	啓発回数 3 回/年以上	啓発回数 3 回/年以上	啓発回数 3 回/年以上
実 績	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度

## 1 力強く持続可能な農業構造の実現

### ◆基本施策

(1) 新たな担い手等の確保・育成の強化

### ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
新規就農者の年間確保数	15 人	35 人

### ◆具体的な取組

取組項目	① 新規就農イベント等での勧誘 <b>【農政課:担い手育成係】</b>				
取組内容	<p>○県や庁内関係部署と連携して、新規就農者を対象とした就農イベント等に参加し、上越市の農業の魅力を発信するとともに、農業大学校等を訪問して新規就農に関する制度周知を行い、新規就農者の確保を図る。</p> <p><u>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</u></p> <p>○上越市担い手育成総合支援協議会の経営継承コーディネーターと共に、新規就農者を対象とした就農イベントへの出展や県内外の大学等を訪問して、新規就農PRパンフレットを活用し、当市での就農へ勧誘する。</p> <p>○市農業ポータルサイト「農業なび」に新規就農者の確保に向けた「おためし農業体験」や「市の農業施策」、「子育てやくらし」などの情報を掲載する。</p>				
取組の効果	○当市への移住・定住を促し、次世代の農業を担う新規就農者を確保することにより、地域農業の維持・活性化につながる。				
目 標 値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	イベントでの ブース来訪者 40人	イベントでの ブース来訪者 40人	イベントでの ブース来訪者 40人	イベントでの ブース来訪者 40人	イベントでの ブース来訪者 40人
実 績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② おためし農業体験の推進【農政課:担い手育成係】				
取組内容	<p>○市内の農業者と連携して、体験希望者の要望に希望沿った農業体験を提供する。  <u>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</u></p> <p>○市ホームページや就農イベント等で「おためし農業体験」の参加者を募集し、体験内容を聞き取り、希望に応じたカリキュラムを作成するとともに、受け入れ農家とのマッチングを図る。</p> <p>○農業者向けの事業説明会、上越市担い手育成総合支援協議会等が開催する研修会等で「おためし農業体験」について周知を図るとともに、新たな受入先の掘り起こしを図る。</p> <p>○参加者の宿泊費や旅費の一部を補助するなど、参加しやすい環境を整備する。</p>				
取組の効果	○要望に沿った農業体験を提供することにより、当市で営農活動を経験してもらい、新規就農者の確保につなげる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	大学等訪問数 10校	大学等訪問数 10校	大学等訪問数 10校	大学等訪問数 10校	大学等訪問数 10校
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	③ 就農希望者の受入体制の強化【農政課:担い手育成係】				
取組内容	<p>○国の制度を活用し、就農希望者が営農に必要な知識や技術等を身につけるための研修の機会を提供する。  <u>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</u></p> <p>○国の就農準備資金を活用し、就農希望者が市内農業法人等での営農実践や農業経営に必要な知識等を身につけるため、上越市担い手育成総合支援協議会を研修機関とした上越地域での研修受入体制を整備する。</p>				
取組の効果	○就農希望者の研修受入体制を整備し、研修後の就農や就業につなげることにより、新規就農者の確保・育成を図る。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	研修受入機関 の認定	研修生 2人	研修生 2人	研修生 2人	研修生 2人
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	④ SNS 等を活用した上越市農業の魅力の発信【農政課・農業総務係・農村振興課・販売促進係】				
取組内容	<p>○上越市農業の魅力を広く発信し、農業への関心と関わりを高めるため、Instagramを中心とした SNS の活用を強化する。四季折々の農作業風景や農産物、地産地消推進店、地場食材を使ったレシピなどのほか、市内で意欲的に農業に取り組む生産者の取組や想いを写真や動画で紹介し、「上越で農業の魅力」を発信する。</p> <p>&lt;令和 8 年度の取組内容&gt;</p> <p>○各種イベント、農産物、農作業風景など農林業に関する情報のほか、食育や上越市地産地消推進の店などの情報等を発信する。</p>				
取組の効果	○上越市農業の魅力、SNS を通じて発信することで、関係人口の拡大や市外・県外からの新たな担い手の確保につながる。また、若い世代が上越市の農業や農産物に関心を持つきっかけとなることが期待される。				
目標値	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	SNS 等での 発信回数 2回以上/週 農林水産部 Instagram の投稿閲覧数 平均 1,200 回	SNS 等での 発信回数 2回以上/週 農林水産部 Instagram の投稿閲覧数 平均 1,300 回	SNS 等での 発信回数 2回以上/週 農林水産部 Instagram の投稿閲覧数 平均 1,400 回	SNS 等での 発信回数 2回以上/週 農林水産部 Instagram の投稿閲覧数 平均 1,500 回	SNS 等での 発信回数 2回以上/週 農林水産部 Instagram の投稿閲覧数 平均 1,600 回
実績	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度

## 1 力強く持続可能な農業構造の実現

### ◆基本施策

(2) 強い農業経営体の育成

### ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
法人数(認定農業者)	167 法人	173 法人

### ◆具体的な取組

取組項目	① 法人間連携の推進及び集落営農法人等の経営継続に向けた支援 <b>【農政課:担い手育成係】</b>				
取組内容	<p>○複数の農業法人が連携して、生産コストの低減や農地の保全等を図る取組を推進するため、法人間等での話し合いを支援するとともに、後継者不足に悩む集落営農法人等の経営継続を支援する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○上越市担い手育成総合支援協会が中心となり、株式会社化や経営継承に向けた研修会の開催及び農業者への啓発を行う。</p> <p>○後継者不足により経営継続の困難が見込まれる法人等について、上越市担い手育成総合支援協議会及び関係機関・団体と連携し、個別に訪問して聞き取りを行うなど、現状を把握する。</p>				
取組の効果	○農業機械や労働力を共有し、生産コストの低減を図ることにより、農業法人の経営の安定化と農地の保全につながる。				
目標値	令和8年度 研修会実施 1回以上	令和9年度 研修会実施 1回以上	令和10年度 研修会実施 1回以上	令和11年度 研修会実施 1回以上	令和12年度 研修会実施 1回以上
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② 大区画ほ場整備を契機とした法人の設立 【農政課:担い手育成係・農林水産整備課:農業農村整備係】				
取組内容	<p>○地域から「新たに大区画化の基盤整備を行いたい」との要望も多数出ていることから、継続地区の早期完了と新規地区の採択に向けた予算確保を図りつつ、新規のほ場整備にあわせて、法人の設立を推進していく。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○上越地域振興局及び関係土地改良区と連携し、継続地区の早期完了と新規地区の採択に向けて、関係機関への要望活動を行っていく。</p> <p>○ほ場整備を契機とした法人設立の要望があった地区に対して、法人化に向けた取組を支援する。</p>				
取組の効果	○基盤整備事業の実施により、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農地を良好かつ安定的に次世代へ継承できる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1ha区画以上のほ場整備面積 50ha増 法人数 (認定農業者) 169経営体	1ha区画以上のほ場整備面積 50ha増 法人数 (認定農業者) 170経営体	1ha区画以上のほ場整備面積 50ha増 法人数 (認定農業者) 171経営体	1ha区画以上のほ場整備面積 50ha増 法人数 (認定農業者) 172経営体	1ha区画以上のほ場整備面積 50ha増 法人数 (認定農業者) 173経営体
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 1 力強く持続可能な農業構造の実現

### ◆基本施策

(3) 地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進

### ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
農地集積率	76.0%	90.0%

### ◆具体的な取組

取組項目	① 地域計画の推進及び農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化 【農政課：農地利用調整係】				
取組内容	<p>○「地域計画」を推進するとともに、県及び農業委員会、JA などの関係機関・団体と連携して、農地中間管理事業の活用促進に向けた周知を図り、担い手への農地の集積・集約化を促進する。</p> <p>&lt;令和 8 年度取組内容&gt;</p> <p>○令和 6 年度に策定した「地域計画」について、適宜、農業者等による同計画の実現に向けた話し合いを行う協議の場を開催するとともに農業委員会が農業者等の意向を把握し作成した目標地図の素案を基に地域の実情に応じた地域計画の見直しを行う。</p> <p>○農業委員会などと連携し、農地中間管理事業の適切な運用を通して、地域計画に基づき担い手への農地集積、担い手間の利用権の交換による農地集約化に取り組む。また、農地中間管理事業や事業実施を交付要件とする国の補助金の周知を行う。</p>				
取組の効果	○担い手への農地の集積・集約化を推進することにより、経営基盤の強化と生産コストの低減が図られるとともに、次世代に向けた優良農地の保全につながる。				
目 標 値	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	集積・集約化が進んだ目標地図を作成した地区 1 地区	集積・集約化が進んだ目標地図を作成した地区 1 地区	集積・集約化が進んだ目標地図を作成した地区 1 地区	集積・集約化が進んだ目標地図を作成した地区 1 地区	集積・集約化が進んだ目標地図を作成した地区 1 地区
実 績	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度

## 2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

◆基本施策

(1) 園芸の振興

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
水田を活用したえだまめの作付面積	72.8ha	102.8ha

◆具体的な取組

取組項目	① 地域最重点品目の生産拡大 <b>【農政課:農業生産振興係】</b>				
取組内容	<p>○新たに園芸導入・拡大する者や生産発展に取り組む者に対して、園芸作物の生産拡大を図る。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○国の水田政策を活用するとともに種苗費や資材費等の初度的経費を支援し、園芸の生産拡大を図る。</p> <p>○新潟県園芸振興基本戦略に基づき、水稻栽培に依存しない経営基盤の強化を図る</p>				
取組の効果	○園芸作物の生産拡大を推進することにより、販売額の向上及び農業所得の向上につながる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	市単事業を活用した生産拡大面積 20a	市単事業を活用した生産拡大面積 20a	市単事業を活用した生産拡大面積 21a	市単事業を活用した生産拡大面積 21a	市単事業を活用した生産拡大面積 22a
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

◆基本施策

(2) 畜産の振興

◆施策指標(アウトカム指標)

項目		現 状(R6)	目 標(R12)
市内で飼養されている家畜の頭羽数	乳用牛頭数	127 頭	142 頭
	肉用牛頭数	518 頭	642 頭
	養鶏数	399,518 羽	370,523 羽

◆具体的な取組

取組項目	① 子牛の導入に対する支援 <b>【農政課:農業生産振興係】</b>				
取組内容	<p>○生産者に対して、肥育用子牛の導入費用を支援する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○優良な肥育用子牛の導入に要する経費を支援することにより、畜産の経営基盤の維持・強化と肥育農家数の維持を図る。</p>				
取組の効果	○肥育用子牛の導入費用を支援することにより、安定した畜産経営を維持し、肥育農家数の維持につながる。				
目標値	令和8年度 肥育用子牛の 導入頭数 228 頭	令和9年度 肥育用子牛の 導入頭数 240 頭	令和10年度 肥育用子牛の 導入頭数 253 頭	令和11年度 肥育用子牛の 導入頭数 253 頭	令和12年度 肥育用子牛の 導入頭数 253 頭
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② 耕畜連携の推進 <b>【農政課:農業生産振興係】</b>				
取組内容	<p>○畜産飼料となる稲WCS(ホールクroppサイレージ)を安定的に供給するため、耕畜連携による生産体制の強化を図る。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○上越地域クラスター協議会で耕畜連携に向けた課題を関係機関・団体と共有し、課題解決に向けて取り組む。</p>				
取組の効果	○耕畜連携を実現することにより、畜産農家の飼料コスト縮減や耕種農家の肥料コスト縮減等が図られ、耕畜連携による好循環につながる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	耕畜連携に向けた関係者会議の開催、取組内容の決定	耕畜連携に向けた取組の実施	耕畜連携に向けた取組の実施	耕畜連携に向けた取組の実施	耕畜連携に向けた取組の実施
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

◆基本施策

(3) 農業生産基盤の整備

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
1ha 区画以上のほ場整備面積	4,857ha	5,157ha

◆具体的な取組

取組項目	① 大区画ほ場整備の推進 <b>【農林水産整備課:農業農村整備係】</b>				
取組内容	<p>○地域から「新たに大区画化の基盤整備を行いたい」との要望も多数出ていることから、継続地区の早期完了と新規地区の採択に向けた予算確保を図りつつ、ほ場の大区画化、汎用化による農業経営の競争力強化を推進していく。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○上越地域振興局及び関係土地改良区と連携し、継続地区の早期完了と新規地区の採択に向けて、関係機関への要望活動を行っていく。</p>				
取組の効果	<p>○ほ場整備の大区画化により、大型機械が導入され、作業時間の大幅な短縮が図られる。</p> <p>○地域の生産法人や担い手への集積により、持続的な農業経営が実現できる。</p> <p>○暗渠排水(地下かんがい)の導入により、高収益作物への転換など複合的な経営が実現できる。</p>				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	1ha区画以上のほ場整備面積 50ha	1ha区画以上のほ場整備面積 50ha	1ha区画以上のほ場整備面積 50ha	1ha区画以上のほ場整備面積 50ha	1ha区画以上のほ場整備面積 50ha
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

※ほ場整備の事業主体:新潟県

## 2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

### ◆基本施策

(4) 農業現場のデジタル化・スマート農業の実践による省力化・生産コスト低減の推進

### ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
大区画化ほ場でスマート農業技術を活用した場合の60kg当たりの米生産コスト	10,253 円	9,500 円
スマート農業機械導入・活用する経営体の割合	18.4%	30.0%

取組項目	① スマート農業の推進 【農政課:農業生産振興係】				
取組内容	<p>○スマート農業技術を身近に感じてもらうため、「見て・触れられる」実演見学会を開催するとともに、スマート農業の実証結果に基づく効果や国・県の補助事業を紹介し、スマート農業の普及を推進する。</p> <p>&lt;令和8年度取組内容&gt;</p> <p>○スマート農業機械を活用した直播栽培の促進のほか、スマート農業の実演見学会を実施する。</p> <p>○国や県等の補助制度を活用し、スマート農業機械の導入を支援する。</p>				
取組の効果	○スマート農業機械の導入により、労働力軽減や生産コストの低減と品質の安定につながる。				
目 標 値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	スマート農業実演見学会の実施	スマート農業実演見学会の実施	スマート農業実演見学会の実施	スマート農業実演見学会の実施	スマート農業実演見学会の実施
実 績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 2 農業経営の安定・成長につながる生産基盤の強化

### ◆基本施策

#### (5) 環境保全型農業の推進

### ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現状(R6)	目標(R12)
環境保全型農業に取り組む面積	790ha	885ha
うち多面的機能支払交付金 <sup>※1</sup> の取組面積	—	292ha
うち環境保全型農業直接支払交付金 <sup>※2</sup> の取組面積	790ha	593ha
うち有機農業の取組面積	60ha	120ha

※1 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する制度

※2 化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する制度

### ◆具体的な取組

取組項目	① 環境保全型農業の推進 【農政課・農業生産振興係】				
取組内容	○食品の安全や地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い営農活動に貢献する環境保全型農業を推進するため、情報発信を強化する。 <令和8年度の取組内容> ○イベントや研修会等を通じて農業者や消費者に対して環境保全型農業に関する情報を発信し、環境保全型農業の取組面積の拡大を目指す。				
取組の効果	○環境と調和のとれた環境保全型農業を推進することにより、農業及び食品産業の持続的な発展と環境への負荷の少ない健全な経済の発展につながる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	環境保全型農業の情報発信4回以上	環境保全型農業の情報発信4回以上	環境保全型農業の情報発信4回以上	環境保全型農業の情報発信4回以上	環境保全型農業の情報発信4回以上
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保

◆基本施策

(1) 生活環境の整備

◆施策指標(アウトカム指標)

指 標	現状(R6)	目標(R12)
棚田地域振興協議会の組織数	18 協議会	18 協議会

◆具体的な取組

取組項目	① 棚田地域振興協議会の運営 <b>【農村振興課:中山間地域農業係】</b>				
取組内容	○棚田地域振興法に基づく上越市指定棚田地域振興協議会の運営を通じて、地域間の情報を共有するとともに、他地域への波及や横展開を図る。 <u>&lt;令和8年度取組内容&gt;</u> ○協議会総会や研修会を開催し、他地域の活動実績や今後の展開等を共有する機会を提供する。				
取組の効果	○荒廃の危機に直面している棚田の保全を図るとともに、多様な主体の参画の下、棚田を核とした地域振興が促進される。				
目 標 値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	年1回研修会を開催し、情報共有・意見交換を実施	年1回研修会を開催し、情報共有・意見交換を実施	年1回研修会を開催し、情報共有・意見交換を実施	年1回研修会を開催し、情報共有・意見交換を実施	年1回研修会を開催し、情報共有・意見交換を実施
実 績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② 棚田と棚田地域の魅力等の発信【農村振興課:中山間地域農業係】				
取組内容	<p>○棚田カードや棚田マップの作成、配布</p> <p>○市ホームページを活用した棚田や棚田地域の魅力等の発信</p> <p>○棚田米販売促進戦略の「商品づくり」、「つながり」、「情報発信」の三つの柱に基づく取組の推進</p> <p>&lt;令和8年度取組内容&gt;</p> <p>○棚田カードやマップの作成・配布や市ホームページ等で棚田地域の情報を発信し、市内の棚田や周辺地域への来訪を促す。</p> <p>○棚田米販売促進戦略に基づき、販売力強化や関係人口創出などの取組を推進する。</p>				
取組の効果	<p>○棚田カードや棚田マップ、ホームページ等を活用し、棚田地域の魅力を発信することで、棚田を核とした地域振興活動等の活性化が図られる。</p> <p>○棚田米の販売力強化や関係人口創出などの取組により、中山間地域の価値や魅力を高めるとともに、所得の向上が図られる。</p>				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	ホームページに棚田地域の風景や活動を紹介年4回	ホームページに棚田地域の風景や活動を紹介年4回	ホームページに棚田地域の風景や活動を紹介年4回	ホームページに棚田地域の風景や活動を紹介年4回	ホームページに棚田地域の風景や活動を紹介年4回
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保

### ◆基本施策

(2) 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の活用による生活基盤の確保

### ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
中山間地域等直接支払交付金取組集落数	239 集落	239 集落
多面的機能支払交付金(農地維持支払)取組面積	12,298ha	13,004ha

### ◆具体的な取組

取組項目	① 中山間地域元気な農業づくり推進員等によるきめ細かな活動支援 【農政課:担い手育成係・農村振興課:中山間地域農業係】				
取組内容	○中山間地域の農地の保全や農業者の所得向上に向けて、中山間地域等直接支払交付金や中山間地域振興作物生産拡大事業、緊急消雪促進対策事業などに取り組むとともに、中山間地域の農地を保全する中核を担う農業振興公社や法人組織等への経営指導を行う。 <令和8年度の取組内容> ○中山間地域等直接支払交付金第6期対策における新たな「ネットワーク化活動計画」の作成が円滑に進むよう、集落協定への指導・助言などを積極的にを行い、協定に基づく農業生産活動や共同取組活動を引き続き支援する。 ・中山間地域等直接支払交付金の対象農用地等へのそば・山菜等の振興作物の栽培について指導・助言する。 ・担い手育成協議会や関係機関と連携し、生産組織や農業者等への農業経営に関する指導、助言を行う。				
取組の効果	○農業生産条件が不利な状況にある中山間地域において、農業生産活動を維持することで、多面的機能の確保と農地の保全が図られる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	全集落協定における「ネットワーク化活動計画」の作成支援 (他地域との連携や地域内組織等の参画をコーディネート)				「ネットワーク化活動計画」に基づく活動の実施
	ネットワーク化活動計画」の作成進捗率 40%	ネットワーク化活動計画」の作成進捗率 60%	ネットワーク化活動計画」の作成進捗率 80%	ネットワーク化活動計画」の作成進捗率 100%	
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② 中山間地域農業の課題共有と、その解決・改善に向けた取組の推進【農村振興課：中山間地域農業係】				
取組内容	<p>○中山間地域農業や農村集落の維持発展に向けて、将来の農地利用や地域農業の方向性を定めた「将来ビジョン」の実現に向けた推進チームの枠組みを継続し、地域の取組をサポートする。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○上越市中山間地域元気な農業づくり推進協議会の推進チーム全体会において、各地域の取組実績や計画など、取組状況を共有する。</p> <p>○中山間地域元気な農業づくり推進員が「将来ビジョン」の取組みをきめ細かくサポートし、地域が自立して活動が継続できるよう伴走型で支援する。</p>				
取組の効果	○地域が主体となって課題解決を進めることで、農地保全や農業生産活動の継続が図られる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	(令和7～11年度:将来ビジョンに係る推進チーム設置)				地域主体の活動が展開
	元気な農業づくり推進員による活動支援 60回/年/人	元気な農業づくり推進員による活動支援 60回/年/人	元気な農業づくり推進員による活動支援 60回/年/人	元気な農業づくり推進員による活動支援 60回/年/人	
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	③ 多面的機能支払交付金を活用した取組の推進【農林水産整備課：農業農村整備係】				
取組内容	<p>○取組面積の拡大及び多面的機能の発揮を促すため、関係機関と連携して、未取組の地域への働きかけを実施し、制度の取組を推進する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○未取組地域への説明会を開催し、働きかけを行う。</p>				
取組の効果	○多面的機能支払交付金の支援により、農業用施設の改修及び地域が共同で農地を維持する活動が行われ、地域資源の適切な保全が図られる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	新たに取り組む集落数 1集落	新たに取り組む集落数 1集落	新たに取り組む集落数 1集落	新たに取り組む集落数 1集落	新たに取り組む集落数 1集落
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	④ 多面的機能支払交付金による活動組織の広域化【農林水産整備課:農業農村整備係】				
取組内容	○活動組織の研修会を開催し、有効性等について理解を深め、組織の広域化を図る。 <令和8年度の取組内容> ○広域化に向けた研修会及び学習会を開催し、意向がある組織に対し、十分に説明し、理解を図る。				
取組の効果	○活動組織の広域化により、事務の軽減が図られるとともに、事業の継続性が保たれ、食料の安定供給・農地の多面的機能の発揮とともに、活動組織の事務作業の負担軽減が図られる。 ○活動組織の経費の節減とともに、将来的な活動の継続が期待される。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	広域化研修会の開催 意向がある組織に対し学習会の実施	広域化研修会の開催 意向がある組織に対し学習会の実施	広域化研修会の開催 意向がある組織に対し学習会の実施	広域化研修会の開催 意向がある組織に対し学習会の実施	広域化研修会の開催 意向がある組織に対し学習会の実施
	広域組織数 19	広域組織数 20		広域組織数 21	
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保

◆基本施策

(3) 鳥獣被害対策の推進

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
イノシシによる水稻被害面積	9.8ha	0ha

◆具体的な取組

取組項目	① 鳥獣が出没しにくい環境づくりの推進 <b>【農村振興課:鳥獣被害対策係】</b>				
取組内容	<p>○鳥獣被害対策学習会や集落環境診断を積極的に展開し、集落ぐるみの「出没しにくい環境づくり」を促進する。</p> <p>&lt;令和8年度取組内容&gt;</p> <p>○鳥獣が出没しにくい環境づくりに向けて、集落ぐるみの鳥獣被害対策を促す「集落環境診断」を引き続き実施する。</p> <p>○また、地域ぐるみでの鳥獣侵入防止対策の意識醸成を高めるため、「鳥獣被害対策学習会」について、集落で設置している電気柵の機能診断と専門家による設置指導を実施する。</p>				
取組の効果	○学習会や環境診断を実施することにより、地域住民のイノシシに対する知識向上に資するほか、地域の現況・対策が明確になり、集落ぐるみで農作物被害を抑制する体制が整えられる。				
目 標 値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	学習会、集落環境診断参加者数 200人	学習会、集落環境診断参加者数 200人	学習会、集落環境診断参加者数 200人	学習会、集落環境診断参加者数 200人	学習会、集落環境診断参加者数 200人
実 績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② 侵入防止柵の整備 【農村振興課:鳥獣被害対策係】				
取組内容	<p>○イノシシがほ場に侵入することを防止するため、被害にあった又は被害が見込まれるほ場に電気柵を設置し、イノシシによる水稻被害を防止する。</p> <p>○耐用年数の8年を経過した電気柵について、更新の費用を支援する。</p> <p>&lt;令和8年度取組内容&gt;</p> <p>○農作物被害があった16集落のほ場に新規電気柵を設置し、水稻被害を防止する。</p> <p>・また、16集落において電気柵の更新を行い、侵入防止効果の維持を図る。</p>				
取組の効果	○侵入防止柵の設置を推進することにより、野生鳥獣による農作物被害を直接的に防止することができる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	新規及び予防電気柵の設置距離 20,000m	新規及び予防電気柵の設置距離 20,000m	新規及び予防電気柵の設置距離 20,000m	新規及び予防電気柵の設置距離 20,000m	新規及び予防電気柵の設置距離 20,000m
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	③ 加害個体の捕獲 【農村振興課:鳥獣被害対策係】				
取組内容	<p>○実施隊及び捕獲サポート隊の制度に取り組む集落数の増加を図り、グリーンシーズンにおける捕獲体制を強化し、年間を通した有害鳥獣の捕獲を積極的に推進する。</p> <p>&lt;令和8年度取組内容&gt;</p> <p>○令和7年度からの継続5集落に加え、過去に農作物被害の経験がある新規5集落を加えた計10集落に実施隊を導入し、グリーンシーズンにおける捕獲活動を強化する。</p>				
取組の効果	○実施隊制度等に取り組む集落を増加させることにより、グリーンシーズンにおける捕獲が進み、農地周辺に出没する加害個体が減少する。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	イノシシの捕獲頭数 1,050頭	イノシシの捕獲頭数 1,100頭	イノシシの捕獲頭数 1,150頭	イノシシの捕獲頭数 1,200頭	イノシシの捕獲頭数 1,250頭
	捕獲サポート隊員数 60人	捕獲サポート隊員数 60人	捕獲サポート隊員数 60人	捕獲サポート隊員数 60人	捕獲サポート隊員数 60人
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	④ 効率的・効果的な捕獲活動の推進 【農村振興課:鳥獣被害対策係】				
取組内容	○捕獲検知センサーや出没検知センサーなどを導入したスマート捕獲を展開し、効率的・効果的な捕獲活動を推進する。 <u>&lt;令和8年度取組内容&gt;</u> ○わな受発信システム及びわな遠隔操作システム、サイズ判別センサー式自動捕獲システムのほか、ドローンを導入する。				
取組の効果	○わなの見回り等の負担軽減などが図られるとともに、効率的な有害鳥獣捕獲が可能となる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	スマート資機材の新規導入台数 16台	スマート資機材の新規導入台数 16台	スマート資機材の新規導入台数 16台	スマート資機材の新規導入台数 16台	スマート資機材の新規導入台数 16台
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	⑤ 有害鳥獣捕獲の担い手の確保・育成 【農村振興課:鳥獣被害対策係】				
取組内容	○若年層を中心とした新しい人材を確保・育成していくため、狩猟免許取得経費等を支援するとともに、わな講習会を通じた捕獲技術の習得・向上を図り、猟友会入会のインセンティブ向上・定着を図る。 <u>&lt;令和8年度取組内容&gt;</u> ○狩猟免許取得や猟銃の新規取得に要する経費の支援を継続し、担い手の確保に向けた支援対策の充実を図るとともに、新規入会者等を対象とした「わな講習会」を開催し、技術習得・向上を図る。				
取組の効果	○有害鳥獣捕獲の担い手を確保・育成することにより、猟友会(実施隊)の組織人員の増加が図られ、有害鳥獣捕獲に従事できる体制が整えられる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	猟友会 新規入会者数 50人	猟友会 新規入会者数 50人	猟友会 新規入会者数 50人	猟友会 新規入会者数 50人	猟友会 新規入会者数 50人
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	⑥ ジビエの利活用促進【農村振興課:鳥獣被害対策係】				
取組内容	○ジビエの認知・価値向上を図るため、市内で開催されるイベント等において、上越市内で捕獲されたイノシシを活用したメニューを市民に提供する。 <令和8年度の取組内容> ○ジビエの利活用を推進するため、試食会等を開催する。				
取組の効果	○埋設や焼却処分されていた捕獲個体が食材としての有効活用につながる。 ○ジビエの認知向上と普及拡大が図られる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	イベントへの 出展回数 1回	イベントへの 出展回数 1回	イベントへの 出展回数 1回	イベントへの 出展回数 1回	イベントへの 出展回数 1回
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 1 住みたい・住み続けられる生活基盤の確保

### ◆基本施策

(4) 農業経営や農村の安全・安心な暮らしの実現に向けた防災・減災対策の推進

### ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
ハザードマップ作成による減災対策を実施した防災重点ため池の割合	91.4%	100.0%
事業中の防災重点ため池の防災工事(事業中10地区)の完了地区数	0地区	10地区

### ◆具体的な取組

取組項目	① ため池ハザードマップの作成 <b>【農林水産整備課:農業農村整備係、農村防災係】</b>				
取組内容	○決壊した際に影響が大きい防災重点ため池について、緊急時の避難経路や避難場所を示したハザードマップを作成し、公表する。 ○管理者や地域、関係機関と連携し、緊急時の連絡先や避難等に必要な情報等についてハザードマップで定める。 <u>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</u> ○5地区の浸水想定区域に含まれる地域住民に対して、ワークショップを開催し、地域の実情にあったハザードマップを作成する。				
取組の効果	○地域住民を含めたワークショップにより、住民の防災意識の向上が図られる。 ○ため池が決壊または決壊の恐れがある場合、地域住民の迅速かつ的確な避難行動の一助となり、被害の軽減が図られる。				
目 標 値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	ため池ハザードマップ作成件数 5か所	ため池ハザードマップ作成件数 6か所	完了	完了	完了
実 績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② ため池防災工事の実施 【農林水産整備課:農業農村整備係、農村防災係】				
取組内容	<p>○「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」※に基づく、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価の結果により、防災工事が必要と判断されたため池について、堤体、洪水吐き、樋管等の改善及び、地震若しくは豪雨に備えた防災工事を実施する。</p> <p>※「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第 5 条に基づき、県が策定した計画</p> <p>&lt;令和 8 年度の取組内容&gt;</p> <p>○現在、ため池防災工事を実施している地区の早期完了を目指し、上越地域振興局と連携し、関係機関への要望活動を行っていく。</p>				
取組の効果	○ため池の決壊により、下流の住宅等に影響を及ぼす恐れのある地域において、災害を未然に防止することができる。				
目標値	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	ため池防災工事完了地区数 2地区	ため池防災工事完了地区数 2地区	ため池防災工事完了地区数 2地区	ため池防災工事完了地区数 2地区	ため池防災工事完了地区数 2地区
実績	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度

## 2 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出

### ◆基本施策

(1) 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大

### ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
都市生協組合員等の体験交流人数	363 人	380 人
越後田舎体験参加(受入れ)人数	1,846 人	1,500 人

### ◆具体的な取組

取組項目	① 都市生協組合員等との体験交流【再掲】【農村振興課:販売促進係】				
取組内容	○都市生協組合員等との農作業体験交流やオンライン交流を行う。 <令和8年度の取組内容> ○都市生協組合員と農業者等との顔の見える関係が維持できるようオンライン交流会を含めた産地交流事業を実施する。				
取組の効果	○首都圏への販路拡大に向け、都市生協等を通じ、交流することにより、当市の優れた農産物や農産加工品等の需要拡大と有利販売の促進が期待できる。				
目 標 値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	体験交流回数 10回	体験交流回数 10回	体験交流回数 10回	体験交流回数 10回	体験交流回数 10回
実 績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② 首都圏等への農産物等の販売促進【再掲】【農村振興課:販売促進係】				
取組内容	<p>○首都圏等の大消費地に向けた販売促進活動を支援する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○首都圏マルシェや商談会、販売促進イベントへの参加など、意欲ある農業者等が自ら取り組む販売促進活動を支援する。</p> <p>○農業者等が行う営業活動や広告宣伝など、農林水産物等のマーケティング活動に必要な経費の一部を支援する。</p> <p>○ふるさと納税制度を活用し、ふるさと納税寄附者の需要が高い米にとどまらず、当市の様々な魅力ある農産物等を全国の消費者にPRする。</p>				
取組の効果	<p>○上越産品が首都圏等の消費者の目に継続的に触れる環境が生まれる。</p> <p>○生産者が消費者や実需者のニーズを直接把握し、ニーズに基づく農産物や加工品の生産ができ、生産者の所得向上につながる。</p> <p>○ふるさと納税制度を通して、当市や当市の農産物等の知名度向上や価値、魅力をPRすることにより、来訪者の増加や農産物等の需要拡大につながる。</p>				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	農産物等のマーケティング活動支援事業を活用し首都圏等への販売に新たに取り組む農業者数1事業者	農産物等のマーケティング活動支援事業を活用し首都圏等への販売に新たに取り組む農業者数1事業者	農産物等のマーケティング活動支援事業を活用し首都圏等への販売に新たに取り組む農業者数1事業者	農産物等のマーケティング活動支援事業を活用し首都圏等への販売に新たに取り組む農業者数1事業者	農産物等のマーケティング活動支援事業を活用し首都圏等への販売に新たに取り組む農業者数1事業者
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	③ 越後田舎体験事業の推進 <b>【観光振興課:観光振興係】</b>				
取組内容	<p>○学校等のニーズに沿った受入れ態勢の整備や各種体験プログラムの磨き上げを支援するほか、情報発信の強化、営業活動の拡充を図る。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○新たな体験プログラムを造成するとともに、その担い手を確保する。</p> <p>○受入れ先を確保するため、若手就農者による民泊事業などを促進する。</p>				
取組の効果	<p>○農業体験などを通じて当市の自然や暮らしに触れてもらい、また、受け入れ家庭だけでなく、地域の人々と交流することで、交流・関係人口の創出・拡大につながる。</p> <p>○都市部からの訪問客を誘致することで、農山村地域に新たな収入源が生まれる。</p>				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	参加(受入れ)人数 717	参加(受入れ)人数 900	参加(受入れ)人数 1,100	参加(受入れ)人数 1,300	参加(受入れ)人数 1,500
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 2 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出

◆基本施策

(2) 多様な人材の参画

◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
農福連携の受入農業経営体数	30 経営体	42 経営体

◆具体的な取組

取組項目	① 農福連携の認知度の向上のための取組の推進 【農政課:担い手育成係】				
取組内容	<p>○県やJA、上越市ワーキングネットワークなど社会福祉にかかわる組織・団体と連携し、制度周知と取組の横展開を進める。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○国や県が実施する農福連携に関する支援制度やセミナーなどを情報提供するほか、上越市担い手育成総合支援協議会が開催する研修会において、農福連携の取組を周知する。</p>				
取組の効果	○農福連携を推進することにより、障がい者や高齢者など多様な人の生きがいつくりの場を生み出すとともに、営農活動における新たな労働力の確保につながる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	情報提供 1回以上	情報提供 1回以上	情報提供 1回以上	情報提供 1回以上	情報提供 1回以上
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

## 2 地域資源を活用した高付加価値経営や多様な主体の参画による活力の創出

### ◆基本施策

(3) 地域ならではの特産物・特産品の開発・有利販売の促進

### ◆施策指標(アウトカム指標)

項目	現 状(R6)	目 標(R12)
農産物の加工に取り組む経営体	83 件(R2)	90件
雪下・雪室野菜の販売額	7,538 千円	8,000 千円
都市生協での農産加工品の販売額	12,653 千円	13,000 千円

### ◆具体的な取組

取組項目	① 6次産業化の取組支援【農村振興課:販売促進係】				
取組内容	<p>○農業者等に対し、6次産業化に向けた相談会の開催のほか、地域プランナーなどの専門家による課題解決支援等の情報提供を行い、新たな6次産業化の創出を支援する。</p> <p>○農業者が行う新規や規模拡大に伴う農産加工に必要な機械・設備の導入又は施設改修について、国や県の補助事業の活用のほか市単事業により、取組に要する経費を支援する。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○農業者が行う新規や規模拡大に伴う農産加工に必要な機械・設備の導入又は施設改修について、国や県の補助事業の活用のほか市単事業により、取組に要する経費を支援する。</p>				
取組の効果	○上越産農産物の需要拡大と農業者の所得向上につながる。				
目 標 値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	補助金を活用した農産加工に必要な機械・設備導入または施設改修の取組数 4 団体	補助金を活用した農産加工に必要な機械・設備導入または施設改修の取組数 4 団体	補助金を活用した農産加工に必要な機械・設備導入または施設改修の取組数 4 団体	補助金を活用した農産加工に必要な機械・設備導入または施設改修の取組数 4 団体	補助金を活用した農産加工に必要な機械・設備導入または施設改修の取組数 4 団体
実 績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	② 雪室の貯蔵効果をいかした農産物等の高付加価値販売の促進、雪下・雪室野菜の販売促進【農村振興課:販売促進係】				
取組内容	<p>○雪室の貯蔵効果をいかし、農産物等の高付加価値販売を促進するため、意欲的な農業者が取り組む販売活動を支援する。</p> <p>○雪下・雪室野菜研究会と連携し、雪下・雪室野菜の生産力の向上と高付加価値化を図る。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金を活用し、雪下・雪室野菜の高付加価値販売の取組みや学校給食用野菜を雪室に保管する農業者を支援する。</p>				
取組の効果	<p>○雪室の貯蔵効果をいかして、農産物等の高付加価値販売を促進することにより、所得向上につながる。</p> <p>○雪下・雪室野菜の生産や高付加価値販売を促進することにより、所得向上につながる。</p>				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	雪中貯蔵施設ユキノハコの利用率54.0%	雪中貯蔵施設ユキノハコの利用率54.5%	雪中貯蔵施設ユキノハコの利用率55.0%	雪中貯蔵施設ユキノハコの利用率55.5%	雪中貯蔵施設ユキノハコの利用率56.0%
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度

取組項目	③ 都市生協組合員等との体験交流【再掲】【農村振興課:販売促進係】				
取組内容	<p>○都市生協組合員等との農作業体験交流やオンライン交流を行う。</p> <p>&lt;令和8年度の取組内容&gt;</p> <p>○都市生協組合員と農業者等との顔の見える関係が維持できるようオンライン交流会を含めた産地交流事業を実施する。</p>				
取組の効果	○首都圏への販路拡大に向け、都市生協等を通じ、交流することにより、当市の優れた農産物や農産加工品等の需要拡大と有利販売の促進が期待できる。				
目標値	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	体験交流回数10回	体験交流回数10回	体験交流回数10回	体験交流回数10回	体験交流回数10回
実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度